矯正図書館

刑政

第五十卷 總目次

（昭和十二年）

矯正図書館

巻頭言

		著者	號	頁
□	刑務所は社會の代理店である	正木　亮	一	二
□	囚人の婚姻契約と其の效力		二	二
□	認識方法の科學化より處遇方法の科學化へ		三	二
□	刑務官か人間か		四	二
□	作業收入の增加と其の意義		五	二
□	ナチス行刑の轉向	中尾文策	六	二
□	刑務立法に關する要望と世界の動向		七	二
□	保護事業は慈善か		八	二
□	行刑に於けるヴエンチレーションの作用		九	二
□	裁判官と行刑と		一〇	二
□	兩刃の劍	日沖憲郎	一一	二
□	作業と教化と		一二	二

論文・資料

		著者	號	頁
□	人間の社會性より見たる行刑	青木誠四郎	一	五
□	ナチスの累進制	寺光　忠	一	一九
□	豫算より見たる囚人の生活標準	松山憲太郎	一	三三
□	累進制度に關する最近の問題	中尾文策	一五・一六	一一五
□	刑務作業の研究（三・完）	小川太郎	二	二五
□	書信より觀たる少年受刑者の心的動向	龜地繁人	三	三八・四七
□	少年受刑者の適性分類と作業成績	高瀨安貞 牧村　進	三・四	八・五
□	日本古代監獄□常陸の人足寄場雜考	細川龜市	七	一七・一九
□	横濱刑務所に於ける刑務委員會制度の試行	横濱刑務所	四・五	三七・三三
□	明治監獄年譜	辻　敬助	九・一〇・一一・一二	一六・一八・二八・三五

		著者	號	頁
□	作業統制の目標	瀧川秀雄	五・八	五
□	非常時に處する覺悟			
□	無期受刑者の適性分類と刑務作業の諸問題	近藤貞次 塚田　毅	六・七	二〇・五
□	行刑上より見たる滿洲國の治外法權撤廢問題	岡　五朗	八	五
□	地方的特色犯罪に對する考察	雨村信七	八	三一
□	收容者の糧食に對する考察	芥川　信	九	五
□	戒　護	前田幸之助	九・一〇	二九・三八
□	犯罪者の社會的豫後の問題	高瀨安貞	一〇・一一	七・五四
□	木工訓練の考察	近藤貞次	一一・一二	三三・三三

隨筆・回想

		著者	號	頁
□	『刑政』誌十五年の回顧		二	八八
□	百本の卷煙草	吉田　律	三	五二
□	現實に於ける行刑の今昔觀	戸田作造	四	八二
□	刑務協會五十年を迎へ其前半生の回顧	坪井直彥	五・六	八四・七一
□	文化と刑罰	正木　亮	一〇	九一

座談會

		號	頁
□	假釋放を語る座談會	一・二	四三・四七
□	全國刑務所看守代表座談會（勤續三十年の體驗を語る）	六・七	八五・六六
□	看讀書籍を語る座談會	八・九・一〇	六六・六三・九九
□	行刑の第一印象を語る座談會	一一	八九

海外資料

		著者	號	頁
□	刑罰の理論並びに實際に於ける矛盾の諸相	ナサニエル・キヤンター	一・二	五八・七一
□	拘禁の效果に對する二、三の考察	P・コルニール	二	五六
□	イタリヤに於ける「行刑改革に關する規定」		三	六九
□	假釋放は社會を防衛する道	アーネスト・バーヂエス	四	四六
□	今後の少年行刑に就ての綱領	ローランド・フライスラー	四・五	五九・五八
□	米國刑務作業に對する公正競走に關する規定		四	七一

□英國に於ける少年犯人の教化施設　ノーマン・S・ヘイナー　五　四三
□特志共助委員規程並注意　五　七二
□少年犯罪に關する倫敦市の基礎調査　六　六二
□ドイツに於る犯罪研究の最近の傾向　七　四〇
□一九三一年イタリヤ刑務法　七　五三
八　四七
九　四八
一〇　七四
一一　五〇
一二　五一
□ニユー・ヂヤーシーに於ける行刑制度の變遷　エミール・フランケル　九　三七
一〇　六四
□デモクラシーと死刑　ジョン・ペートン　一〇　八七
□刑務所に於ける社會事業（上）　G・デイブワード　一二　五七
□海外時報　三　五八
六　五〇
八　五七
一〇　八七
一一　六〇

新刊紹介

一月號（六九——七二）□ローズ「天才と犯罪」　□「スキス刑法・刑務・保護觀察協會總會議事錄」　□メツガー「犯罪學を基礎とする刑事政策」　□三宅「精神衞生」　□ペリコ「獄中記」　□河村「思想問題年表」

二月號（八四——八七）□エルスター、リンゲルマン「犯罪學辭典下卷」　□フライスラー「少年行刑論集」　□國際統計學會國際刑法並刑務委員會混合委員會報告「各國に於ける刑事統計作成の規準」　□ボンガー「刑事政策學入門」　□ベイツ「獄とその彼方」

三月號（七二——七五）□國際刑法並刑務委員會「刑法並行刑事情彙集」　□「一九三五年度ハーワード協會年報」　□司法資料「新獨逸刑法に對する國民社會主義的綱領第一部」　□「カナダ行刑年報」　□マッケルヴエー「アメリカ行刑史」

四月號（七六——八一）　□保護課「釋放者保護ト警察官憲行刑官憲トノ關係法規」　□川越少年刑務所「少年受刑者ノ統計及彙報　昭和十年號」　□シュミット「初犯者五百人に於ける素質と環境」　□佐藤「殺人の心理」　□松本「青年心理と個性伸暢」　□鈴木「子供の保護」　□菊池「酩酊責任論」

五月號（七八——八三）　□ローカル「刑事學提要　第五卷、第六卷」　□ブラー「刑法提要」　□內閣資源局「金屬並機械工業從業者に對する職業分析及適性考査報告」　□カルヴアート「二十世紀に於ける死刑」　□正木「監獄法概論改訂版」　□六七會「教誨創始の苦心を語る」

六月號（六五——七〇）　□正木・依田「性格心理學」　□日本少年指導會「少年不良化の原因と其對策」　□ジョンストン「監獄生活雜記」　□高木「世に立つ影」　□司法資料「第十一回國際刑法及監獄會議關係論文集」　□末川博「新法學辭典上卷」

七月號（六二——六五）　□モーランド「犯罪の征服」　□小野島「現代性格心理學」　□栗村「經濟心理」　□山下「教育的環境學」　□淺田「最新法醫學」

八月號（五二——六七）　□カルマー、ウエーア「犯罪と宗教」　□「一九三五年度英國監獄委員報告書」　□司法資料「滿州帝國新刑法典、同草案、同施行法、新刑事訴訟法典、同草案」　□木戸「思想犯保護觀察法規集」　□東京控訴院管內司法保護事業研究會「第七回總會提要」　□松山「行刑法要綱」　□東京保護觀察所「草創半歲に於ける活動概況」

九月號（五八——六二）　□ガドガン「惡の根」　□開城少年刑務所「少年受刑者の統計　第十三回」　□小林「勞作教育思想史」　□スタアリング、マツクルスキー「教育と社會傾向」　□ギリン「貧乏と窮民」

彙報

□第二十八回刑務官練習所卒業式　二　九一
□刑務所長會同諸問事項答申（昭和十一年度）　三　九四
□刑務協會々館新築落成式　五　九七
□全國刑務所看守代表を迎へて　五　一〇八
□昭和十二度刑務教誨練習生開會式並閉會式　六　九一
七　九一
□東京拘置所落成移廳式　七　七三
□第八回全國刑務所製作品品評會並即賣會　七　八三
八　七七
□第九回行刑醫務講習會開所式並終了式　七　一〇一
八　八四
□第廿九回刑務官練習所開所式　一〇　一一〇
□第十回全國刑務所武道大會　一一　八三
□全國刑務所長及評議員招待會並刑務協會事業報告　一一　七三
□刑務所長會同諸問事項答申（昭和十二年度）　一二（訓令通牒欄）
□全國刑務所長會同記（昭和十二年度）　一二　七二
□第十一回教誨師研究會　一二　九二

刑政第50巻第1号　　矯正図書館

No.5142

刑政

第五十卷　一月號　第一號

刑務所は社會の代理店である（卷頭言）	正木亮	2
人間の社會性より見たる行刑	青木誠四郎	5
ナチスの累進制	寺光忠	19
豫算より見たる囚人の生活標準	松山憲太郎	33
假釋放を語る座談會（上）		43
刑罰の理論並びに實際に於ける矛盾の諸相（一）	ナサニエル・キヤンター	58
新刊紹介		69
雜報　○刑政四十九卷總目次　○第四回東京劍道大會　○懸賞論文募集規定其の他		73

財團法人　刑務協會發行

犯罪學雜誌

第十一卷　第六號　金澤醫科大學法醫學教室內　犯罪學雜誌發行所
定價　一冊……六十錢（送料共）　一ヶ年（六冊）……三圓弄錢

論說
日本監獄內に於ける特別豫防の原則……原嘉道…一
指紋・掌紋・足紋の綜同的分類法……北條春光…六

血液型
家鷄正常血清中に發見せる抗Q凝集素に就て……吉川克已…二六
豚血清中に發見したる正常抗M抗N及び抗Q凝集素に就て……鈴木壽六…三六

犯罪研究
明治の疑獄事件（一〇）……高田義一郎…三八
迷信と犯罪……西山爲一…四五
檢擧に現はれた鮮人掏摸の動向……湯川四郎…五三
探偵奇運物語……安東禾村…六四
犯罪搜査實話

（三四）兇惡!!　山のギヤング……永山長三郎…七二

法醫學講座
第十八講　多胎產に就て（二）……古畑種基…七九

史料
檢視史資料類纂（三一）……山崎佐…八八

抄錄
○姙娠の早期診斷（九〇）　○新產兒、乳兒及び胎兒の血淸の補體價（九一）　○血淸學的型物質の排出型、非排出型の解釋に對する一考察（九一）　○ラノリン及びステリン類に依るヂフテリー毒素中和、並にヂフテリー免疫能力に及ぼすコレステリンの影響に就て（九一）

雜報
▽騷音防止（一八）　▽人事消息（九二）

法曹會雜誌

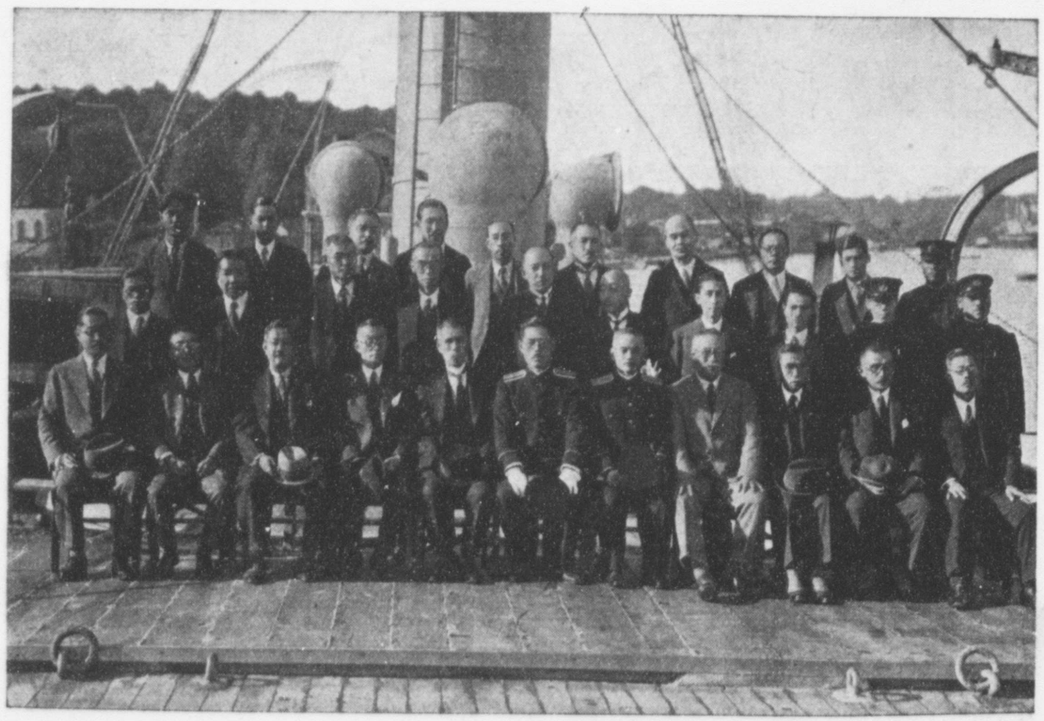
第十五卷　第一號
昭和十三年一月一日發行　司法省構內　法曹會
定價　金五拾錢　振替口座東京一五六七〇番

○滿洲國民事法規概觀……司法書記官　辻朔郎
○ボワソナード「新法に對する批評に答ふ」—附ボワソナード關係略年表—……九州帝國大學助教授　武藤智雄
○日本固有法に於ける法人の觀念（一）……法政大學教授　細川亀市
○如何にして國民の信賴をつなぐべきか……前控訴院長　高橋文之助
○名判官物語（三十一）　○大岡忠相（その二）……前司法大臣　小山松吉
○最近に於ける內外經濟の機構的竝に思想的變化……高橋經濟研究所長
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答　○大審院判例要旨　○戸籍事務協議會決議
○新法令　○雜報

矯正図書館



京都刑務所巡視の林司法大臣



浦賀少年刑務所視察の貴族院議員一行

謹賀新年

昭和十二年一月一日

刑務協會

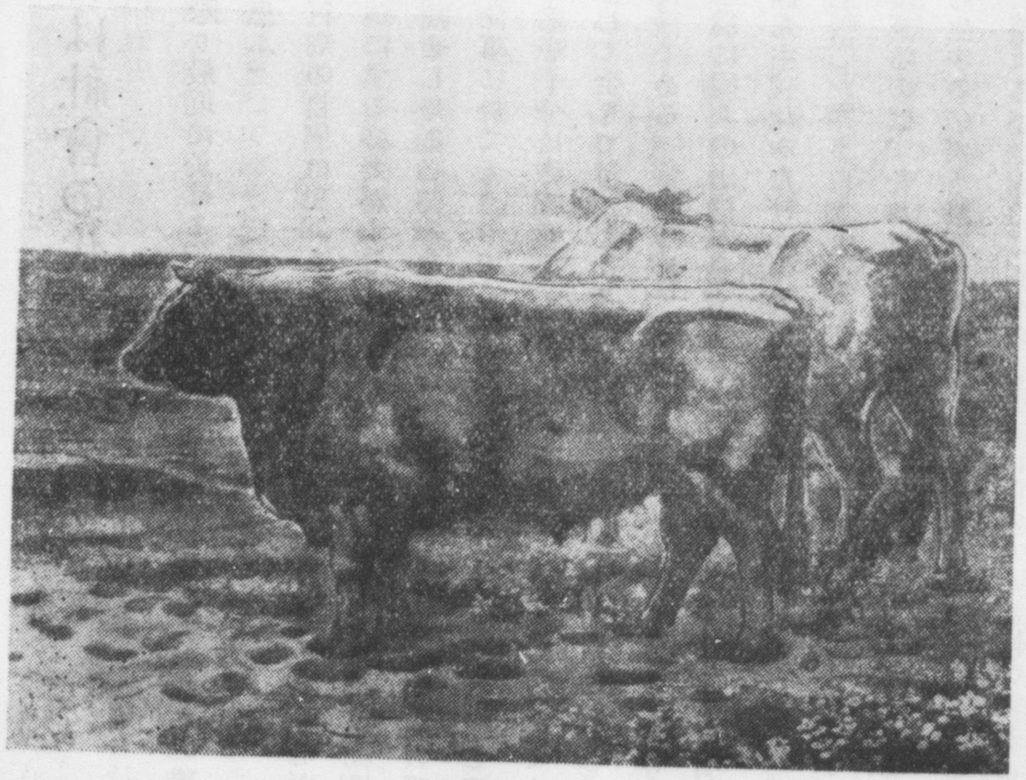
岩岡椎谷柳東森芥大吉中

正木亮
伊藤忠次郎
大原虎夫
野尻爻六
能勢弘忍
大石武
阿部清衛
野口幸喜
大森日榮
青木滋
平居三郎

松玄十
五朗
田律
名通藏
内庄太郎
原鎭平
邦彦
山武市郎
川信
竹武七郎
江知養
尾文策

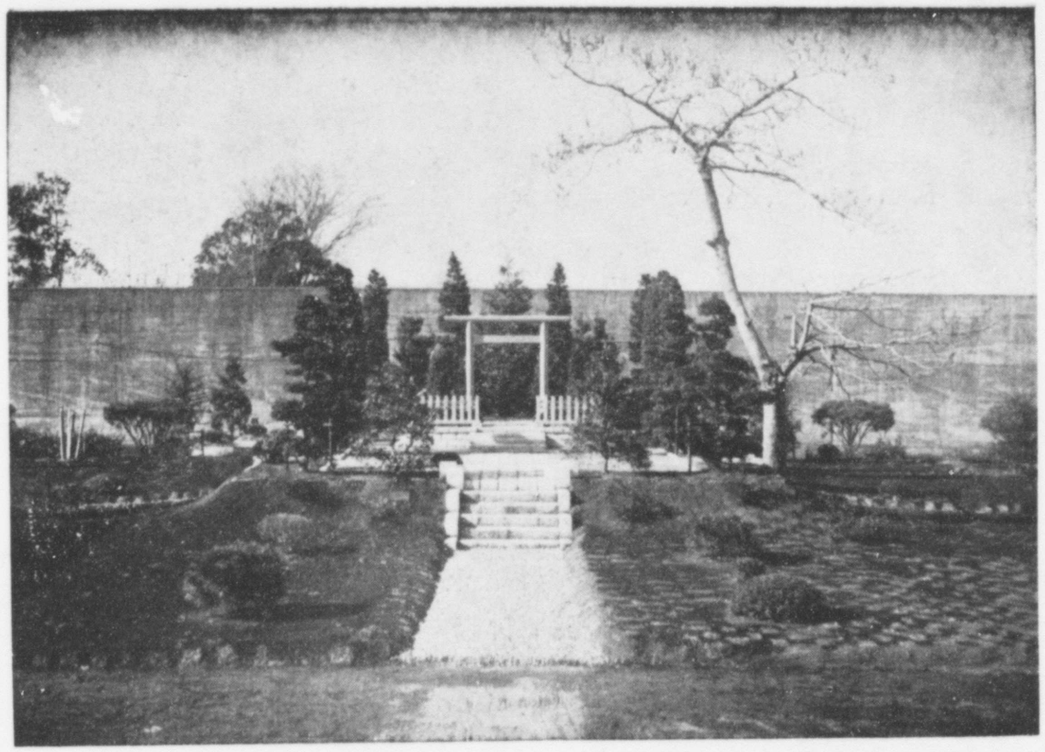
矯正図書館

政　刑

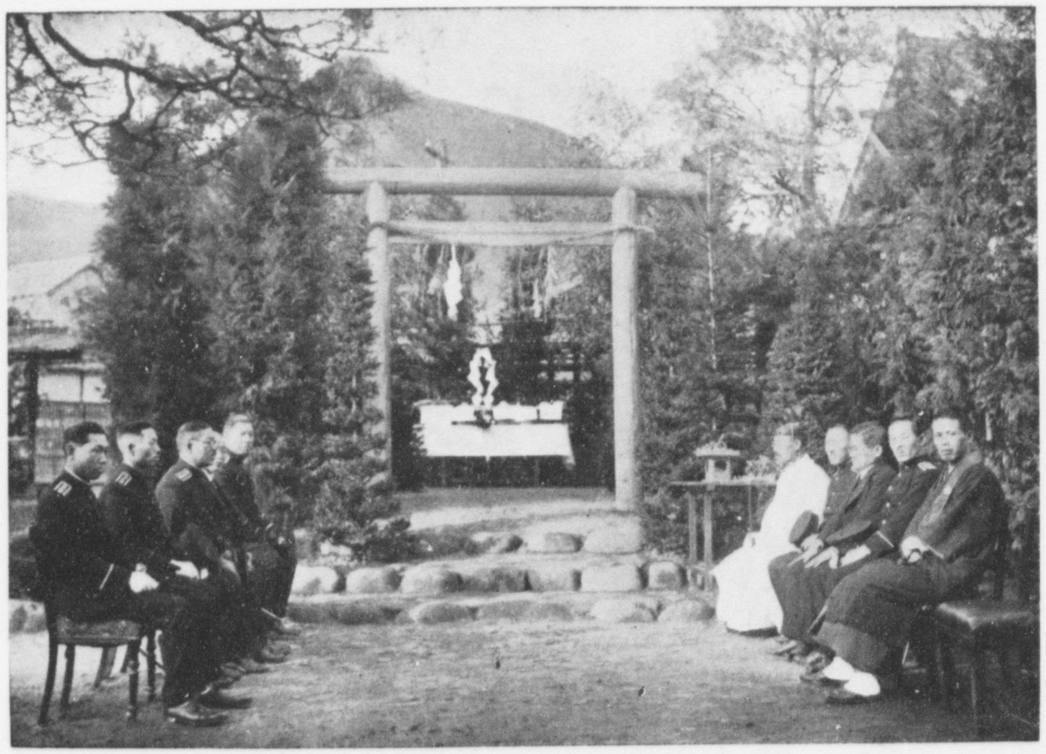


第十五卷

第一號



豐多摩刑務所遙拜所



長野刑務所遙拜所

刑務所は社會の代理店である

昭和十二年を迎へるに際り最近に於ける行刑學界の新主張を紹介してわれらの學問と實際との今年の行衛を見通して置き度いと思ふ。

もちろん過去に於ても行刑の目標は犯罪人を社會に復歸せしめることでありしが故にその大前提としての社會そのものの認識を明かにする必要が十分にあつた。從つて囚人の敎化の過程に於て社會共同生活の重要なる所以を知らしめ實踐せしめる必要のあることは十分に考慮せられて居たのである。

然し、行刑には―他の仕事に於てもさうであるが―特に繁瑣なる技術が重積してそれを果す爲めに全體的な國家社會生活といふ點を十分に把握せしめることがむつかしい場合がないでもなかつたのである。

本人を本當に社會人として生きて行かしめるには之を嚴しい敎導の下に立たしめる必要のあることを感じた場合でも刑務所の特徴である「衆情平穩」といふモツトーの蔭にかくれねばならぬ場合が一再に止まらなかつたと思ふ。その爲に囚人の處遇が動もすれば寬大に過ぎたり、囚人の增長がほの見えたりして玆に社會人をして行刑の個人主義化をなげかしめるに至るのである。

從來の行刑と雖再三主張したやうに個人主義的利己的行動は嚴にいましめられて居るのに拘らず、人が今日の行刑を批難するに至るのは、それは從來の制度の罪にあらずして指導方法の誤りから起り、技術にとらはれ過ぎた餘弊から生ずるのだと斷言することが出來るのである。

行刑に於けるかやうな誤れる認識と之に對する批判とはひとりわが國のみならずいつも批評の槍玉にあがるアメリカに於ても憂慮せられることとなつた。ナチス立法の下に於て強調せられつつある團體主義と關係なしに行刑敎化の上から眞に憂慮せられることとなつたと認むべきである。その結果としてアメリカ行刑學界の一角に於て提唱されるに至つたのがこの「刑務所は社會の代理店である」The Prison A community agency といふスローガンであつたのである。

このスローガンは有名なペンシルヴェニヤ刑務協會のフレーザー A. G. Fraser によつて提唱されたもので、同氏はこの提唱を爲す前提として吾人は刑務所が社會防衛の目的の爲 for purposes of social protection に存することを忘れてはならぬとなしたのである。社會防衛の目的を遂行すべき責任を負擔するが故に社會からの援助がなければならぬし社會から關心を持たれねばならぬと爲すのである。之を要約すれば刑務所は刑務官吏の刑務所にあらずして社會の爲の刑務所でなければならぬといふ結論に到達するのである。

わたくしはフレーザーのこの結論が刑務官吏とわれわれ刑事學を專攻する學究に對して樣々の示唆と警告とを放つて居るものなることを感ずるのである。先づ第一に刑務官吏に對してはその許されたる自由裁量を十分に活用すべきことを要望し立法家に對しては行刑の密行主義を再檢討すべきことを要望したるにあらざるか。殊に密行主義に至つてはその歷史的事實からいつてもとかく刑務官吏の失敗を隱蔽する具に用ゐられ、世人から疑の眼を向けられる源泉であつたのである。正しい行刑、社會の代理店であるべき刑務所に於てさやうな主義の許さるる筈はないのであつてそこにフレーザーの警告が特に强くひびくのである。

更に眼界を轉じて社會人の行刑關與の一形式としての刑務委員會制度に及んで見よう。その制度に對して學究たちが之を熱望することは既に久しきに及んで居るし、現に本號座談會記事に揭載されるところによつて見ても第三者が刑の執行に關心を持ち居れることは決して淺薄なものではないのである。かやうな狀態にあるに拘らず刑務所方面に於てその聲の冷靜なること林の如きは或は行刑の專門的牙城に盜竊せんとするの氣分なきにあらざるか。

勘くとも行刑一新の熱意に燃ゆる若き刑務官諸君よ！　技術の上に冬眠する勿れ。自己の安易を維持するが爲に第三者の行刑探求を遮斷する勿れ。社會に動きつつある行刑への關心の一點をももらさずそのよき叫びを實現せんとする努力は、それ卽ち今日の行刑を一新する所以であることを忘れてはならぬのである。かくすることによつてフレーザーの所謂刑務所は國家社會の代理店であるとの正しい主張に答へることが出來るのである。

昭和十一年十二月十一日

正　木　亮

人間の社會性より見たる行刑

青木誠四郎

內容

一　人間生活の本質
二　人間の社會性と行刑
三　社會的意味の行刑の實踐形態

一

わたくしは、さきに、受刑者の科學的審査に關して、私見を述べた際ベルゲマンの言葉をひいて、人間は生物的存在であると共に心理的存在であり、同時に社會的存在であるから、受刑者の認識は、これ等の諸點の綜合されたものゝ上にたゝなくてはならないと云つたのであるが(一)、これは受刑者の現實を現象的に把える事が行刑の出發點と道程とを規定する上に缺くことができないものであると云ふ意味に於て、しかく述べたのである。

併し乍ら受刑者をかやうな現象的な姿に於て把えると共に、わたくし達はまたこれを、その本質に於て眺めなくてはならない。それは刑罰の實踐に於ける科學的な精神に對して缺くことのできない大切な立場を與へるものだからである。蓋し人の生活は、そのある生活をなしつゝ

あるものであると共に、あるべき生活への發展の姿を示してゐるものであつて、しかも、このあるべき姿への發展の姿としてこれを把える事こそ、人をしてあるべきものたらしめる働きを起す前提となるものなのである。

然らば、この人の生活の本質はどこにあるだらうか。

それはいろ〳〵な點から考想されるだらう。併し、その最も基礎的な、そしてまた包括的な意味に於て把えたものに、古くアリストテレスがある。アリストテレスは人は本性上ポリス(社會)的動物であると云つて、人が本性上家族をなし、家族は部落をなし、部落はポリスをなすと云つてゐる。このポリス的動物であるとは、たゞ社會的本能を滿足せしめようとしてゐると云つた何等人の理想の動きの見られないものではない。彼が「ポリスはよき生活のために存續する」と云つてゐるのでも明かである。即ちこの意味に於て、人はこの「よきポリスの生活に向つて生活するもの」として把えられてゐるのである。

人の生活の本質を把えるかやうな態度は、近世に於ても著明に認められる。カントは、十八世紀の個人主義の中にあつたとは云ひ得ないが、カントの人間觀の眞意を暢達したと見られるヘーゲルやコヘンに於ては、明かにこの種の態度に於て、人間の生活を見ようとしてゐる。そしてそこから、人がいかに生活すべきかが考想されてゐるのである。

わが國に於ても人間の生活は夙くに、かやうな風に把えられてゐた。(一一) 人間は世の中の意味をもつと共に世の中に於ける個人の意味をもつものとされて來たのである。たゞ言葉の使用がその本來の見らるべきものを逸して、個人的な意味に偏つて用ひられて來たことは見のがせないのではあるが。

かやうにして人間生活の本質は、社會的な性格に於て、卽ち個であると同時に全體であり、個人であると共に社會共同態の一員として、その二重の性格に於て把えられなくてはならないのである。(一二)

わたくし達が人間の本質を、かやうに見るとき、人間はその個に則して全體を生かす生活への發展の姿に於て眺めらるべき事が、おしへられる。この把え方に於て、最も多く反省を與へられるのは從來の教育の實際である。教育の對象たる兒童青年は、本來かく見られなくてはならないものであつた。教育はこの意味に於て、いつも社會共同態の一員として、換言すれば日本國民の一員として成長しつゝある姿に於て、兒童青年をそこに見なくてはならなかつたのである。そして、更にそこには、このよき社會共同態の生活をなし得るやうに教育の實踐の存すべきであつた事が示されてゐるのである。

然るに實際の教育を見ると、從來ともするとこの人間の社會性を遺棄して個人そのものの完成を重視し、個人の自己實現を各個人が果すことを勸奬するやうな態度に於て行はれて來たの趣がある。ヘルバルトに系統をひく主知主義的教育は、この流れを形作つた有力な力であつた。そこに、學校教育を卒つたものに、社會意識の稀薄が嘆かれ、責任感の薄弱が難ぜられ、しかも個人的な英雄主義が實を結ばうとした因があるのであらう。

今日、わたくし達は、全體に則して個を生かし、個に則して全體を生かす意味に於て、教育に對して知に偏らざる性格の陶冶を求め、社會的な訓練を求めてゐるのであるが、これ等は從來の個人に偏つた教育に對する反省に外ならないのである。勿論その反動の故に個を全體に沒するやうな偏つた考へ方もないではないが、それは反動の歪曲性をもつものに外ならない。

人間をかく社會性に於て眺める事は、たゞに教育に於て忘れられ、その故に今日求められてゐると云ふに止らない。行刑に於ても、從來屢々これが忘れられ、その故にまた、いま、求められなくてはならぬものある事をも知らざるを得ないのである。受刑者も一個の人間である。それは個であると共に社會共同態の一員である。一個の國民としてこの國の全體の生活に拘つてゐるものである。そこに求めらるべき受刑者處遇の道があるのである。

一　拙稿、行刑と教育科學、刑政第四十九巻、第四號、昭和十一年四月

二　言海に於ては「にんげん、人間(一)人の住む所、ヨノナカ、世間、(二)佛經ニ六界ノ一、卽チ、ヨノ娑婆世界、人間界、人界、(三)俗ニ誤リテ、人、云々、」とあり、明かに人間は、社會的性格に於て把えられ來つてゐるのである。

三　かやうな人間生活の性格についての把握については、和辻教授「人間學としての倫理學」に、興味ある所論を見る事が出來る。

二

そこでわたくしは、こゝに受刑者を人間として見ることによつて、行刑に求めるべきものを、求めて見たいと思ふ。

行刑が威嚇により痛苦を與へることによる應報に終るか、或は行刑が教育でなくてはならぬかは、この受刑者の社會性の深く認識されるか否かによつて、定まるものがあると見ることができる。行刑は犯人にとつてはその社會適應性の培養であり、またその危險性の故の隔離であつて、社會的には、一般社會に對する犯罪に對する警戒であると共に、被害者に對しては法益の保護せられることを表示するものだと云はれる。(一) 併しこれ等のどこにその重點がおかれるかゞ、行刑を鎭壓と見るか、教育と觀ずるかの分岐を決するものだとも云はれる。茲にわたくしは、受刑者の社會的性格の把握と云ふ點から、これ等の態度の意味を考へて見よう。

行刑が犯人を嚴しい墻塀のうちに隔離することで、犯人と社會との接觸を絶たうとしてゐる事は何人も知るところである。威壓に訴へて行刑を行はうとする人々は、これを以て、行刑のまづ第一に行はうとするところを果してゐるかに見る。なる程かやうに犯人を墻塀のうちに拘禁して、隔離する事は、犯人の非社會性乃至は反社會性を遠ける事で、これによつて、その犯人の危險性を遠ざける事はできるであらう。併し、よく考へて見れば直ちに首肯けるやうに、たゞ隔離することで犯人の危險性はこれを遠ざけ了ることはできない。もし隔離された當時のそのまゝの生活を豫想すれば、やがて彼が隔離を解かれた日、社會は再び彼をその一要因としてそのうちに包んで、危險性を孕みつゝその共同生活を營まなくてはならぬことゝなる。この危險性を除いて、よき共同生活を營まうとすれば、この隔離と釋放との間に、何等かの働きが、犯人の社會共

同性を培はなければならないのである。こゝに於て單なる隔離は、一見社會を基準にして、社會の安寧秩序と云ふよき共同生活を目標においてゐるやうに見られるが、實は社會共同態と個人との關係について深い反省をしてゐない事を示してゐると云はなくてはならない。苟くも、社會共同生活の進歩を念願するものであるならば、わたくし達は、たゞ一時の隔離によつて犯人を處置し得たと思つてはならないのである。

それならば、この隔離を徹底したならば、どうであらうか。犯人の徹底した隔離は、再びこの社會生活に姿を現さないやうにすることである。それは死刑の執行か、無期懲役の遂行かである。この方法は一見して、いかにも社會を清淨にし、共同生活を健全ならしめるやうにさへ見える。併し、人間の生活を深く見ると、しかく單純ではない。一人の人を抜き去る事は、そこにいく多の波紋を殘さずにはゐない。彼は家族の一員であり、部落の一員である。彼の姿の失はれる事はそこに何等かの缺陷を殘し、その缺陷がまた社會共同生活の進歩に妨害を殘すやうになる事を見逃してはならない。隔離の嚴密な履行は、この極端な場合に見て明かなやうにたゞその個人の個人的生活をのみ見て、これを社會的立場に於て見てゐないことを忘れてはならないのである。

刑罰が社會に對して、威嚇によつて犯罪を警戒する事は、一般豫防としての行刑の大きい任務であるとされてゐる。この威嚇と警戒とは、勿論消極的に非共同の結果のいかなるものかを示して、一般社會に共同の態度を保たしめようとする効果はあるだらう。そしてその故に法的秩

序の維持に向つて刑罰の威嚇は一應の効果をもたらすであらう。併し、この威嚇は警戒のための威嚇であつて威嚇のための威嚇ではない。つまり警戒の心を起さしめることを意味する、影響性を豫想しての威嚇である。つまり威嚇によつて見せしめの教育をしようとしてゐるのである。

けれども、このやうな威嚇による畏怖の消極的な効果を求める事が、教育の本質的なものでない事は云ふまでもない。教育は自ら求める生命の力を基礎とするものである。單に畏怖を求め、畏怖による非活動を豫想するやうな活動が、人をして滿足せしめ、社會共同態の意志を滿足せしめ得るであらうか。法成つてしかも人を萎縮せしめるに終ることで滿足し得るであらうか。

だが、この問題は、こゝに滿足を求めて、恰も峻嚴な母親が見せしめのために、兄弟の前に一兒を打擲するやうな態度をもつてよしとされるとしても、その場合犯人はどうなるのであらうか。そこにその社會共同態の一員としての誘導なく、たゞ單に見せしめのために刑を負ふことで、社會が再びその隔離から放たれた人間を迎へるときにどうなるのか。この見せしめの刑罰は、人間の共同態に些かの積極的要素を加へるものでもないのである。

なる程、犯人は、刑罰をうける事によつて、自らを威嚇されて、その威嚇による畏怖が、反社會的行爲の幾分をも抑壓する事はあらう。併し、それは、一般社會に於けると同じく、よき社會共同生活への積極的な意志を生むものではない。威嚇によつて自らを警戒するのは、犯人の個人的態度を徹に外ならない。こゝにも極端に云へば、この世を去るのが最もその畏怖による消極的態度を

底したものと云へる。彼の死程この警戒への徹底はないのである。併し、それはどこまでも社會共同への積極的な動きではない。社會共同態のよき生活は、どこまでも各人の個に則し、個を生かして、積極的に共同することで全體を生かすことを要求してゐるのである。

かくて、行刑が受刑者の人間としての社會性を認識して、あるべき人間の生活の姿を求めるとき、そこには受刑者に對し社會共同態への積極的な態度を求めなくてはならない。即ち積極的な社會性が求められなくてはならない。それと共に、一般社會に對しても、單なる警戒に止ることなき積極的なよき共同生活への進歩を促す教育的態度がとられなければならないのである。

更に被害者に對する法益の確保を刑罰によつて表示する事を考へる場合にあつても、それが、たゞ自己の損害に對する償ひとして他の刑罰を償ふと云ふやうな原始的な心情への保證であるならば勿論のこと、法の保證としての表示と見られる場合でも、それはあまりに社會共同的態度の稀薄な個人主義的態度だと云はなくてはならぬだらう。しかもかゝる表示が、表示に止ると云ふならば、その犯人による危險性は、少しも除去されない。それはたゞ一時的な氣休めであつて、眞の保證の表示にはならない。眞の法益不侵害の保證は、犯人の危險性が除かれることの保證でなければならないのである。

これを要するに、犯人を威嚇して鎭壓しようとし、犯人を隔離してその行爲を社會に接觸することを避けようとし、更に社會を警戒する事によつて法の威信を保ち、その實踐を求める態度は、

一見すると極めて國家社會の牢固たる姿を示し、その發展に貢獻することの多いやうにさへ見えるのであるが、深く人間生活の本質から眺め、個に則して全體の生きる國家社會の社會共同態たる性質を確實に把えたるものから見ると、それは、眞に徹せざるものと見なくてはならないのである。一布衣もまた陛下の赤子たるわが國の社會共同態たる性質を無視してゐると云はなくてはならぬのである。そこには却つて多くの個人主義的なものを見ることさへできるのである。こゝにかの應報刑主張者としてのカントが十八世紀の個人主義的思想を脫してゐないことにわたくしは一つの示唆をさへ感ずるのである。

かやうな理によつて、行刑は犯人の個々を陶冶するのではあるが、その目標はよき社會共同態の一員としての生活への陶冶によつて、眞に人間生活を可能ならしめようとするものである。わが累進處遇令について、正木檢事が、自由刑執行の最後の目的として、受刑者を改善して、社會の一員たるの資格を作るものに外ならぬとしてゐるのも、(一一) リープマンが、「精進せらるべき目標は、受刑者の教育である。彼をして一の非社會的なる、屢々實に反社會的なる性質を變じて、自己の內心からその本能と行爲とともに、社會共同態の下に服することである」としてゐると云ふのも、(一二) 全く上述の結論と同じ意味をもつものである。この意味に於て教育刑の思想は、人間たる犯人の社會性の認識に基くものであると云ふべきである。そこで教育刑には、受刑者の個に則して全體を生かす生活を誘導するこの社會的性格に基く實踐が存しなくてはならないわけである。

一　正木亮學士、行刑上の諸問題第九―一〇頁

二　正木亮學士、行刑累進處遇令釋義、最近行刑令釋義、第一二頁

三　木村教授、刑事政策の諸問題による、第八一頁

三

以上のやうな行刑の基礎的考想は、わたくしが事新しく云ふを要せざるところであつて、從つてその實踐も夙に勵まれてゐるところと見なくてはならないのである。たゞ併し、敎育刑の思想が何等か個人的な色彩をもつやうに誤解するものがあり、應報刑が社會的な色彩をもつやうに解せられるやうな狀勢がないでもないところから、以上の基礎的考想の再吟味を試みたのであるが、これをその意味に於ける實踐の上に轉じて見ると、玆に於ては、尙過去の應報的思想の遺骸があつて、それを清算しきれないやうな趣がないでもない。この點に於て、尙一應行刑の社會性とも云ふべき考想から、その實踐の問題に觸れて見なくてはならぬものがあると思はれる。

わたくしは、かゝる社會共同性への陶冶に於て、まづその基礎として社會共同的性格の陶冶と、社會的知見の涵養との二つを重視しなければならぬとするものである。

この社會的性格の陶冶として責任感の培養、勤勞的精神の涵養等の問題が考へられるわけであるが(一)、それと共に受刑者訓育の方法に於て、一般として社會共同的な方法がとられなくてはならぬ。いつも受刑者を受動的の立場におき、與へること、命ずることだけを考へる刑務官は、社會共同的性格を、消磨させつゝあるものである(二)。そこに受刑者の自發的な共同態度の育成が考へられなくてはならぬのである(三)。この點から見て、累進處遇の自治戒護の方法のやうなものは、極めて價値あるものとして、また共同的態度が何を意味するかを了得する上に、よく玩味するの要あるものと云ふべきである。

かゝる性格敎育と共に受刑者訓育の基礎をなすものは、受刑者をして常に社會的知見を養はしめることである。社會は常に刑務所の墻塀の外で動きつゝある。その動きつゝある社會へ、やがて彼等はその共同の一員として、進んでゆかなければならないのである。動きつゝある社會に異常な注意を拂ひ、それについての、知見を養はないで、どうして他日社會に入るの日に、これに共同する事ができようか。而してこの動く社會の情勢について、その知見を與へるものは刑務官以外にはないのである。こゝに於て、刑務官は最もこの社會についての知見に秀れたものをもつてゐなくてはならない。もし刑務官が自ら墻塀の中に自らを隔離して、社會的知見に貧しからざるを得ないとすれば、受刑者は、全く社會に出てゆく基礎を養はれないと云はなくてはならぬ。事實はどうであらうか。刑務官が、監獄のうちに於ての秩序について說くのもよい。敎誨の任にあたるものが、信仰を說くのも缺くべからざる事である。併し、それと共に、受刑者に對しては、いつも豐かな社會的知見が與へられなくてはならないのである。つまり動きつゝある社會生活に適應し、共同してゆくことのできる生きた知見を培はなくてはならぬのである。

かゝる基礎的な陶冶は、行刑の實踐の全般に於てなされなくてはならないところである。受刑者を戒護するものも、これを敎誨するものも、更には作業を敎へるものにも、常にこの意識が明確になつてゐなくてはならないのである。

行刑に於て、受刑者の社會性の陶冶をなすにあたつては、かやうな一般的な考慮の外に尙具體的な方法的な實踐がなくてはならぬ。それは、社會共同生活の具體的なものとしての職業生活に對する考慮から發するものである。

まづ、このやうな具體的な歩みをとるために、わたくし達は受刑者の過去の職業生活に關聯し、將來の職業生活を考慮するための個性審査をなすの要がある。廣い意味の適性考査が卽ちそれである。個性審査は受刑者の全般的な處遇に於てすでになされなくてはならぬものをもつてゐる。——たとへば社會的性格の陶冶をなすには、受刑者のどこに最も陶冶の重點がおかれなくてはならぬかを知らなくてはならないが、そのためには受刑者の性格についての認識が、まづ必要であると云はなくてはならぬ。——併し、受刑者の社會不適應は、その職業の性質に起因するものが少くないのであるから、職業に關聯して個性の如何を見ることは、極めて大切な事と云はなくてはならない。而してこの種個性審査は、受刑者がその社會共同態のうちにあつて、最もこれに貢獻し得るものが何處にあるかを求めるものであつて、その生活の指導に根底を與へ得るものでなくてはならない。たゞ知的な能力の考査に終ることはその意味で許されないことである。

勿論それは、ある幅をもつた審査ではあるだらう。併し受刑者の過去の職業生活との關係に於て、將來の職業生活について、個性の全體からの判定を得ることができれば、行刑はこゝに作業をその個性に從つて十分の訓練的意味に於て課し得るのである。併しこゝに注意すべきは、この作業は作業のための作業であつてはならない。受刑者の社會的共同生活への資質がこれによつて形作られるやうなものでなくてはならないことである。この意味で課せられる作業であるならば、それは受刑者の敎育の具體的なものゝ中心と云ふよりは、それ自體だと云つてよいのである。作業が何程重視されても偏重されると云ふ如きことは、あり得べからざる事である。もし偏重の見られるやうなものがあるならば、それは作業が敎育的意味以外にその重點を移してゐる事を示してゐると云はなくてはならない。

わたくしは、以上社會性陶冶の實際についてこれを項目的に略說したに過ぎない。併し、行刑が結局受刑者の社會共同性を培つて、彼等の個に則して全體を生かすの道をとるの外社會的意味を有ち得ないことを知る以上、その實踐は、いかなる場合にもこれを具體化する工夫をなし、これを實行する努力を拂はなくてはならないことは云ふまでもない、もし刑務官がこの努力を含むならばそれは自らを應報の具と見るものと云ふべきである。

一　わが累進處遇令に於て、責任觀念、意志の强弱が重視せられ操行の採點が定められてあるのは、全くかかる意味を持つものと見なければならぬと思ふ。ただ刑務所內の責任觀念や、刑務所內の操行が問題なのではない。それ等は社會共同的性格

矯正図書館

の内容を爲すものだからである。

二　木村教授はこの點について「行刑官も受刑者もともに、社會教育としての教育刑の下に於ては、先づ第一に人として平等の立場に立つこととならねばならぬ」とせられてゐるのは「人間としての受刑者に對する根本要件」だからであつて、ここにわたくしの云ふ趣旨と全く同一であるといつてよい。刑事政策上の諸問題第一五三頁。

三　拙稿、行刑の根本要請としての自發意志、刑政第四十八巻、第四號、昭和十一年四月、

ナチスの累進制

寺光忠

一　その贖罪主義について
二　その累進制について
三　累進制度の運用

或るものはナチスの刑法乃至行刑理論を吟味してその中から強いて「教育刑的」らしいものを抽出してわづかに滿足の意を表し、又、或るものはたゞ時代思潮に追從してナチス刑罰思想に陶醉する。何れもが非ではあるまいか。われわれは、一應、一方ではナチスの刑罰觀念はその基礎に於てあくまでも贖罪或は應報に徹せんとして居るものであることを認識し、他方では、ナチスのさやうな思想はさしあたりナチス・ドイツに特殊的なるものであると理解し、斯くして、冷靜に、われわれのよき研究とよき反省の資料たらしめたいと考へる。

一

一九三三年以來のドイツはナチス・ドイツである。そこでは「アドルフ・ヒツトラーがドイツ法制の源泉である」とまで言はれ(一)、そのあらゆる法制がナチス的に改變せられる。

そのナチスの刑罰理論の基底を流れてゐるものとして今日われわれに示されてゐるのは、民族主義と贖罪主義とである(二)。

惟ふに刑法及び行刑は一國文化の成熟を測る測度器である。而して、ヨーロッパ諸國に於ては十九世紀から二十世紀にかけて、概ね、その刑法は專制司法から固き法律秩序へと移行し、その行刑は威嚇と應報の原則から犯罪者改善敎化の原理へと移行したことであつた。個人の身體的・精神的素質と環境の影響との相關關係を認識したこと、とりわけて、一般經濟事情と犯罪性の發展との相關々係を認識したことは、科學的認識の共同所產であつて、それが立法及び行政の實際に於ける指導精神であつたのである(三)。此のまことに人道主義的にして自由主義的なる動向は實に當時に於て世界法的なるものであつた。然るに、ナチスは、斯かる事態を以てドイツ民族文化を腐敗せしむるものであるとし、十九世紀の後半以來浸潤せる前ナチス的刑法及び行刑を拂拭するところに寧ろドイツ文化の眞の成熟が期せられると考へるのである。洵にあはたゞしいことであるといふべきであらう。

ナチスは、かくて、贖罪原則 Sühneprinzip なるものを掲げるのであるが、こゝに事新らしく擧げられた贖罪といふことととふるき復讐或ひは應報といふこととの間には未だ十分合理的な差別が基礎付けられては居ないやうである。從つて、ナチス的裝ひの下に於ては贖罪原則と名付けてはゐるものの、實は贖罪原則とは卽ち應報主義そのものであると解し得るであらう(四)。

(一) 斯かる一個人の束縛なき意思が法制を支配することを獨裁・專制といふのであるがそれが其の恣意にまで墮ちなければ幸ひであると云はねばなるまい。

(二) ナチス刑法の民族主義といふことに就いては、木村龜二氏「民族主義を基本とするナチス刑法」(刑政第四八卷第二號)參照。なほ、ナチスの刑罰制度一般に就いては、正木亮氏「ナチスの刑罰制度と現代刑事學」(刑政同上號)參照。

(三) Union Für Recht Und Freiheit; Der Strafvollzug im Ⅲ. Reich, Prag, 1936, S. 9.

(四) 應報主義の功罪につき、ここにあらためて、論議を重ねまい。

ナチス・ドイツは一九三四年五月十四日、「自由刑及自由剝奪を伴ふ保安竝矯正處分の執行に關する命令」第四十八條に於て、行刑の原則を次の如く宣言した——

自由刑の贖ひ Verbüssung により囚人は過去の不法を贖ふべし

自由剝奪は、それが囚人に對して感じ易き痛苦であり且精神敎育を受け容れ難き囚人に對しては罪となるべき行爲を新たに犯すの誘惑に對する有力なる抑制となるべきやう機構せらるべし

囚人は規律と秩序を維持し作業と義務履行とに馴れ且道德的に鞏固ならしめらるべし

之に對してかの一九二三年の「自由刑の執行に關する原則」は、その第四十八條に於て次の如く綴られて有名である——

自由刑の執行 Vollzug に際りては囚人を必要なる範圍に於て規律及作業に馴れしめ且之を再犯に陷らざらしむるやう道德的に確固ならしむべし

一九三四年の命令と一九二三年の原則との此の對照は、ナチスの行刑とナチス前の行刑との本質的な相違を明らかにするものである。要約して、前者に於ては「贖罪」Sühne が謳はれ、後者に於ては「改善」Besserung が謳はれて居るといへよう。

しからば、そのナチスの「贖罪」主義は行刑上何を所期し、如何なる立法者も嘗つて之に就いて多く頭を惱したことはない(五)』のであり。應報主義そのものには到底何らの積極的意義を期待し得ないことについては既に屢々論ぜられたところである。たゞ、一九三四年の命令によれば、その「贖

罪」原則は附隨的に規律とか秩序とか乃至は道德的鞏固とかについても論及するのであるが、實は、『斯かる建設的・組成的な問題にこそ汎ゆる行刑の問題のうちでも眞に困難なるものが横はつてゐるのであり（六）』、ナチス行刑上副次的なる此の建設的・組成的問題の解決に向つてのナチスの精進こそ、却つて、結局に於て將來、その贖罪原則一般の價値を決定するのではあるまいか。ともあれ、目下のところ、ナチス・ドイツの行刑は應報主義の礎石の上に在る。

（五）
（六）F. Exner; Kriminalistischer Bericht über eine Reise nach America, 1935, S. 52.

二

『二十世紀に於ける行刑上の偉業は、行刑が世界的に累進制度に因つて技術的統一を受けたことである。……自由刑の目的を急ぐ刑事政策の要望は、自由刑全體として又監獄生活そのものに於て剝奪すべき自由の質と量を從來のものと變へることであつた。……われわれは、最近十年の間に、三個の監獄法規が此の意味に於て、累進制度を取扱つて居ることを忘れてはならない。一は、一九二四年のソヴェト・ロシアの勞働改善法（一）、二は、一九二九年のプロシヤ累進處遇令（二）、三は、昭和八年のわが行刑累進處遇令である。此等の諸法規は、自由刑の對象たる自由を、質と量とに於て從來のものと變へ、自由刑を教育方法として明かにわれわれの前に展開したのであつた（三）』。斯くて、累進制度百年の歴史を回顧して、われわれは、『自由刑に於ける累進制度が、教育方法としての自由刑執行の核心を爲して居ることは、歴史と現在とに依り之を明かにすることが出來る。故に、累進制度を是認する國家の自由刑の性質はその行刑上より歸納すれば、之を一つの教育方法であると結論することが出來る（四）』のである。此の累進制度通史はドイツに關しても亦然りであつたのである。然るに、ナチス・ドイツは、應報主義を其の行刑の基調としつゝ、しかも、累進制を拋棄しないのである。そこで、ナチスの採る累進制とはいかなるものであるかが究明せられねばならない。

以下、われわれは、最近の二三の著述を通じて、ナチス行刑殊にその累進制に關してなされた若干の論議を追つてみよう。

（一）ソヴェト・ロシヤのそれについては、正木氏「行刑上の諸問題」第一七頁以下參照。
（二）プロシヤのそれについては、正木氏「教育法としての新累進制」（法學志林第三二卷第八・九號參照）
（三）正木氏「自由刑に於ける累進制度」（法學協會雜誌第五二卷第五號第二―三頁）。
（四）正木氏前揭（法學協會雜誌第五二卷第八號第一〇一頁）。

「第三帝國の行刑」の理論と實際に對しては內部的にも鋭い非難がないわけではない。われわれは先づ、往時教育刑論華やかなりし頃を追想しつゝナチス行刑を否認する者の言葉を紹介することから始めよう。

『一九二三年、三階級（考査級、處遇級、試練級、Beobachtungs-, Behandlungs-, Bewährungsstufe）による執行が教化事業に適したる方法として用ひられた。此の制度は漸次的に優遇を增大することによつて囚人の自由への移行を容易ならしめるものである。……自由刑執行の問題は自由回復後の社會關係に適ふやう囚人を教育することに存し、此の思想が處遇規則を支配したのであつた。優遇は、勤勉と善良なる行狀に於て顯著な囚人に對して執行の漸次的緩和の目的のために許された。長期自由刑囚には累進處遇を適用するやう定めることが奬められ、聯邦各國に採用されたのであつた（五）。』當時許された優遇にはいろいろのものがあつた。舍房の種類、備品、額及花による室內裝

飾、懐中時計、特別衣、別菜購入、喫煙、室内點燈時間の延長、書信接見の期限短縮、運動競技、圖書室備付圖書の自由撰擇、書籍購入、新聞購讀、演說會及音樂會への參加、等。プロシヤ他二聯邦（Bayern, Thuringen）では最上級者に集團散歩が許され、プロシヤ他四聯邦（Württemberg, Hamburg, Bremen, Thuringen）では或程度の囚人自治權が認められた。他の處遇緩和の方法としてはプロシヤ他三聯邦（Bayern, Anhalt, Bremen）に於ける年一週間乃至二週間の休暇があつた(六)。

斯うした豐富な處遇內容(七)がその適用を誤つたところに行刑の弛緩症狀があらはれ、そして、さうした局部疾患に捉はれたところにナチスの優遇排擊論が生れて來たのでもあるが、ともかく、教育刑論の正當性を信ずるものは續けていふのである。

『斯かる行刑に對して特にナチスの側から、囚人が失業者よりも良好に給養せられたとか行刑の嚴肅性が失はれたとか監獄が恰もサナトリウムの如きのになつたとかいふ非難が起つた。……贖罪思想が新法制を支配し軍隊的訓練が强化された。囚人を所內の醜惡にして犯罪的なる環境の影響からは出來るだけ離して置かうとした嘗つてのあの規制、囚人の內に在る積極的な力を成長發展させようと努めた嘗つてのあの規制は、かくて、今日、行刑から其の影を潛めるに至り、人道的行刑は今や「畸形」„Auswüchse“ と呼ばれるのである。……謂ふところの以前の行刑に於ける「畸形」は取除かれ、新國家に於ては、刑は全く意識的に害惡として作用し且しかく囚人に徹するやう組織されてゐる。囚人は最早「人道的に」處遇せられることがないのである(八)。』そこで彼の「人間らしく」menschlich なる語がナチス・ドイツの行刑規則の中から消えてしまつたのも偶然でなく、實際に於ても、あはれな失脚者 Gestrauchleten の重苦しい生活を幾分でも明るくするやうな花卉やラヂオの如き感傷主義（センチメンタリテート）はまるで監獄內に許されなくなつ

たといはれるのであるが、それはそれとしても、乍併、『例へば、接見の親戚に對して囚人が挨拶のために握手し接吻する事を禁止するといふことに、如何なる行刑技術的意義があるのであらうか(九)』と反ナチス行刑學者は問ふのである。

今日のナチスは累進制度を廢止しない。しかし、ナチスの累進制に於ては、教育行刑の技術がその必要を是認する各種の優遇を却け、或ひは、行刑技術的意義に於て有害無益な抑壓がその制度の上に加へられる。惟ふに、それは決してナチス行刑學者の說へる「手段の醇化」などと云ひ得るものではなくして、消極的には正しく「累進制度」の本質を具へない名ばかりのものとして殘されてゐるものと考ふべく、積極的には累進制度の應報手段化として考ふべきものではなからうか。

ナチス下の一刑務所（Waldheim）に於ける處遇緩和の現狀は、下級に於て、自由時間勞作、四週に一回の發信、月一回一マルクの自辨物品購入、中級に於て、新聞閱讀、上級に於て二時間の自由遊歩であり、行狀の特に善良なるものには日記が許される。下級の接見時間は每三月に二十分間、同じく中級四十分間、上級一時間である。斯かる實例を擧げた後、ナチス反對者は結んで次の如く云ふのである(一〇)。曰く、『ナチスも教育 Erziehungsarbeit といふことを謂ふが、……それは、「囚人を何らか教育的方法 pädagogische Mittel を以て教育しようといふのでは全然なくして、刑罰はむしろ最後の手段 ultima ratio としての特殊教育方法 spezifische Erziehungsmittel でなければならぬ」といふのである。……さりながら、その方法が教育の目的に副はないものである場合に教育といふことに就いて述べるのは固より過誤である』。

(五) **(六)** Strafvollzug im Ⅲ. Reich, a. a. O. S. 62-3.

(七) 累進制度に於ける優遇の意義及内容に就いては正木氏前掲「自由刑に於ける累進制度」(法學協會雜誌第五二卷第八號第六四頁以下參照)。

(八) (九) a.a.O. S. 64-5.

(十) a.a.O. S. 65.

此の如き鋭い非難を浴びながらも、ナチス行刑學者はその道を進むのであるが、彼等は先づ從前の「教育刑論」に反對して次の如くいふのである。『教育刑は、應報を行ひ贖罪を要求する道義的の權利と國家的必要とに、何の理解をも持たないのであつて、只一に囚人を矯正するといふ努力丈を認識するものである。……犯罪人の常軌を逸するやうになつた主な責任は、從來教育的作用に缺ける點があつたのと、環境の影響の然らしめる所であるとせざるを得ないといふ論結に到達したのは、只もう論理を徹底させたものと云はざるを得ない。(そこでは)犯罪人は憐むべき病人となつて了ひ、教育的の行刑に依つて治療の處置に服せしめらるゝことゝなつた。實際の處行刑を次第に醫學や精神病學の領域に逐ひやらうとする傾向や努力の隨分目に立つものがあつた(一一)。』と。教育刑といふことにつき右の如く考へつゝ、すゝんで累進制度一般は凡そ次の如き誤謬を包藏するものであるといふ(一二)。

(一) 利益を約束することを餌にして、法の要求する行狀を達成せしめんとするのは、倫理的に到底是認し得ない。

(二) 心理的の誤謬は、外面から見ての善行から、內面的變化を推論し囚人の心境の變化を論結するの點に在る。

(三) 普通の行刑も亦兎も角教育的行刑として實施されるのであるが、累進的行刑が普通の行刑に對して何等確定の有機的關係に置かれなかつたのは、累進的行刑のもう一つの誤謬と目されなければならない。

(四) 累進的行刑の構成も亦不明確である。囚人の大集團の外に別に三つの等級を固執するには、必然的に三等級につ

き或種の區別の標識を考へ出すことを餘儀なくされるに至る。その發見は相當に困難である。

擧げられた此等の點はすべて正しくさうであるとは贊し難いのであるが、累進制度の包藏する技術的弱點といふことに付き大いに考ふべきものをわれわれに示唆してゐることも疑ひない。贖罪主義の基礎の上に累進的行刑の組立を企てゝゐるナチスは、教育刑論者が主張するところの內容のすべてを累進制度に必至的なものと考へないので、累進制度そのもののもつ或る本質的なる缺點の確認の上に新たな彼等の累進的行刑を體系付けんとするのでもあらうか。しかも斯かる方向に趨らんとする彼等の心情に於て、なほ、昔日の教育理念が掃蕩せられてゐないのは、之はまた何と解すべきであらうか。『ナチスの國家も亦決して教育刑の思想を放棄して了ふものではない。……けれども從前の方式に比して根本的の相違は、教育並に矯正の努力が應報の思想を除外して之に代ることを許さないで、寧ろ教育思想を行刑中に隷屬させ、……刑罰の意義並に目的に依つて與へられた地位に安んぜしめる點に存する。應報刑に代る教育刑なるものがもはや全然存在しないやうに、刑罰から獨立してそれと有機的に結合することなく刑罰と平行的に進んで行く教育なるものはもはや認められない。自由刑の執行は今日では寧ろ、刑罰それ自體に依る教育を追求するのである(一三)。』といふナチス行刑の教育性の說明は、結局、教育刑論の行き過ぎを矯めるほどの意であらうか(一四)。

(二) アルフレッド・レッシュ「刑の累進的執行、既往の回顧と將來の見込」(司法資料第二一七號所收、第二六〇頁)。

より深く論及するところがないため明確を缺くのであるが、斯かる論調によつて、論者は、現在アメリカに於て特に昌んである醫學乃至精神病學の行刑部面への働きかけを否定するつもりであるのであらうか。疑ひがある。たほ此の點につき比

照すべきものに、F. Exner, a.a. O. S. 85.

(一二) 前掲司法資料第二一七號第二六二―六五頁參照。

(一三) 前掲司法資料第二一七號第二八四頁。

(一四) もしもさうであるなら、ナチスの呼號する贖罪主義はたかだか「牛刀割雞」の類と化するわけである。

ナチス行刑の基礎理論については既に多くの著書があり、また、プロシヤ行刑法(一五)は早く一九三四年に世にあらはれてゐるのであるが、然し、ともかく、ナチス・ドイツの行刑法がいかなる内容を以て全國的統一法としてあらはれるかは決定的には未だ分らない。而して、ナチス行刑理論の叙上の如き展開が、當局者の強調する職業犯人の撲滅といふことにつき教育刑論によると異るいかほどの實績をわれわれに示すかは、時の經過を待つて知るの外はないのである。

遮莫、ナチス行刑をめぐる論議を通じて、玆に、われわれはナチス支配下のドイツに於けるナチス行刑を敢へて難じようとしてはならないのである。『法律の制定及び法律の適用の目的とするところは、法と法律とを現代の要求に適合させることである(一六)』といふこと及び、『第三帝國の刑法はナチス刑法であり、ナチス的世界觀が徹底的な改革を斷定する(一七)』といふことは、正しいことであるとしなければならないからである。われわれは、たゞ、ナチス的なるものが、新らしきものとしてナチス・ドイツ國のほかに、無批判的に輸入せられることを排すべきであるとするのである。

(一五) 刑事學研究會譯「プロシヤ自由刑執行法」(刑政第四八巻第九號參照)。

(一六) E. Mezger, Deutsches Strafrecht, Ein Leitfaden, 1936, S. 39.

(一七) Mezger, a.a.O. S. 38.

三

累進制度はその發生及發展の歴史的過程に於て從來全く教育的なるものとしてより理解せられなかつたのであるが、其の累進制度が輓近のドイツに於て應報刑主義の立場からも支持せられることになつた。此の事實は、併し、累進制度なるものが「教育」と「應報」とを超越するの意味に於ける特別の行刑技術として在ることを證明するものでは決してない。さうした甘い解釋が容されないことは既述の如く「教育的」累進制度と「應報的」累進制度とに於ても其の執行の内容と運用とに顯著なる徑庭の存することに依つて明確であるのであつて、われわれは、むしろ、これまで全く兩極に立つものとせられて來た二つの理論的立場からして共に支持せられるといふことが延いて累進制度一般の將來につき大きな問題を與へるものであることを想はねばならないのである。それは、一の累進制度がそのまゝ甲乙何れにも變化し或ひは容易に改組し得らることである(一)。

意識的にばかりではなく、何等かの影響の下に無意識的にも、一の制度が、制度としてはその儘にありながら、對蹠的なものに變化して行くことは、之は他に例がないわけではないが、併し、われわれは斯かる現象に對しては常に注意深く研究と分析を重ねて行くことが望ましい。「法制の改廢による變化は之は何人にも知り得るのであるから、ここで特に注意を要するのはその運用による場合である。

われわれも亦一の行刑累進處遇令を有つてゐるのであるが、その立法の精神を忘れることなく、また、他面に於て

その運用につき再省三思すべきものが多々あるであらう(二)。

累進制度の歴史は、處遇の緩和が刑の弛緩にまで墮ちる危險のあることをわれわれに示してゐる。『卽ち、時代が經つにつれて、各階級はますます容易に達し得るものとなり易く各優遇はますます容易に獲らるるに至り、遂には、嘗つては一つの許可 Concession であつたものが今は一つの權利 right として要求されるに至り、靜止して動かぬ若者が自動的に最下から最上へ昇つて行くといふやうなことが發見されるのである。上進することの困難さを固くするために、最大限の努力に最小限の上進が與へられるやうに種々の手段が繰返し繰返し採られねばならない。各階級に伴ふ優遇を强調することによつてゞはなく其の諸々の責任を强調すること及びそれらの責任が充たされない場合は容赦なく降級させるといふことによつてのみ、此の事は可能である。……正邪を辨別する力を伸ばす翼を實習することとは拘禁と抑壓とだけの生活よりも實は遙かに困難な生活である(三)。』

(一) わが行刑累進處遇令の將來につき亦然りといひ得べきであらうか。

(二) 圓滿なる運用のための、細かい點には觸れない。

(三) Prison Commission; The Borstal System, 1928, p. 32.

「最大限の努力に最少限の上進が與られる」The minimum of promotion may reward a maximum of effort といふモツトーこそ累進處遇を活かして運用する所以である。而して、此のモツトーは累進制度のナチス主義を必然的に要請するものでないことは明らかであり、從つて、應報とか贖罪とかを擧げなければ累進處遇が堅實なる運用を得ないといふものではなく又ナチス行刑の新理論のみが刑の嚴肅性を固守し得るものであるのでもなく、要は圓滿にして缺くるなき運用の如何に歸著する(四)。

われわれは現行のわが累進處遇に關する規律を以て概ね技術的にも相當に高いところにあるものと考へるのであり(五)、又從來若干の點に於て所期の目的に遠さかつた運用狀況も漸く一の軌道を探り得たに幾いと思ふのである(六)。

惟ふに、累進處遇を軸とする刑政に對しての當面の思念は、擧證責任 onus probandi を囚人自身の上に科する累進制度(七)をして克く其の本道を步ましむるに在る(八)。

(四) 行刑の獨自性の認識が刑政家に必要でもあるのである。

(五) 改正を要すべき若干の點に關しては言及しない。

(六) 拙稿「累進處遇第一期」(行刑思潮第八卷第六—八號)は、わが累進處遇の實績殊にその採點の問題と階級異動の決定の問題を取扱つて、將來への見透しに於てやゝ樂觀的である。

併し、わたくしは、累進制度の運用上の技術は採點とか階級異動の決定とかにのみ懸つてゐるのではなく、從つて、採點と階級異動の決定だけが累進處遇の日常の課題となることは制度をして單なる役人の遊技と化せしむるものかとも考へる。「優遇を伴はない累進制度」のナンセンスを考へるのである。例へば、ナチスのプロシヤ行刑法第二十三條には「刑執行中の優遇は全く特例たるべきである」と規定するが、此の條文の眞意を穿鑿するとき、其の行刑法が認めてゐる進級といふことに果して如何ほどの積極的意味が含まれてゐることになるのであらうか。

(七) 『累進制の本質は刑罰の執行を國家の手から犯人の手の中に移すものたるに在る』(木村龜二氏、『刑事政策の諸問題』第六二頁)。

(八) 終りに、最近に述べられた次の言葉を擧げる。『從來の主觀主義は犯罪原因の實證的探究から出發して、犯罪の本源を行

爲者の犯罪的性格の中に見出し、更にこの性格を決定すべき原因が、個人的素因と社會的環境に在ることを發見した。而して、これら諸原因の中で經濟的に條件づけられた環境が最も重要な役割を演ずる。曾つてリストは近代の犯罪現象を特徴づけて、「犯罪現象のプロレタリアート化」と稱したことである。資本主義社會の犯罪は資本主義機構の矛盾から生れるといふことになる。こゝに於いて、資本主義國家に於ける主觀主義理論は一つの自己矛盾に當面せねばならぬ。リストは刑事學者の任務を限定することに依つて、この矛盾から離脱することが出來た。これに反しナチス學者たるニコライは、環境說を素質說に變へることに依つて、この矛盾を隱蔽する。ナチスが既に保安處分を採用し、罪刑法定主義を解消し、更に意思刑法を提唱することに依つて、從來の主觀主義に追從しながらも、教育刑を排擊して贖罪刑に賴らうとする理由も、亦右の事情にその源を發するものであらう。

然し、ナチスの如く矛盾をそのまゝ後方に隱蔽するよりは、矛盾を矛盾として前面に押出すことの方が、却つてその矛盾が克服せられ、社會の健全な發展を望み得るのではなからうか。從つて、刑罰は常に教育たることが理想とせらるべきものであらう。』（江家義男氏、ナチスの意思刑法論、法律時報第八卷第一〇號第一五頁）。

豫算より見たる囚人の生活標準

松山憲太郎

一

刑務所問題は、その社會上から觀ても又刑事政策的見地からしても、極めて重大な性質を有つものである。從つて、近時わが國に於ても、學者及び實際家の間に盛んに刑務所の諸問題につき其の研究が進められるばかりでなく、一般社會に於ても之に對する批判を試みる人々が少くない。然し、それ等の多くは、刑務所の建築物や囚人の處遇問題や又は作業上の經營竝に經理等を對象とするもので、年年多額の國費が投ぜられる刑務所の全體的經濟問題竝に囚人の生活標準の問題に就ては、未だ深き研究が發表されてゐない。

だが、今日の緊迫せる國家財政の動向をたづねるとき、又社會の經濟組織の狀勢を問はんとする場合に於て、獨り刑務所經濟のみが、その圈外に放置さるるが如きことは決してゆるされざることであらねばならぬ。昭和十一年度歲出豫算として一千七百九十一萬五千餘圓といふ巨額（一）を計上してゐる刑務所經濟の問題こそは、單に經濟上又は刑事政策上からばかりでなく、廣く社會政策の立場から觀察し最も重要なる事項に屬すべきであるとおもふ。前記昭和十一年度豫算額の內刑務作業の經營費其の他であるところの就業費五百十三萬八千九百二十六圓を除きたる經費については、見方に依つては全くの不生產的費額で、恰も泥棒に追錢の如くにも思はれるが、然し、其の反面之れに依つて囚人の善魂が呼び醒まされ再び犯罪に陷ることなからしめ得るとすれば非常に貴重なる經費と云はねばならぬ。

過ぐる第六十七帝國議會に於て、民政黨の永井柳太郎氏が囚人の生活費の單價について時の司法大臣小原直氏に對し質問書を提出せられたことであつたが、囚人の生活標準の問題に就ては、恐らく將來に於ても、國民大衆の生活基準が云爲される每に、其の對象的必要上から之

を知悉せんとするであらうことを疑はぬ。わたくしは、刑務所全體の經費に對する經濟的研究は之を他日に讓り、此處には主として囚人の生活標準の問題、即ち、世上傳へられるが如く果して囚人の生活費が潤澤であるや否や、或は現在の經費より以上に其の標準を引上ぐるの必要なきや等の點につきいささか檢討を試みて見たいと思ふ。

（一）昭和十一年度に於ける司法省所管の歲出實行總豫算額は三千九百三十九萬三千五百四十六圓であるから刑務所費はその四五・四に當る。

二

社會人の生活要素は、其の時代の文化の要求に從つて若干の變遷を免れ難い。然し、現代に於ては先づ衣・食・住がその三大要素であり、之れに次で教育・慰安其の他が附隨されてゐる。

而して、現在我が國に於ける自由刑執行の目的は、教育刑主義に立脚し、受刑者を單に刑務所に拘禁するのみではなく、彼等をして合法的社會生活に伍し得る國民に善化するにあるべきことは、ここに言葉を新たに用ふるまでもない。從つて、其の社會復歸を最終條件とする以上、行刑の全過程を教育的技術にあてはめると同時に、其の生活標準をも或る程度まで之を高め、これに依つて囚人の勞働力を健全に保持せしめねばならない。此のことは、獨り囚人の人たるに値ひする生活を保障する所以であるばかりでなく、同時に健全なる社會人として復歸せしむる國家の責務でもある。されば、囚人の生活を社會人の基本標準に接近せしめんとすることこそは教育刑思想の當然の要求であり且又現代行刑の一手段でもあるのである。

從つて、社會人の生活要素が主として衣・食・住の三つに置かれる場合、囚人の生活經費もそれに伴つて之が標準を定めらるべきであるとさるるに至るが、今假りに最近三箇年間に於ける刑務所費の決算額をみて、其の標準を窺へば第一表の如くである。

第一表　最近三箇年間に於ける刑務費並囚人一人當所要經費調

費目＼年度	昭和八年度	同九年度	同十年度	平均
經常部 俸給	六〇三、五九五円	六〇三、七九八円	六〇三、六八五円	六〇三、六九三円
經常部 事務費	六、二六八、一七〇	六、二六三、五八四	六、二七三、九三四	六、二六八、五六二
經常部 收容費	九、三六七、九〇一	九、七一三、八六五	一〇、二一五、二四一	九、七六五、六六九
經常部 諸支出金	一五、六六四	二二、三四六	一六、三四〇	一八、一一七
經常部 計	一六、二五五、三三〇	一六、六〇三、五九三	一七、一〇九、二〇〇	一六、六五六、〇四一
臨時部 營繕費	一八八、七一七	五一六、二八一	三八六、七一九	三六三、九〇六
臨時部 災害費	九二、八六一	一五四、九一八	二三二、三一八	一六〇、〇三二
臨時部 震災復舊諸費	三二四、一八〇	二〇三、一四九	八一、八八四	一七三、〇七一
臨時部 臨時刑務費	〇	一九九、一〇一	三二五、五五一	一七四、八八四
臨時部 恩赦執行費	一、二八八	五、一七九	〇	二、一五六
臨時部 議員總選擧檢察費	〇	一、〇七八、六二八	二二、一八九	七、三九六
臨時部 計	五一七、〇四六	一、〇七八、六二八	一、〇四八、六六二	八八一、四四六
總計	一六、七七二、三七六	一七、六八二、二二一	一八、一五七、八六二	一七、五三七、四八六
收容者	五五、六九八人	五四、一四九人	五六、五八六人	五五、四七八人

平均	三〇一、一三〇円
三	
即ち、昭和十年度に於ける決算額より之を觀察するときは、刑務所全體の經費が一千八百十五萬七千八百六十二圓であつて、囚人一人當りの年額經費が三百二十圓八十九錢となり、結局その一日の所要費用は八十七錢六厘となる。	
然し、此の費額を以つて直ちに囚人の生活標準のすべてであるとすることは當を得ない。何んとなれば、右の經費の內には、囚人の生活に直接の關係を有せざるところの所謂刑務行政上の諸費が多分に計上されてゐるからである。從つて、囚人生活の標準を定むるにつき刑務所	
第二表　最近三箇年間に於ける囚人一人宛年額單價調	

年度＼刑務所區分	內地刑務所	北海道刑務所	樺太刑務所	平均
昭和七年度	二六五・七八二円	三一三・四五七円	三一三・五八二円	三〇〇・九四〇円
同八年度	二九一・九一五	二七四・六二八	三五九・七二九	三〇八・七五七
同九年度	三一三・〇九二	二八三・九九八	四四五・六四五	三四六・九一二
平均	二八八・五九六	三九〇・六九四	三七六・三一九	三一八・八七〇

——昭和十一年刊行帝國決算統計に依る——

右に依れば、昭和九年度に於ける囚人一人の年額單價が三百四十六圓九十一錢二厘で之が一日の所要額が九十七錢七厘となる。然し、臨時部支辨に屬する費額であつても、臨時刑務費の如きはその目的及び用途が所謂收容者の激增に基く看守長・保健技手・敎誨師・看守の增員に要する經費で、豫算の都合上一時臨時部に編入されたに過ぎない。從つて其の實質が經常部に於ける俸給の項判任俸給の目或は事務費の項の各目と何等異る點がないのであるから、第二表の如く經常部の俸給及び事務費をも包含する場合は當然臨時刑務費が計上さるべきである。

然し乍ら、少くとも眞の囚人生活費を檢討せんとするならば、それに對し直接の關係を有たない俸給及び事務費の如きを包含することは聊か妥當を缺く嫌があると思ふ。何んとなれば、俸給の項に屬する經費は、改めていふまでもなく刑務官吏の俸給又は賞與等を支出する用途にあり、又事務費の項に屬する經費と雖も殆んど刑務行政上必要なる人件費竝に物件費であつて、何れも囚人生活費の上には直接の關係を有つものとは云ひ得ないからである。勿論、行刑の敎育目的を達成せんとするには當然刑務官の指導訓練に俟たねばならぬことではあるが、然し、其等については本問題に關する限り之を別途に屬するものとして取扱つて見たい。

四

理論上、囚人生活の要素を定めんとするには社會人の其れと同じく衣・食・住に求むべきではあらうが、然し、刑務所の建物については、囚人拘禁の性質上竝に國家管理上等の特殊性を有するものであるから、之を一般社會人の住家の共れと對象して觀察することは到底不可能である。從つて、刑務所の建物に關する新營費及び修繕費は當然之を除外し、主として囚人の衣・食に關する

經費卽ち收容費を以つてその生活標準を定むべきではあるまいか。

然し、收容費の項の內、就業費は主として刑務作業の經營に屬する經費である。卽ち、それは一種の事業費ともいふべきものであつて、之が反面に於て尨大な收入（二）を擧げ得る關係から、其處に刑務所の自給自足といふ問題が考慮せられるばかりでなく、一面囚人に對する職業教育の機能を充分に發揮し得る行刑上極めて重要なる費途を有してゐるものではあるが、其の經費の目的上から、之を以つて直ちに囚人生活費の對象とすることは穩當でない。次に、留置人費は警察署の留置場に留置せられたる拘留其の他の者の食費等の所要經費として警察署に對する償還金であつて、全然刑務所收容者の用途に屬せざるものなるにつき之も除外せらるべきが至當であらう。

第三表は以上二つの費用を除外したる收容費の決算額をみて、囚人の生活標準を明かにしようとするものである。

第三表　收容費各目別（除就業費、留置人費）囚人一人當年額調

	昭和八年度										昭和九年度									
	決算額	人員	一人當	食料費	被服費	護送費	給與	療養費	圖書及習學費	雜費	決算額	人員	一人當	食料費	被服費	護送費	給與	療養費	圖書及習學費	雜費
	二、一五九、九三	五四、六三〇	三九・五七	四一・八七五	五四、九一五	一〇五、五四七	一〇、一七三	七六八、三七	二六二、六二	三六二、九五二	二、二七二、六〇七	五三、〇〇五	四八・一四三	五四、一四九	五四、一四九	九三、〇三三	五五、六九八	五五、六九八	五四、一四九	一六〇、七三
	二、一五九、九三	五四、六三〇	三九・五七	四一・八七五	五四、九一五	一〇五、五四七	一〇、一七三	七六八、三七	二六二、六二	三六二、九五二	二、二七二、六〇七	五三、〇〇五	四八・一四三	五四、一四九	五四、一四九	九三、〇三三	五五、六九八	五五、六九八	五四、一四九	一六〇、七三
	二、一五九、九三	五四、六三〇	三九・五七	四一・八七五	五四、九一五	一〇五、五四七	一〇、一七三	七六八、三七	二六二、六二	三六二、九五二	二、二七二、六〇七	五三、〇〇五	四八・一四三	五四、一四九	五四、一四九	九三、〇三三	五五、六九八	五五、六九八	五四、一四九	一六〇、七三
決算額	二、一五九、九三	五四、六三〇	三九・五七	四一・八七五	五四、九一五	一〇五、五四七	一〇、一七三	七六八、三七	二六二、六二	三六二、九五二	二、二七二、六〇七	五三、〇〇五	四八・一四三	五四、一四九	五四、一四九	九三、〇三三	五五、六九八	五五、六九八	五四、一四九	一六〇、七三
人員	五四、六三〇人										五五、六九八人									
一人當	三九・五七円										四八・一四三円									
一人當平均額	四一・八七五	五四、九一五	一〇五、五四七	一〇、一七三	七六八、三七	二六二、六二	三六二、九五二	二、二七二、六〇七	五三、〇〇五	四八・一四三	五四、一四九	五四、一四九	九三、〇三三	五五、六九八	五五、六九八	五四、一四九	一六〇、七三			
昭和十年度											昭和九年度									
決算額	二、五五三、三三	二五五、二九八	三六五、三八	七六六、八九五	一一二、七二〇	八六、七五二	九一七、八三四				二、二七二、六〇七	五三、〇〇五	四八・一四三	五四、一四九	五四、一四九	九三、〇三三	五五、六九八	五五、六九八	五四、一四九	一六〇、七三
人員	五四、九一五	五〇、八三	五六、五六	四四四、三五	五六、五六	五六、五六	五六、五六				五三、〇〇五	四八、一四三	五四、一四九	五四、一四九	九三、〇三三	五五、六九八	五五、六九八	五四、一四九	一六〇、七三	
一人當	四六・四九三	五・〇三〇	六・四五六	一・七二六	一・九九二	一・五三三	一六・二三〇	七九・四四二			四八・一四三円									
一人當平均額	四二・九六八	五・六〇七	六・七一四	二・九三〇	二・〇三〇	一・六二七	一六・二五〇	七八・二六			五四、一四九	五四、一四九	九三、〇三三	五五、六九八	五五、六九八	五四、一四九	一六〇、七三			

□本表人員中食料費は給食人員。被服費は受刑者。給與は作業賞與金給與延人員。其の他は收容者人員を基礎とす。

昭和十年度決算に依れば、刑務費の款收容費の項が一千二十一萬五千二百四十一圓であるが、此の內就業費四百九十三萬八千四百八十三圓及び留置人費二十一萬八千七百九圓を控除し、その殘額五百五萬八千四十九圓を目標とするときは囚人一人の生活費の標準が年額七十九圓四十四錢二厘月額にして六圓六十二錢となり結局その一日の生活費が二十一錢七厘である。

右は囚人一人に對する食糧・被服・作業賞與金・教育・日常必需品・電燈・薪炭油類・器具費及び慰安費等いやしくも日常生活費の一切が含まれたもので、試みにその各目別に依る囚人一日の生活費を檢討すれば第四表の如くである。

第四表　昭和十年度收容費各目別（除就業費、留置人費）囚人一人當一日の費額調

食料費	被服費	護送費	給與	療養費	圖書及習學費	雜費	計
円 一二七	円 〇一四	円 〇一七	円 〇〇五	円 〇〇六	円 〇〇四	円 〇四四	円 二一七
百分比 五八・五	六・四	七・八	二・三	二・八	一・九	二〇・三	一〇〇

（二）昭和十年度に於ける刑務所收入を揭ぐれば　賃金收入　九七九二、一九四圓で、その就業費決算額に對する回收率は製作收入のみで十六割一分八厘總收入額を以つて計算するときは十八割一分六厘といふ好成績を擧げてゐる。

五

人間生活に於ける三大要素の内最も緊要なるものは食糧であるが、囚人の生活費に於てもその食料費が最高を占めてゐる。卽ち第四表揭示の如く、一人當一日の食費がその全生活の五八・五の割合であるが、然し、囚人の食糧は第五表の如く其の内容が極めて乏しい。

第五表　食糧の内譯調（平均）

囚人一人一日の食糧	米	麥	菜	代
	二合四勺	三合六勺	三錢二厘	

右第五表の内、米は昭和四年頃以來農林省から内地米の拂下を受け之を配給し、麥については購入の時期竝にその價格の關係等を考慮し各刑務所をして直接購入を爲さしめてゐる。だが、前者についてはその年度に於ける米價の變動に依り、又後者に至つては購入時の相場に羈束せられる關係上之が契約又は購入の價格が一定し難いから、單にその年度に於ける決算額のみを以つて其の標準價格を定むることは出來ない。菜代の三錢二厘は豫算上に於ける標準價格で、之には味噌・醬油・鹽の如き調味料も含まれてゐるのである。そして、之が實行上に當つてはその地方的生活程度及び物價指數等を斟酌し豫算價格の範圍内にて夫れ夫れ適當に指定額を極めてゐるから、大都會所在地と地方所在地の刑務所のそれにはおのづから若干の差等があるわけである。以上の如く、食料費に就ては種々なる事情があるから囚人生活費の標準を求めんとするには、少くとも最近三箇年間に於ける平均單價卽ち十一錢八厘とするを妥當と思ふ。

次に護送費・療養費及び雜費の各目につき其の内容を檢討するに

（1）護送費の大部分は護送吏員の旅費、護送自動車の新調、修繕及び消耗品代竝に請負賃等で囚人直接に要する護送人費は全費額の七分に過ぎない。殊に受刑者の護送は拘禁又は作業の都合或は拘禁區分に基くもの等殆んど刑務行政上の理由に依るもののみで、此の點護送費はいはゆる囚人の生活費とは別個の立場にあることを考慮に入れて欲しい。

（2）療養費の主なるものは醫療に要する器具器械の設備費で囚人直接に要する藥餌及滋養は極めて僅少である。

（3）雜費に至つては器具類設備費・諸種の運搬費・諸手數料等が其の多額を占め囚人の日常必需品に要する費額が甚だ少い。

等の特殊事情を有するのである。

從つて、上述の諸事情を綜合し眞の囚人の生活費標準を定めんとするには、前記食料費十一錢八厘及び十年度被服費決算の單價一錢四厘の合計額卽ち十三錢二厘が至當ではあるまいか。

教育刑主義を巫罔せんとする人達は、その非難の一つとして擧げて曰く「囚人を不當に優遇し過ぎる」と。然し乍ら、その否らざることは第三表所揭の如くである。恐らくさやうな人々は、一日十一錢八厘の食事のことなぞを全然理解しない人々であらうと思ふ。さなきだに總ての食糧品が騰貴せる今日に於て、僅か一日參錢二厘の菜代を以て果して過當の營養價といひ得るであらうか。素より、現在採用するところの菜代の豫算單價なるものは、下層社會の生活に於ける其れを標準として定められたことではあらうが、然し、其れは明治年代以來不變の傳統を持し來れるものであり、而も物價の標準が昔時の比にあらざる今日に於て、尙依然として之に依つて賄はねばならぬ經理上の困難を深く理解して貰はねばならぬ。と同時に現在の菜代價格を以つてしては到底普通の營養價さへ補給し難き點を特に强調して止まない。

六

民政黨の永井柳太郎氏が、昭和十一年六月十八日、明治大學記念館に於て日本再建の指導精神について講演せられた一節に「農民一人一日の生活費は平均十四錢であるのに、刑務所收容の犯罪人が一日一人十三錢一厘で養はれてゐることは社會の矛盾である」旨を述べられたことであつた。(三)永井氏の說かれたことに就ては敢て之を云爲せんとするものではない。然し、若し農民の生活が、眞に困窮の極に達するの事實ありとせば、そは國家に於て別途に之が救濟を講ずべきであつて、之れあるが爲めに、現在に於てさへ其の實行上各種の困難にある囚

人の生活費を、より以下に低價せしむるが如きことは絶對に排除せらるべきである。我々は、行刑有終の美を濟すべき囚人の健全なる國民への復歸を思ふとき、囚人の生活標準が必然的に現在より以上に向上せらるべきであることを強く主張して止まない。

さればこそ、一九三五年八月伯林にて開催された第十一回國際刑法竝監獄會議に於て、その議題となつた第二部の第二問第二項の問題、卽ち「受刑者の生活標準を定むるに付一般民衆の生活標準を考慮することを要するや」に對しわが司法省は「一般民衆の生活標準を考慮するかの問題に對しては、我國は勿論其の必要を認むるものなり。何となれば、苟も刑罰上の處遇を受け而も國費により生活せしめらるる者に對し、一般民衆の生活標準以上たらしむることは論理上實際上妥當のことにあらず。故に、一般民衆の生活標準を考慮することは極めて當然のことに屬すと雖も、若しそれ一般民衆にして飢餓其の極に達し、人類生活を維持するに足らざるの生活に瀕せる者あるに於ては、其等の者には別に考慮を拂ふべきものにして、之を以て囚人の生活標準となし、其の以下になさしむるが如きは之を避けざるべからざることを信ずるものなり」（四）といふ意見を發表したのである

（三）「講演の友」第一一二號第一〇頁。

（四）「刑政」第四八卷第一〇號第五八頁。尙右につき牧野博士「行刑における『生活標準』問題」（刑政第四八卷第七號）がある。

（昭和十一年十二月一日夜）



假釋放を語る座談會（上）

岩松　今夕御出席を御願ひいたしました方々には、從來川越、小田原の兩少年刑務所における假釋放審査協議會に對し御力添を願つた方々ばかりでありまして、各位の御力添へに對しては、私達としても尠からず感謝の念を抱いてゐたのでありますが、しかしもと〳〵國家の事業でありまず以上、國家として彼此御禮を申し上ぐるといふわけにも行かず、その點自ら顧みて聊か物足りなく感じてゐた次第であります。しかし又飜つて顧みまするに、各位が審査協議會に御立會下すつた際、各位の御立場から見て、いろ〳〵御感じになつた點も多々あることと存じます。例へばこの點は、從來のやり方ではどうも感心しないからかう改めてはどうかとか、あの點はあれでもいゝやうなものゝ、かうしたら更に效果が擧がるのではないかとか、といふ風に種々御氣附きになつた點も決して尠くないだらうと存じます。私達の側から申しますとさうした御感想なり御批判なりといふものは、少年行刑に關する將來の方針を決定して行く上に非常に參考になることでありまして、これをそのまゝ各位の御腹の中に埋らしておくことはいかにも惜しい氣もいたしますので國家としてゞはなく、刑務協會として一夕各位に御出ましを願ひ、折角抱懷してゐらるゝそれ等の御意見なり、御批判なりを十分伺つて、必要に應じてはこれを實際の行刑にも採り入れませうし、ともかくわが少年行刑を彌が上にも改善して行くについての參考にいたしたい

ものである、とかやうに考へまして、御足勞を御願ひいたしましたるところ、御多用の折柄、しかも生憎の雨天にも拘らず、各位御揃ひで御臨席下さいましたことは、主催者側としてこの上なき仕合せに存ずるところであります。しかし今夕御出席を御願ひいたしましたについては實はモ一つの目的がございましたので、と申すのは、

出席者（順不同）

池田確二判事　永井太三郎檢事　一木輜太郎檢事
内山秀吉判事　大塚今比古判事　潮道佐判事
堀田實寛判事　中村光三判事　長谷川瀏檢事
小泉英一判事　坂井改造判事　石坂修一判事
市原分檢事　佐藤祥樹檢事　石黒信彦檢事
岩松行刑局長　岡書記官　芥川衞生官
吉江書記官　中尾書記官
椎名府中所長　吉田豐多摩所長　谷内市谷所長
柳原小菅所長　東横濱所長
正木亮檢事　伊藤主事　大原主事
（十一月十九日於あかね）

先刻も申し上げました通り、審査協議會における各位の御協力に對しては、國家としては何の御禮も出來かねますが、刑務協會として御高見拜聽旁〻一席の設けをいたしますことはこれは國家の仕事ではありませんので、御慰勞と申しては甚だ恐縮でございますが、今夕の洵にゑしい設けが過去における各位の御力添へに對する報恩の一端ともなり、私達が何となく物足りなく感じてゐた思ひを多少でも充たすことが出來れば望外の幸と存じ、旁〻各位に御來臨を願つたやうな次第でもあります。右の次第でありますから各位におかれましてはどうぞ、この會合を催しました趣旨を篤と御酌み取り下されて、各位の御立場と御經驗とに基く御意見なり御註文なりを御腹藏なく御洩らし下さるやう特に御願ひいたしたいのであります。それではこの座談會の座長を正木檢事に御願ひいたすことにしてゆる〳〵御話を承つてまゐりたいと存じます。座長は正木檢事に御讓りするとしても、その後の御馳走の方は、私が主役を御引き受けいたしませう。（笑聲）

正木　それでは僭越ながら、局長の仰せに從ひまして、暫時私が座長の席を汚すことにいたします。元來假出獄の問題については、裁判所、檢事局の側と、刑務所

の側と、双方の觀點から考察する必要があると思ひます。刑務所に入る以前に在つては、裁判所が刑を言渡し、檢事がこれを指揮するのでありますから、假出獄の問題に對しても、本人の惡性をよく知つてゐる筈の判檢事の意見がその有力なる參考資料となるべきことは理の當然でありませう。しかし入所後における本人の成績なり行狀なりについては、刑務所長が一番よく心得てゐるわけでありますから、所長の意見が十分尊重されなければならぬことも、これ亦當然のことでありませう。かやうに双方の側で觀點は異つてゐても、それは實は楯の兩面に過ぎないのでありますから、假出獄の運用に際し、本人が眞に改過遷善してゐるか、社會に出て再び犯罪を犯すやうな危險がないかどうかといふことについても、双方の意見を綜合して考察して見るのでなければ、正確な判斷はつかないと思ひます。それで米國では、パロールボールドといつて、判檢事及び刑務所長が集つて假釋放審査委員會といふやうなものを組織し、相互の意見を突き合して見て、それでいゝといふところで假釋放を許すことにしてゐます。ドイツでもイタリーでも同樣のことをやつてゐます。殊にそれが最も徹底的に行はれてゐるのは米國の紐育州で、こゝでは審査委員會の委員長として、檢事長でしたか檢事總長でしたか、何でもだいぶ上の方の檢事が任命されてゐて、しかも委員長としての年俸が一萬二三千弗といふのですから大したものです。しかし日本では、先刻局長からも御話があつたやうに、國家の仕事であるからさうした報酬が出せない、關係手當としても、日本では出すことが出來ないのです。そんなわけで假釋放の問題についてもどうも思ふやうにまゐらず、私共としてもその點眞劍に考へてゐることなのですが、幸にして昭和六年から、少年刑務所において、假釋放審査協議會といふものが設けられ、所長以外に、判檢事の方にも御立會を願ふことになりまして、そこで各位にも御足勞をおかけしたやうな次第でしたが、御蔭樣で、その成績は大へんいゝやうに思ひます。協議會の出來ない前から比べますと、審査も放膽で且つ細密となり、同時に假釋放の數も非常に增えて來たといつた工合に、相對不定期の運用が非常に圓滑に行はれて來たといふ事實は見逃がせないのです。しかしその協議會に御立會下さつた各位としては、又各位夫々の御立場からも御經驗から、又別な御意見があるかもしれません、例へば

この制度は餘り感心したものではないとか、又相對不定期刑では面白くない、これは當然一歩を進めて絶對不定期刑にまで行かなければならぬものであるとか、又感化院から矯正院、それから更に少年刑務所へと次ぎ〳〵に送られて來るのは、感化制度としてはむしろ墮落ではないか、それは却て本人の惡性を增進する所以ではないかとか、いろ〳〵の御感想がおありのことゝ存じます。それ等の御意見や御感想を伺つておくことは行刑當局としても非常に參考になることなのに、從來は唯各位に御迷惑のかけつ放しといふ狀態で、私もかつての行刑關係者の一人として窃に遺憾に考へてゐましたので、この間局長に御目にかゝり、一度みなさんを御馳走して下さい、御禮旁〻みなさんからいろ〳〵參考になる御話を承はりませう、と御願ひしましたところ、幸に局長の御承諾を得ましたので、それでまア今夕の會合となつたやうなわけでありますが、しかしこの會合は、實質的には一種の刑務委員會といつた觀があるのです。先づ主人側としては行刑局の各書記官並に各刑務所長が御出席になつてをられますし、御客分としては、少年刑務所の假釋放問題に御協力を願つた判檢事の方々が大方御臨席になつてゐられるといふ工合で、顏觸れから申すと、たしかに刑務委員會としての實質を備へてゐるのです。刑務委員會としての實質を備へながら、しかも實はプライヴエートな、內輪同志の會合でありますから、別に遠慮氣兼があるわけではなし、旁〻まことに絶好の機會と存じますので、どうぞ各位としても行刑に對する御希望なり、御非難なり、何事であれ、忌憚のない、洗ひざらひのところをさらけ出して、御發言を願ひたいと存じます。各位の御意見を伺つて、行刑當局としても、假釋放その他の行刑問題につき更に認識を新にする場合もございませうし、從つてこれはひとり雜誌の資料としてといふばかりでなく、國家のため眞の意味においての行刑制度を樹立すべく、行刑當局を援助するといふ意味において、御高見を御洩らし願ひたいのであります。——それでは堀田さん、あなたは判事、檢事、それから刑務所長とこの三つの御經驗がおありになりますので、先づあなたから、一つ、皮切りしていたゞきたいと存じます。

堀田　私は刑務所の方の經驗は至つて少ないので、實はその方面に御經驗の深い御方々の御話を承りたいと存じまして、實は今夕それを樂しみにしながら、參上いたしたやうなわけで、——どうか今夕は一つ、私を聞き役の方に廻らしていたゞきたいもんで……。

正木　イヤさう滅多には逃がしはしませんよ。——堀田さんは、刑事裁判の方の御經驗はおありですか。

堀田　えゝ、ずつと以前に……。

正木　刑事裁判の立場から見て、現在假釋放の件數は、多過ぎるとお思ひですか、少なすぎるとお思ひですか。

堀田　少なすぎるやうに思ひますね。モ少しあつてもいゝのぢやないかと思ひます。

正木　假釋放になるからといふことを豫想して、刑の量定を高くするといふやうなことはないですか。

堀田　イヤそんなことはありません。むしろその逆の場合の方が多いでせう。

正木　といふのは、刑務所では容易に假釋放をすまいから、言渡しの際に刑を少し輕くしておかう、とさういふ意味なんですか。

堀田　さうなんです。裁判の時に多少手加減をすることになるんですね。

正木　私の考へでは、裁判所側が刑務所と連絡をとつて、この人間を假釋放にして貰ひたいといふ希望を述べて、どちらかといへば刑の方はむしろ少し重くした方がよくはないかと思ひますが、どんなもんでせう。

堀田　理想としてはその方がいゝでせうね。

正木　この人間は、刑が少し重いから假出獄にして貰ひたいといふ希望を、判事から檢事に言つて貰ふことは出來るでせうかね。

堀田　判事と檢事との間に、緊密な連絡さへとれてゐれば、そりア出來ることですね。

正木　現在それ位の連絡はある筈ぢやないですか——長谷川さん、區裁判所で、判事から只今申したやうな希望があつた際、刑の執行は檢事の指揮によるのですから、その希望を附して刑務所へ送つていたゞくことも出來るわけでせうね。

長谷川　つまり傳達ですね、傳達なら出來ますでせう。

正木　檢事から見て、これは假釋放にするのが當然であると思ふやうな場合もあるでせう。

長谷川　刑の宣告が重きにすぎたと思ふ場合にはさう考へることがありますよ。

正木　ところで長谷川さん、あなたは川越少年に御出になつて見て、刑務所側で、假釋放をするのもいゝが、取消しになるのをひどく惧れてゐるといふやうな傾向がありませんか、その邊御氣附きになつた點はございませんか。

長谷川　はつきりしたことはいへませんが、さうした懸念が無意識のうちに、所長や何かの氣分の上に影響してゐるのではないかと思ふ節がありますね。

正木　さういふことになると、所長としてはどうしても假釋放の上申を多少躊躇するといふことにもなりますが、しかし、川越や小田原は、感化院へも行き矯正院へも行き、又不起訴處分の三四回も受けてゐるといふやうな連中が多いのですから、不定期刑といつても、假釋放に値するやうな人間が實際上少いのではないですかね。

長谷川　無論それもありませう。――それについても、假釋放してから後のかれ等の成績や生活狀態が判つてゐると、私共としても、次の同樣の場合に處する上に非常に都合がいゝと思ふのですが、私共にはそれが判らないので……刑務所長にはそれが判つてゐるのでせうか。

吉田　所長には判つてゐます。

正木　刑務所に判つてゐる程度のものを、所長から各審査員に對し報告することにしたらどんなものでせう。

岩松　特別に報告しなくとも、刑務所に備へつけておけばいゝでせう。そして審査員が、次ぎの審査で、刑務所へ御見えになつた時分に、それを見ていたゞくことにしたらいゝでせう。

正木　さう、それでいゝですね。

坂井　私は假釋放のことは餘り考へずに裁判をやつてゐました。少年の不定期刑の輕重については多少考へないこともありませんが、しかしそれが裁判に影響を及ぼしたとは思つてゐません。第一假釋放といふものを、どの程度の標準に置いたらいゝのか、私共にはよく分らないのです。例へば川越少年あたりで、一年乃至三年の刑期といふと、假釋放の標準はどうしても長期の方に傾いて、短期はとかく無意味になるかに考へられます。しかしその點、刑務所側の實際上の見地からいつてどんなものか、その邊の工合によつて、刑の量定にも多少の手加減を要するかと思ひます。定期刑の量定については、假

釋放のことは餘り計算に入れてゐません。

正木　大人は例へば二三百圓のものを竊盜しても、事情によつては不起訴になります。しかし少年となると、感化といふ立法の精神から、不起訴にしてもいゝものでも、特に一年以上位の不定期刑を科する場合がありますね。とすると、それだけ少年の方は損をするわけですね。

堀田　しかも、例へば一年乃至三年の刑とすると、どうしても三年の方に重きを置くことになるんですね。

石坂　所長は假釋放を惜しんでゐる傾向がありはしないでせうか。假釋放をした後で、本人が何か悪いことをして再びつかまると、所長の責任を問はれるやうな氣がするんでせうね、私は現に多摩少年院で聞いたんですが、所長はとかくその點で假釋放を躊躇するといひますね。あとが悪いと、自分が叱られるんで閉口するといつてました。尤もかうした傾向はひとり所長のみではない、上は總理大臣より下は巡査に至るまで、凡そ役人といふものに共通の根性でせうね。誰れにしたつて、結局自分が可愛いんですからね、判事にしたつて、檢事にしたつて、何かにつけ責任回避の傾向は免れないのです。まアこれは人間の弱點とでもいふべきもので、强ちその人ばかりをとがめられないものかもしれませんが、例へば所長の場合でいへば、そこんところを行刑局の方で一寸考へてやる必要があるんぢやないかと思ひますね。少年刑務所にしても矯正院にしても、先方の失敗を責めるよりも、緩和の途を考へてやるべきではないかと思ひますね。田舍廻りの畫家が、繪の賣方を知事に賴み込む、知事は警察部長に紹介する、警察部長は巡査に命令する、巡査は警察權を笠にきて、ガーンと頭から、土地のものに繪を買はせてしまふ、といつたことは、今日何處へ行つても見られる現象ですが、上司の權力はそれ程に强いのです。その强い權力を責める方に使はないで、緩和の方に利用すべきではないかと思ふのです。少し辛辣な言分かもしれませんが、忌憚なく喋舌れとの御註文ですから、申し上げるのです。

正木　いかにも辛辣ですね。辛辣過ぎますね。それについては、行刑局の方から、何とか御答辯がなければならぬとこですね。岡さんどうです……。

岡　假釋放の取消は勿論行刑局としても喜ばないのですが、しかしその取消しの原因から見て、まだ釋放すべからざる狀態に在つたものとしても、つまり所長の上申が間違つてゐたとしてもですね、局から通牒その他を以

て所長を責めたといふ例は少くも私の知る限りでは一度もありません。但し取消しになつたといふことだけは、その刑務所へ知らせることにしてゐます。假釋放を惜しむと仰つしやいますが、各刑務所としては知らぬこと、局から見ますと、毎年假釋放の件數は增加して行き成績は逐年良好になりつゝあるのです。所長會同における大臣や局長等の訓示に見ましても分る通り、局としては、假釋放を奬勵こそすれ、制限しようなどゝの考へは毛頭ないのです。今年は釋放者の數が昨年に比し千人も增えました。增えることを私共は成績がよいといつてゐるのです。所長自身の考へは別として局としては大體右の方針で進んでゐるのです。

堀田　さうですかね。局としても惜しんでゐるといふわけぢやないんですかね。

正木　私から代辯いたしますが、それは決して惜んでゐるわけぢやないのです。所長としては、少年は自分の子のやうなものですから成るべく出してやりたいのです。しかし本省の方から見るときこの少年は例へば不起訴何回といふやうな代物だから、果してどんなものだらう、と多少危ぶなく感じて抑へることがあります。これは書面審理の一つの弊害だと思ひます。刑務委員會といふやうなものが出來れば、その弊害も防げると思ふのですが、現在それがないので、多少チグハグなことにもなつて、十件の中一件は上申書を差戻すといふやうなことも出來て來るのです。

堀田　書面審理の弊害はたしかにありますね、私も刑務所長時代に、上申書を返された經驗を澤山有つてゐます。元來假釋放の問題については、所長の方が權威者でもあり、又責任者でもあると思ふのですが……。審査方面のことについては、判檢事は到底所長に及ばないのです。又それが當然な話だと思ひますがね。

岩松　私が行刑に關係してからの經驗によりますと、上申書を返したといふのは、百件中一件あるかなしです。私は毎日許可のハンを押してゐますが、昨年は四千件以上今年は五千件にも達してゐます。平均して一日に十五六件といふ割合です。祭日などには、百件にも達することがあります。かやうに大がいのものは許可してゐまして、不許可といふのは百件に一件あるかなしだと思ひます。尤も時期を待つといふことはあります。例へば二ケ月先きに祭日をひかへてゐれば、もう許可してもいいと思ふものでも、祭日に一緒に、といふ風にそれまで延期することはあります。

堀田　さうですかね。私の經驗はもう舊いので、現在では通用しないかもしれません。

岩松　近頃は全く假釋放が增えました。前科者で、迚も改心は六ケしいものと思はれるものでも、幾刑僅か十日、五日のところを假釋放にして出してやります。十日、五日經てば當然出獄して行くものを、何の必要があつて假釋放にするのか、徒らに餘計な手續きをして、全くムダな話ではないかと、私も最初ヘンに思つて、ある所長に訊いて見たのです。するとやはりそれ相當の理由はあるんですね。十日や五日早く出してやつたところで、實際上には何のタシにもならないのですが、本人の氣持や、親元や世間の思惑がいゝのですね。もと〳〵少年のことですから、親元へ歸してやれば何とかなる、とはいふものゝ、滿期をつとめ上げたといふよりは、假釋放になつたといふ方が、本人としても家の閾を跨ぎやすいわけですし、親元としても、御上でも本人の改心を御認めになつて、それで早く出して下すつたか、と本人に對する感じも自然いゝわけです。又敎誨師としても、さうした方が親元へ引渡すに都合がいゝといふことになります。つまり本人の更生のためには、たとへ十日が五日でも假釋放にして早く出してやつた方がいゝといふ、政策的な意味があると聞かされましたので、それからといふもの、私もドシ〳〵判を押すことにしてゐます。近頃假釋放の件數が急增したといふのも、一つにはさうした政策的の意味のものが多くなつた關係もあります。以前のことは知りませんが、私が行刑局に行つてからは、それが相當多いのです。

正木　池田さん、先刻も申したやうに、裁判の際に、この人間は假出獄にして貰はうといふことを頭に入れておいて、檢事にその旨符箋をつけて貰つて刑務所へ廻すことにして、さて、假出獄にするのであるから刑の言渡しは一二年方重くしてやらうとの勇氣が判事にありますかね。

池田　それはありますね。言渡しの時にその事を言つて、檢事がそれに重きを置いて書き取つてさへくれゝば……。

正木　私の知つてゐる限りでも、川越少年に一人さういふのがありました。裁判所では假釋放をしてくれるといつてたのに、來て見たら一向にしてくれないなどゝ文句をいつてゐました。大體これは、裁判所と檢事との間に連絡がとれてればわけなく出來ることだと思ひますが

檢事としても、命令としてではなく、單に「この判決は假釋放を豫期す」とか何とか一筆書き添へておけばそれでいゝと思ひます。

岩松　判事でも檢事でもどなたでもいゝ、この少年は假釋放にしてほしいと書き添へて、ポンと一つ判を押してさへもらへば所長の方でもよく注意してゐて、本人の成績がいゝときは、成るべく早く出してやるやうにする、所長としてもそれは大に參考にすることであるから、出來るならどうかさう取計つてもらひたいといふことを、一寸依頼してやつたことがあります。

池田　出來るのは假釋放だけですか、本釋放は出來ないのですか。

正木　その點については議論があるんです。米國の立法例では、例へば一年乃至三年の刑とあれば、一年濟むと滿期といふことになるのですが、しかしその後に特に六ケ月間の審査期間を置いて、それをすませて始めて本當の滿期となるんです。日本ではさうした制度もないので、短期後滿期にするのか、長期をすまして滿期にするのか、その點判然してなかつたのですが、大正十三年司法大臣の訓令を以て、當分の間、短期と長期の間において、假釋放を許すといふことが決められたのです。本當は米國のやうに、六ケ月位の保護觀察の期間を與へて、それにパスしたところで本當の滿期とするといふのが一番いゝと思ひますが……尤もそれについては、現在局の方で何か案を立てゝゐられるでせうが……。

岩松　執行猶豫や假釋放になつた少年を保護司の觀察に付することは大に望ましいことですが、何しろ少年審判所は全國に三ケ所しかありませんので、これを全國的に實行することは、今のところ出來ないのです。その點制度としては半身不隨の形です。全國的に保護司を置いて、一應保護觀察の期間を經ることにすれば、本釋放も出來るわけなんですが、それまでは事實上は出來ないのです。

池田　本釋放が出來るといゝんですね。本人としても大に感謝することでせう。

正木　局長の言はれる通りで、現在は出來ないとしても、これは、行刑當局として大に考慮すべき問題でせうね。

永井　少年にも累進處遇令のやうな階級制度があるのですか。

正木　あります。二級以上のものは、その時の行狀の如何に拘らず、すべて審査協議會に付することになつてゐます。三級以下は、所長がこれならと決定したものだけを審査に付するのです。

永井　裁判所と違つて少年審判所の方は、刑の執行といふよりはむしろ保護處分といふことを目的としてかゝるがいゝと思ひますね。何しろ相手が少年なんですからね。大體この少年は改心したかどうか、社會に出て再犯の惧れがあるかどうかといふことについては、何人よりも所長に一番よく判る筈だと思ひますが、その所長が、この少年はもうすぐにも世間へ出して差支ないと思つても、長期の刑がついてゐるので、思ふやうに假釋放をしてやることも出來ない、といふわけで當然出所してもいいものが法律の拘束によつて、出所が遲れるといふ場合がずゐ分あると思ひます。私の經驗からいつても、短期刑の三分の一で假釋放になつたものは餘りなかつたやうです。その點どうも不合理なやうに思ひますが、これは處遇令の如何に拘らず、刑務官の見込み一つで、もう少し假釋放の運用を圓滑にしたらどうかと思ひますね。少年の犯罪といつても、唯のタカリなんぞは、大したことでもないですからね。

岡　その認識が刑務官にはなか〳〵六ケしいんですよ。どうしても普通の標準で見ることになりますからね。

永井　然し毎日接してゐれば分る筈ぢやないですか。

岡　刑との均衡の問題だね。それが判檢事ならピーンと來るんだがね。

正木　谷内さん、あなたは北海少年にゐらつしやいましたが、あそこは不起訴や感化院を渡つて來た、したいかものが多いのですが、その點についてどう御感じになりましたか。

谷内　私は大體判檢事さんの側に議論があると思ひますね。假釋放を惜しむのは所長ではなくてむしろ判檢事ですよ。札幌などでも、控訴院から判檢事が見えると、所長は唯質問に應じて答辯するだけのことです。一切は判檢事の獨裁ですよ。所長は判檢事を立ててもゐるし、又遠慮もあるので、唯々諾々です。取消しを恐れて假釋放を惜しむなどいふ所長は事實ゐませんよ。惜しむのは判檢事です。

長谷川　北海道とこつちとはちがひますね。こつちではそんなことはないですよ。それに、さうしたことは所長の人物にもよることですね。

正木　谷内さんの仰つしやるやうな傾向は或はあるかもしれませんね。それは長谷川さんの御說のやうに所長

の人物にもよることでせうが、又地位にもよりますね。そこで少年刑務所長の地位をもつと高くしたらどんなものでせう。その點多少緩和されて來はしませんかね。

石坂　それア多少違ふかもしれませんが、しかし先刻も申したやうに、結果が悪いと自分の責任になる、少くとも自分の利益にならないといふ意識が所長の肚の中に潜在的に暗々裡に働いてゐるといふことは恐らく免れない人間の弱點ではないでせうか。叱られるのを恐れるといふさういふ露はな氣持からではないとしてもですね。暗々裡にですよ。……暗々裡にその氣持が働いてゐないでせうか。先刻はずゐぶん辛辣なことを申しましたが、つまり、さうした暗々裡の意識を強調して見れば、あゝいふ風にもいへると思ふんです。一寸説明に苦しむんですが、本省として考へてやらなければならぬ點といふのも、つまりその邊の微妙な心理關係なんぢやないでせうか。

岩松　それはたしかに考慮を要すべきことでせう。

長谷川　出來るなら、その點の緩和は望ましいことですね。

正木　椎名さん、東京と地方とでは、假釋放の上申に對する氣分がいくらか違ふでせうかね。どんなもんでせう。

椎名　以前は別に違つてゐたとは思ひませんが、昭和六年に假釋放審査規程が出來てからは多少違つて來てゐるやうに思ひます。概していへば、田舍は東京に比べて假釋放の審査が稍入念丁寧なやうにも思はれますが、又遺憾に思ふ點もないぢやありません。私もかつてある少年刑務所で、職務上假釋放に關係したことがありますが、審査會といつても、少年を判檢事の前に呼び出して質問應答するといふやうなことは一回もありませんでした。大體さういふことはやつてゐないらしいのです。偶々ある判事が、是非少年の顔を見ようといふので呼び出して見ると、どうもあれではいかん、といふことになつたやうなこともあつたさうです。假釋放審査に立會ふ判檢事が、どんな少年か顔も知らないといふのではいかにも面白くないことだと私はその時感じたのでした。

正木　私も審査會に立會つたことがありますが、判檢事は大てい書面審理で、假釋放の審査決定をしてゐるんぢやないですかね。殆んどすべてがさうなんぢやないですかね。

大塚　さうかもしれませんが、あれはやはり、本人を見て決めた方がいゝですね。

中村　見てゐる人も幾人かはあるでせうね。しかしさうなると、本人としては、見られさへすればすぐにも釋放されるものと思ひ込むことになるんぢやないですかね。更に、釋放されたいがために、特に見られようとつとめることにもなるんぢやないですかね。

永井　さう、どうしても、本人を見られるのを喜ぶ所長と喜ばない所長とがあるでせうね。

一木　本人は一體、何のために判檢事の前に呼び出されたのかそのわけを知つてゐるでせうかね。

谷内　判檢事は多く本人を見ないとの御話ですが、北海道はちがひましたよ。北海少年の審査會では、なかなか八ケ間しい議論が出ます。そして大ていの場合、本人を見ようといふことになつて、本人を呼び出します。私の經驗したところでは、八九割方はさういふことになつてゐます。

長谷川　控訴院の判檢事は、權威があるし、にらみも利くので、さういふことになるのでせうが、私共のやうな區裁判所の判檢事では……ね（笑聲）。

大塚　場所にもよりますね。

正木　しかし判檢事が、審査にかゝつてゐる全部の少年を見るとなると、審査時間が一日ではとても足りないでせう。

永井　足りないでせうね。なか〳〵大へんですよ。

大塚　でもせい〳〵二十人前後位のものでせうから……川越あたりではそんなもんでしたね。

一木　委員が本人を見るといつても、一寸短時間顔を見た位では善い悪いが判らないでせう。そんなことで決めるのは、却つて少年行刑に悪影響を及ぼすやうな結果になりアしませんか。

石坂　感じだけで決めるのはたしかに危險ですね。實際よくは判らないのだから……況して大勢を一々見るとすると感じがこんがらがつてしまつて、とても……

正木　書面審理の際に、こいつ一應首實驗する必要があるな、と思ふものだけを呼び出して見ることにしたらいゝでせう。

一木　見るのもいゝが、所長から苦情が出ることがあるでせう。

大塚　所長によつては、假釋放の數が今月は多いとか少いとか、それをひどく氣にする人があるやうですね。

正木　毎月假釋放の月表を配るので、それを見て自分

とこの成績が今月はいゝとか悪いとか、たしかに氣にする人はありませう。しかし成績が悪いからといつて、局の方からは別に叱りアしませんよ。従つて所長としたつて、格別それを氣に病む必要はない筈ですがね。

大塚 叱るといふわけでもないでせうが、局の方針がですね、方針が成績の擧るのを喜ぶといふことであれば、所長にしても自然それを氣にしないわけに行かなくなるでせう。

坂井 どうしてもさうした傾向は免れないでせうね。假釋放が少いと、何か自分の成績が悪いやうな感じを與へる、所長としてはそれを考へないわけには行かないでせう。従つて所長としては、假釋放に對し何等か制肘を感ずるやうなことは喜ばないでせう。私はやはり所長には、他人には遠慮せずにドシ〳〵假釋放を許してやるやうな自由な氣持をもたせておく方がいゝと思ひますがね。

石坂 かりに結果は悪くとも、もつと〳〵假釋放を許すことにした方がよくはないですか。

正木 そこが問題でしてね。少年とはいつても、煮ても燒いても食へないのがずゐ分多いんでしてね。

石坂 それはありませう。そこが六ケしいとこですね。

正木 假釋放はしても、觀察を要すべきものが多いんですよ。案外多いんですよ。

石坂 しかし十人の中、一人が正しい方へ向へばそれでいゝもんぢやないですかね。

岩松 行刑の立前からいへば、さういふわけにも行かないでせう。

石坂 假釋放を許すべき犯罪數が、全體の犯罪數の中でどれだけの率を占めてゐるかといふことも考へて見る必要がありますね。受刑者全體からいふと、頭がどうかなつてゐて、どうにもかうにもしやうがないといふ感じのものが相等多いやうに思ひますが、少年にもそれはあるでせう。教育の可能なものと不可能なものとは當然區別さるべきでせうね。大體いふと、少年の假釋放は、別の制度にするのが本當だと思ひますがどうでせう。

正木 たしかに假釋放すべきでないものがゐます。

大塚 親元へ引渡すといつても、遠方で旅費がなくて出て來られないものがあるでせう。一人突つ放しては途中が危險でせう。途中で又悪いことをするでせう。

正木 さういふ場合は、保護會から金をやつて、援助を與へてゐるやうです。

岡 今日では、一人突つ放してやるといふことは殆んどありません。大てい保護會で世話してゐます。

潮 少年を父兄へ引渡した後の調べが、刑務所や保護會にはついてゐるのですか。折々訪問でもなさるのですか。少年は環境に支配されやすいので、環境次第ではずゐ分危險なものですね。出來ることなら絶對に再犯に陷らないといふだけの環境に置いてやりたいものですね。その點保護會の實際家などは、どう御考へになつてゐるのでせう。環境を調べる適當な方法があるのでせうか。

岩松 大てい警察に頼んで調べて貰つてゐます。家庭の事情やら、父兄の信用狀態、財產狀態、そして父兄に果して本人を保護するの意志があるかどうか、それ等のことを出來るだけ詳細に調べて貰つてゐます。

潮 警察だけでいゝでせうかね。刑務所なり、又保護司なりの手で、直接調べる必要はないものでせうかね。

正木 東京ならそれも出來ますが、田舍は警察だけですね。

岩松 田舍は警察だけで十分でせう。田舍の駐在所の巡査は、眞面目で相當信用が置けますからね。

大塚 親元へ歸る途中が危いですね。殊に國が遠方だつたりすると……。

谷内 北海道では絶對に一人では歸さぬことにしてゐます。かつて、種子ケ島の少年が、假釋放で北海道から國に歸る途中、國へは歸らずに途中で何處かへ逃げてつてしまつたことがあつたさうです。北海道から種子ケ島までの長道中を、一人で歸らせるといふのが間違つてゐるんですね。——大體假釋放後のことは、警察に任せるのが一番でせう。

刑政第50巻第1号
矯正図書館

Conflicts in Penal Theory and Practice

Nathaniel Cantor

刑罰の理論並びに實際に於ける矛盾の諸相 (一)

ナサニエル・キヤンター
(米國ニユウヨーク州バツフアーロー大學教授)

(一) 緒言

形式的の意味では、アメリカ合衆國には刑罰の理論に於ける矛盾といふものは存しないのである。何となれば、セオリー（理論）といふようなものは未だ嘗つてはつきりと展開せしめられたことがなかつたからである。この點に於ては、合衆國は遙かに歐洲諸國並びに南米の諸共和國に後れてゐるのである。刑罰の理論に關して興味の缺如してゐるのは、一つは、この國の建國以來比較的に日猶ほ淺いためで、思想上の傳統が未だ確然と樹立されてゐないからである。歐洲では、刑法の理論は既に十一世紀には立派に發達してゐたもので、彼のベツカリアが刑罰史上の古典ともいふべき劃期的な「犯罪並びに刑罰について」なる一書を公にしたのはアメリカ革命（獨立）以前であつたのである。しかし、合衆國の生立ちは比較的に輓近の事に屬してはゐたが、この事實は、十九世紀の初頭監獄改良の目的を以て創立せられたアメリカ

ン・ブリズン・アソシエーション（全米かんごく協會）によつて一八七〇年の大會に於て議決せられた數々の行刑上の原則の精神をこれまで發達長育せしむることのできなかつた我々の無能を釋明することは斷じてできないのである。

この失敗の原因となつた重要なファクターの一つは、人の問題である。この國の法律家も辯護士も、合衆國の邊境の年を追ふて延び、隨處に發展膨脹する産業都市の要求に應じて民法（シビルロー）を發達せしめ改良するに急で、一切の努力を擧げてこの事業に沒頭してゐて、犯罪とか行刑上の處遇とかいふようなことに興味を有つものは極めて少なかつたのである。犯罪がどうしたの、處遇をどうすべきかなどの一文にもならない問題には、知つてゐても手を出す氣にはならなかつたのである。我々が刑法の法理に關する一冊のテキスト（教科書）すら有たず、行刑論に關する該博な一冊の著書も有つてゐないといふことは、悲しいかな、うそも僞りもない事實なのである。實體に於ても形式に於ても、幾多の刑法の混亂を來たしてゐるのは、アメリカに於ける刑法に對する興味の缺如してゐるのと、且つは、思索に明晰を缺く所のものゝあることを反映するものである。

わが國に於ては、刑法並びに行刑理論の啓發開拓は主として社會學者、心理學者、精神病學者並びに醫學者の手に委ねられ、或はまた、彼等の自ら進んで取つて以て己れの任とする所となつたものであるが、しかし、法律家が理窟家の一つのクラスとして社會的にして人間的な微妙な情操で訓練せられてゐないと全く同じく、社會科學者は法律に於ける形式的の論理上の訓練を受けてゐないのである。アメリカのクリミノロヂー及びピーノロヂーの研究家が法律家でないといふことは、歐洲のクリミノロヂストに說明しても理解し得まいと思ふのである。アメリカのクリミノロヂストやピーノロヂストの名が擧げられる毎に、自分の歐洲の人達から受ける質問は、いつもきまつて、「其人は法學の何科に屬するのか」といふのであつた。一二の例を除いて、自分は、歐洲の知名のクリミノロヂストやピーノロヂストにして現在出身大學の法學部の一員でなく又は以前に其處に籍を置かなかつた人、でなくとも、少くも法律學上の訓練を受けなかつた人のあつたことを知らないのである。

行刑理論は刑罰の一般的の趣旨目的並びに實際の執行

矯正図書館

方法を決定する刑法と切つても切れない關係に結びつけられてゐるものである。刑法の發達の歴史を理解することなくしては、當然立法上にも、刑法に於ける混淆錯亂を避けることのできないのは何人も覺悟してゐなければならないのであつて、これは、實に、アメリカの刑事立法、刑事訴訟手續、並びに、行刑上の處遇を解剖するに當りて何人も明かに發見する所のものなのである。

吾人の今玆處で爲さんとする所はかゝる解剖であつて、アメリカの刑事法の特色となつてゐる諸のセオリーから生ずる主要な缺點のわづかに幾個かを擧げて、これが說明を試みんとするものである。

(二) アメリカの刑法の理論上の根據

先づ、さし當つて、吾人の問はんとする所は、合衆國に於て一般に行はれてゐる刑法の目的とする所は何であるか、といふことである。わが國に於ける現在行はれてゐる刑法の重要な特色は何であるか、といふことである。

第一に重要な特色と見るべきは、違警罪（violation of city ordinances）、輕罪（misdemeanor）、及び、重罪（felony）といふ三つの犯罪の分類で、卽ち、或るクラスに屬する犯罪は他のクラスに屬するものよりも一層咎むべきものと看做されてゐることで、犯罪の種類に從つて刑罰の種目と程度とが定められてゐることである。普通、犯罪の他のタイプよりも道德上危險の少ない違警罪は罰金刑を科せられてゐる。或る種の輕罪は罰金刑又は或る期間の禁錮との二つの內一つを撰ぶに任かせられてゐる。道德上更らに一層惡み咎むべしとせられた重罪は懲役を科せられるのである。犯罪のかゝる分類には、犯罪の重大なるものにはこれに相副つた嚴しさの刑罰を以て報ひられなければならないといふ思想が寓せられてゐるのであつて、同じ犯罪を重大性の大小多少によつて分かつたのも亦た實にこの思想によるのである。

かゝる意圖に從つて試みられた犯罪の分類は（歐洲の刑法にも同じくまた見出さるゝ所のものであるが）、報復の觀念の上に築かれた理論を建前とする場合にのみ正當なものであり得るのであつて、若し、社會の防衞を其目的とする刑法ならば、重大性によつて犯罪に等級をつけ

る必要もなからうし、且つまた、そうしようと要求もしなかつた筈である。刑罰を道德上咎むべき犯罪のタイプと度合とに適應せしめんとする傳統的の型通りの主義はアメリカの刑法に深く根を張つてゐるのである。

現行の刑法の有つてゐる報復の精神の他の象徵と看るべきは、犯罪を個人の責任に歸する中樞的な觀念である。何故に、刑法は個人を犯罪責任能力あるものとなきものとに區別するのであるか。この區別は、只だ、「自由」な道德的判斷を有するエーゼント（人）のみが罰せられ得るものであると言ふこと以外には何等の意味のないものである。只だ道德的に自由であるもののみが責任能力があり而して罰せらるべきであるが故に、犯罪は自由意思に出づる行爲でなければならないといふ、この思想は犯罪にそれ〴〵特殊の犯意を心要とする觀念によつて法律上明かに表白されてゐるのである。刑法に含まれた道德的要素の生長の跡を尋ねるのは、餘りにも岐路に立入りすぎるもので、今玆處では、後來イタリヤで發達した刑法の主觀的要素は古い刑法には存在してゐなかつたといふ事實を述べてをけば足りると思ふのである。それは、後になつて、宗教法卽カノン法が（これは獨立して發達したものであるが）俗界の法律に勢力を及ぼして犯人の道德上の精神狀態に重きを置くようになつてから、初めて刑法の中に入つて來たものである。以後、犯罪なるものは、人間に對するものであると同時に、ゴッドに對するものであるといふことになつたのである。

しかし、若し、刑法の目的が社會の防衞に存するならば、人間の行爲は其の社會に及ぼす結果で判斷せらるべきで、モーラル・エーゼント（道德的に行爲するもの）としての人間の自由意志に則して判斷せらるべきではないのである。事實上、しかもまた玆處にも矛盾が暴露されてゐるのであるが、刑法は精神病犯人、精神耗弱者又は未成年者を、自由意志の發達の缺如してゐるか、はた又た、阻害せられてゐるの故を以て、これを社會に放置するを許さないのであるが、しかし、もはや全く、でなくとも少くも一時、社會の脅威とならぬように彼等をトリート（處治）（處罰にあらず）しようと試むるのである。

もし、專門の內分泌學者が女子に暴行を加へた被告を極度の甲狀腺機能亢進に苦しむでゐることを證言したならば、どういふことになるだらう。恐らくは、この證言

は裁判所の記錄に採錄されることはあるまい。自分の此點について言ひたいのは、腺の狀態とか神經病とか犯罪に對する正當な抗辯たるべきものであるといふことではなく、むしろ、犯罪の責任の根據として自由意志に固執することになれば、刑法は極めて困難な立場に追ひ込まれて、更らに論理を追究し、且つ、初歩の誰れでも知つてゐる生理學や生物學の事實上の智識を容認することになれば、堂々たる法律が一文の價値もない頭からの背理に化してしまうであらうといふことである。

自分は問ひたいのである。何故に、罰金が違警罪や輕罪の大部分に科せられてゐながら重罪には科せられてはゐないのか。罰金の目的が何であらうとも、求める所のものが社會の防衛であるならば、ケースを撰ばずこのケースにも彼のケースにも適用されて差支あるまい。しかし、法律が實際に運用されることになると、重罪には罰金刑でなく更らに嚴しい刑罰が科せられることになるのである。之に反して、合衆國の二つのステート（州）を除く凡ての他のステートで重罪にパロール（假釋放）を許してゐるのは、監視で社會が防衛され得るものだといふことを徴證するものである。然らば、犯人の大部分を成す輕罪犯人にパロールを規定してゐるステートが僅かに九つに過ぎないのは、どういふわけか。これは、明かに、輕罪が道德上咎むべき所が比較的に少なく、從つて、パロールで繼續的に國家の監視によりて縛ばられてゐるべきものではないと考へられてゐるためである。

之を要するに、現在行はれてゐる犯罪の分類、卽ち、特殊な犯意を必要とする觀念、つゞいて罪刑相應といふことは、責任能力のある犯人は道德上の背反を敢てしたためにパニツシユ（處罰）されなければならぬ、といふ觀念の存するといふ事實に照して考へなければ理解できないことである。刑法は報復を求めてゐるのである。罪を犯かしたら、罰せられる。大きな罪を犯せば、烈しく罰せらるゝのである。

しかし、この古典的なビーナル・システムも終に過去五十年間に蓄積された科學的智識を吸收同化しなければならなくなつたのである。化學、生理學、神經學、生物學、心理學並びに精神病學に於ける幾多の進歩は吾人をして人間のビヘービアー（行動）なるものを更らに一層明瞭に理解することを得せしむるに至つたのである。是に於て、智識のこの進歩によつて殆んど反古にされてしまつた刑法の法理をあからさまに拋棄はしなかつたが、躊躇しながらもその科學的の事實を承認しなければならなくなつたのである。この新しい智識が少年裁判所、プロベーション、パロール、並びに、不定期刑の如きかゝる胚芽的な施設の立法手續以外での發達を促進したのである。此等の施設が刑罰の古典主義に反對した理論を前提としてゐることは、これまで往々にして十分に認められなかつたのである。頭の熟してゐない少年犯人は罰すべきではない。處罰しないで、犯罪生活から遠ざからしめなければならない、といふわけで、少年裁判所が發達したのであつて、少年裁判所の審理の手續はクリミナル（刑事訴訟手續に依るもの）ではなく、エクイタブル（正義衡平の一般原則によるもの）なのである。少年を處遇する最善の道は何か。少年を理解するために、いかにして社會事業家（ソーシャル・ワーカー）、醫家、精神病學者並びに心理學者の力を假りて我々の仕事を助けしむることができるだらうか。どんな處遇方法が最も恰好なものであらうか。

かくしてヂユベナイル・プロベーション（少年保護觀察）の發達すると同時に、其處此處にいかにも萠え切らない態度で開始せられた成年のプロベーションの生長も促進されたのであるが、それはいかにも密やかな後暗い生存を保つてゐたもので、現に今でも多くの處では依然そうなのである。刑事裁判所の判事はいや〳〵ながらもこの奇怪な施設に慣れていかなければならなくなつたのであるが、しかし、折角の苦心して調査し得たプロベーション・オフイサー（保護司）の材料を受理しなければならないものと法律で命ぜられてはゐなかつたのであつて、現に今でもそうは命ぜられてゐないのである。たゞ裁判官の審理記錄で事足れりとせられてゐるのである。被告が實際犯罪を行つたと定まれば、もうそれだけで澤山で、すぐと一年か、五年か、はたまた、十五年かの刑期が簡單に割り當てられてゐたのである。これではいけない、もつと新しい立場から犯罪問題を檢討しなければならないといふことになつて、これまでのように、犯罪のクラスでなく、犯人のタイプが檢討の中心問題とせらるゝに至つたのである——勿論、理論上からである。が、玆處で、おかしいのは、我々は、一人の被告が法律で一定の刑を科してゐる特殊の犯罪のために檢擧されながら、裁判所のプロベーション・デパートメント（保護觀察課）で提供した犯人の背後の生活履歷が審理の際に參

考され得ないといふ不思議な現象に接するのである。一方には、刑法は飽までも犯人をパニッシュせんとし、他方には、プロベーションの實施は犯人の更生を求めてゐるのであつて、この兩者の間に存する全面的な精神の矛盾を曖昧模稜の中に葬らうとして、刑の決定以前に判事の手元へプロベーション部から、そつと報告を差出すといふ段取りになるのである。

不定期刑の下に在つては、犯人は再び社會に秩序正しい生活を營むための準備が與へられなければならないのであつて、其のために必要な時間（刑期）がどの位の長さであるべきかは豫め定めるわけにはいかないのである。それは犯人自身によることである。犯人の改善可能といふことが不定期刑の基礎となつてゐるのである。果して然らば、何故に、刑法は不定期刑の低い方の極限として問題となつてゐる犯罪の確定的なミニマム・センテンス（最短刑）を規定してゐるのであるか。これに對する解答は、社會科學が現在のように確定しない流動的な狀態に在つては、社會の安全を保障するために最小限の刑期が法律によつて規定されてゐなければならないからだ、といふにあらう。しかし、かゝる答は思ひ切つて刑罰の古い理論を棄てることのできない口實にすぎないものであると思ふ。最小限五年から十五年又は十年から二十年までの不定期刑は珍らしくない。實際、犯罪が重大であればあるほどミニマム・センテンス（最小限）は長くなるのである。不定期刑なるものは、實に、古い傳統の硬い外皮を保存しながら、最善の科學的調理法で材料を混ぜ合せたパイを喰はうとする虫の好い新手の工夫なのである。

常習犯人の所爲はこの見解を確かめるものである。累犯はプリズン其他の社會施設の失敗よりもむしろ犯人の改善不能を徴示するものと思はれてゐるのである。是に於てか、かゝる恣肆度しがたきものは確定刑として終身の禁錮に處すべしとなる。一に一を加へれば二となるといふ至極簡單な計算で、三犯四犯と重なつたものは、其人の意志は到底改善不能だといふ結論が出來上るのである。

次に、少年裁判所、プロベーション、及び、不定期刑の如きは、すべて、社會は法のさばきの執行を個別化することによりて最も善く防衛せらるゝものであるといふ信念に基いて工夫された手續上の仕組である。然るに、

刑法は一般に報復の精神に基くもので、且つ、この精神で實施されてゐるのである。

規則でも法律でも其自身強制の力を有つてゐるものではなく、人間の運用の力を俟つて始めて効力を生ずるのである。で、判事の判斷の偏倚する所と共の刑法の精神を解釋する態度とを知らんとするならば、たゞ裁判所の判決錄をめくつてみれば足りるのである。或は、むしろ、新聞紙の報ずる重大犯罪の嫌疑に於ける被告に對する公衆の態度を考一考した方がいゝかもしれない。どんな刑罰理論が唱へられようとも、社會が報復を求めて已まないのに何の疑ひがあらう。成程、過去の時代の戰慄すべき拷問は已に除き去られて、公正な審理は何人にも保證せられてはゐる。しかし、少年裁判所やプロベーションの如き最近の制度の改革の施されたにも拘らず、我等の刑法は、國民の名を笠に着て、「報復は我が有なり」と叫びつゞけてゐるのである。

（三）

アメリカの行刑制度の理論的根據

刑法は犯罪の種目について刑罰のタイプを指定するにより て處遇の方法形式を定むるものである。刑罰の執行が刑法によつて定められた制限に束縛せらるゝのは當然である。若し、相反する二つの原則が刑法の基礎となつてゐるならば、同じ矛盾が行刑處遇の上に現はれてくることは固より豫期してゐなければならないことである。この事は筆を進めて行く間に明かにならうと思ふ。

現在行はれてゐる相矛盾する處遇方法なるものは、次の四つに分類せられ得る。卽ち、純然たる刑罰、能力剝奪、豫防、並びに改善是れである。

純然たる刑罰は報復主義の刑法に伴ふ唯一の論理的な處遇の方法である。然し、今日刑罰其者を刑罰として正當なものとして眞劍に辯護しようとするものは少ない。が、しかし、精神に於ては、「手ひどくやれ」（"treat 'em rough"）といふ空氣はわが多くの行刑施設の管理の中にしみ込んでゐるのである。これを以て言ひ過ぎだと思ふ人は、底をたゝいた眞相を成程とうなづくために數週か又は數ケ月をアメリカか歐洲大陸の大きなプリズンのどれか一つで費してみれば、それで十分である。自分の知る限りに於て、アメリカのヂエール（拘置監）に關するフヒシユマンの苛烈な攻撃をまじめになつて虛言

だらうと疑ふものは、まづ無いのである。被疑者のためのヂェールがそんなにもひどいものであるとすれば、刑の定まつたものゝためのプリズンが一般にこれより好からう筈は固よりないのである。二十年前までは戸外の日光の下での運動は許可されなかつたのである。限りのない瑣細なプリズン・ルールや制限のある通信讀書の特權を定めたのは、一體、何の理由があるのか、と問ひたくなるのである。之に對しては、多方、プリズンの管理上多大の特權は與へられないのだ、と答へるだらう。これには多少の理由はある。しかし、一九一四年以前にプリズン・ヤード（監庭）の使用の特權の拒まれたのにも同じ答へが與へられたものだらう。以前にラヂオ、活動寫眞、スポーツ及び音樂の採用にならなかつたのも理由はそれであつたのである。眞の露骨な理由といふのは、自分は信ずるのである、受刑者は苦しませなければならない、彼等は呵責されなければならない、惡行の報ひを負はなければならないといふ感情に出たものだつたのである（今もそうである）。實際、これがかゝる特權の剝奪に對してドイツ及びイタリアの司法省で嘗つて自分に與へた公の說明であつたのである。イタリアのプリズンには何處にも音樂やスポーツは許されてゐないのである。

若し慰みになるものが許されてゐるとしたら、强制的なチヤペル（禮拜堂）での勤行が其唯一のものである。

トリートメント（處遇）の一方法としての能力剝奪の結果は知る由もない（勿論終身刑又は死刑の場合を除く）。この方法がどれだけ豫防の役に立つたかは何人も知らない。社會の防衞といふ見地からすれば、如何なる場合にも、只だ改善不能者が剝奪せらるべきものである。しかも、累犯者必ずしもインコリヂブル（改善不能）ではない。常習犯人だつて、設備の貧しい理解の缺けた行刑制度の犧牲となつた徵證かもしれないのである。誰が知り得よう。

この國に於ても、歐洲諸國に於ても、累犯の高率であることは防止の効力が此のグループに及ばない證據であるのは確かだ。これについて、求めらるゝ所のものは事實上の犯人の改善ではなく、機會的犯人の防遏なのである、とは逆襲的の返答として我々の屢々聞く所であるが、しかし、豫防が一般民衆の上にどんな効力を及ぼすかは知られてゐない。若し知れてゐたら、其効果如何によつて刑罰は正當なるものとなるかもしれないのであるが、我々が一般人間の心理及び特に事物の學習の法則に

ついての我々の僅少なる智識からすれば、殊に成年者に對する純然たる刑罰は望ましい社會的習慣に人を導いて行く力のないことを證してゐるのである。防遏の力は精精の處消極的で、恐怖によつて人をして或る行動から遠ざからしむるものである。之に反して、賢明なるリホーム・プログラム（改善方案）は積極的に働くもので、其の目的とする所は、好もしい社會的な情緒上の品性を養成するに在るのである。

次いで、トリートメントの一つの方式としてのリホーメーション（改善）といふことは、今日のクリミノロヂストの大部分によつて、理論の上では、是認されてゐるようである。アメリカの諸州並びに海外諸邦に於けるかんごく改良案は悉くトリートメントの他の方式に對立するものとしてこのリホーメーションを强調してゐるのである。斷つてをくが、犯罪を豫防し減少せんと企てるリホーメーションの方法手段は其何たるを問はず斷じて犯罪のタイプとグレード（度級）に基いて決定せらるべきでないことは、幾度强調しても過ぎるといふことはないのである。處遇の方式は凡て犯罪の如何によつて定めらるべきではなく、犯罪を豫防し減少する其効力の如何によつて定めらるべきものなのである。しかも、刑法は犯罪によつて犯人を分類し、それによつて刑を科してゐるといふ實際の事情は依然として存してゐるのである。それから後になつて、卽ち刑の實際に執行されてから後、最善の處遇方法を決定するためにプリズンのクラシフィケーション・クリニツク（分類診査部）で犯人なる本人の素質の解剖が試みられるのである。しかしながら、裁判所は既に共者のプリズンとかリホーメートリーとかで刑に服すべきことを言渡してゐるのである。刑法は既に其者の社會から隔離されてゐなければならない期間の長さを定めてゐるのである。矛盾でなくて何であらう。

これを矯めんとする最も新しい法律の制定は一九三三年に於けるイリノイス州のそれである。これによると、受刑者の收容せらるゝ施設の種類及び拘禁の方法に對する責任は、刑の言渡をする裁判長（ヂャッヂ）の權限から福利省（Department of Public Welfare——州の行刑慈惠兩施設を統轄する官省）に移され、省では更らにこの役目を省の犯罪學部（Division of Criminologists）の手に委ねたのである。受刑者は收容の際二ケ處の診査所で診斷されるのであつて、精神病學、心理學、並びに、本人の社會的生活事實に基き所內に於ける配置又は或は起り得べ

き移監に關する提案がなさるゝことになつてゐるのである。手短かに言へば、受刑者に關する詳細の處遇規程の決定が人間の性格行動を研究する專門家の管理の下に置かれたのである。しかし、玆處で矛盾にぶつかるのである——刑事は猶ほ原本の刑を決定する權限を保有してゐるのである。

犯罪に刑罰を相應せしむるといふクラシカルな主義は、受刑者の改善といふ近代學說の主張する所とは一致しないものである。例を擧げれば、これは明瞭になるのである。例へば文書僞造罪（forgery）（一（ファースト・デグリー）級のもの）はワシントン州では六ケ月のミニマム（最小限）によつて罰せられるのであるが、ミツソーリ州では十年のミニマム・センテンスを負はされてゐるのである。是に於てワシントンに於けるプリズンの分類診査部では六ケ月のミニマムの終了した際に受刑者たる文書僞造犯人は猶ほ矯正されてゐないと決定し、又は、之に反して、ミツソーリのプリズン・クリニツク（診査部）では六ケ月經過すれば確かに釋放され得るものと部員の意見の一致したものと假定してみるがいゝ。いづれの場合に於ても、法律によつて犯罪に向つての最小限の刑期が定められてゐるのであるから、プリズン・アドミニストレーション（管理當局）は其判定に從つて職務を行ひ得ないことになるのである。

分類の主たる目的は、一人の人間たる犯人を診斷し而して本人を矯正するに最も適した處遇の方法を定むるに在る。是に於てかクリニツク（診査部）の決定が刑の性質を左右し其宜しきを得せしむべきであるといふことは根本的に必要と思はれる。然るに、刑を言渡した後で分類するといふのは、これ冠履轉倒で、理論を紛亂せしめ、更らに惡い事は、刑の執行をして悲劇に終らしむることである。

（未完）

Journal of Criminal Law and Criminology, September, 1935.

新刊紹介

□ヘンリー・ローヅ著『天才と犯罪』(Henry T. F. Rhodes, Le génie et le crime, 1936)

英語の原書から Daniel Proust が佛譯したものであつて天才の性格異常性と其の犯罪性との說明が本書の內容と成つて居る。犯罪者には人類學的心理學的に一の類型 type の如きものを考へ得るが、天才には之を定立することは困難である。然し其の異常的人格は相當深刻であつて（此の異常性に關する著書の心理學的解剖は不充分である）自由と調和とに對する異常に强烈なる欲求は必然的に彼を騙つて現在の社會秩序に對する反抗に迄至らしめる。これ天才が犯罪性を有する所以である。如何なる社會も精神的異常者を持つて居るが文明の進步は益々社會を單一の方向に統一せんとする傾向がある爲一層斯る者の社會應化を困難ならしめる結果、天才型犯罪を增加せしめる。之は、文化を支ふる古き傳統を破壞するが如き自由思想を常に抑壓せざる限り不可避のものである。其の最大の犯罪は革命であつて、ヨーロッパは史上三箇のものを經て居る。第一は中世紀のカトリツク的秩序に對する宗教革命、次は十八世紀に於けるフランス革命、第三は廿世紀に於けるレーニンの革命が之であり、斯くして天才と犯罪とは社會に免れ難きものである。然らば之が對策は如何。一部の社會改良家は優生學 eugénique の方法を採用して異常的天才に對する處置を講じようとするけれ共、抑々人間の異常性と遺傳との關係は未だ不明確なるのみならず更に之に環境の作用が影響することを考へなければならぬ。天才の犯罪は寧ろ屢々社會に對し有益である。蓋し天才と社會との衝突は、社會に對する不斷の刺戟と成り、其の衝突と鬪爭とを通じて社會を進化せしめ人道化せしむるからである。以上が著者の見解の概要であるが之は確信犯人の研究にも參考と成らう。尙本書の中では天才的犯罪のケースを多く擧げて居り特にワイルド、ポー、ニーチエ、ストリンドベルヒ、レーニン等の心理解剖を行つて居るので興味が深く本書は犯罪觀よりも寧ろ歷史觀を扱つたものとも見得るであらう。

（二二〇頁、一八フラン、パリー發行）（中尾）

矯正図書館

□『スキス刑法・刑務・保護觀察協會總會議事錄』

(Verhandlungen des Schweizerischen Verein für Straf, Gefängniswesen und Schutzaufsicht, Neue Folge, Heft 15, 1936)

本書の内容の主なるものは四。其の一は、一九三五年、Zug に開かれた第十九回スキス刑法・刑務・保護監察協會代表者會同第三十五回總會の報告で、第二は同年同地に於ける教誨師會議、第三は同年 St. Gallen の刑務所長會議、第四は一九三六年 Olten に開かれた保護監察官會議のそれである。第一では、「檢察・裁判・行刑に於ける精神病學的鑑定の價値と其の危險性」と言ふ議題に對する意見の發表が中心であるが、此の中でプエニンガー Pfenninger 教授が行刑に就て最も多く論じ、米國の例を擧げてスキスに於ても更に廣く此の科學的方法が採用せらるる可きであるとして刺戟を與へて居るのは心強い。教誨師、刑務所長會議の中、前者では「受刑者の生活に於ける母性」と題する講演があり、後者では同國に於ける保安處分の實際が報告せられて居り、此の後の方は保安處分に關する貴重な參考資料であらう。所長會議の議題は「スキス行刑統計の統一」と「新聞紙に依る訴訟記事の公表と之が受刑者に及ぼす不利益」と言ふのであつたが、後者では、其の公表の方法については社會と被告人の家族との双方に惡影響のあることを指摘して新聞紙協會に注意を喚起す可きものとして居る。

第四の會議では「執行猶豫、假釋放並に保護監察」と言ふ問題が議せられたが、シュラッター Schlatter 檢事の示唆深き講演が載せられて居る。(二三七頁。中尾)

□エドムンド・メツガー著『犯罪學を基礎とする刑事政策』(司法資料第二百二十號)

Edmund Mezger, Kriminalpolitik auf Kriminalistischer Grundlage, 1934, の譯書である。本書の内容については、高橋正己氏「メツゲルの刑事政策」(法學協會雜誌第五三卷第九・一〇號)の紹介に相當に詳しいのであり、又、原著がナチス・ドイツの刑事政策に對して貢獻した理論的功績については既に相當に認められてゐるところであつて、從つて、こゝに改めて、その内容乃至はその價値について喋々重ぬべきものはない。われわれは、ここでは唯、最近に於ける最も貴重なる文獻の一が邦譯されてあらはれたことを喜び、併せて、原著二一六頁邦譯三一四頁の大著を最も良心的に譯了せられた譯者吉益脩夫氏の勞をおもふのである。

(寺光)

□三宅鑛一著『精神衞生』

精神の衞生とは科學的に考へられた心の養生である。著者は、精神衞生の學を三大別して、精神病の精神衞生と精神病的中間者のそれと常人の精神衞生との三とする(第三〇七頁以下)。本書は特に書下ろされたものでなく、著者が既に雜誌等に發表された素人向きのもの數篇を纏めて出

版されたもので、古きは昭和二年のものも含まれて居り又全く素人向きな講演集様のものでもあるが、犯罪の研究に志すわれわれに與ふるものを含んでも居る。内容は、神經衰弱と輕い精神病、ヒステリー、精神薄弱兒童、不良少年と醫學、酒の話、精神衞生の話の六篇。四六版三二四頁。中に「不良少年と醫學」なる十年前のものが、われわれに最も近い。最近、特にアメリカに於て、犯罪の研究が此の方向に於て顯著であるに照らし、通俗的なるの餘りにやゝ微溫的に過ぎながらも、われわれも亦今日斯かる『精神衞生』の書を得たことをさしあたりよろこびたい。誰れでもが讀み易く、入り易いことに於て推奬すべきものがあるのであり、犯罪研究などと固くならないでも心の養生のため一讀してよい。(帝國大學新聞社出版部發行、定價一圓五十錢)。終りに、社會衞生學については暉峻義等著「社會衞生學一(岩波全書)があることを附言して置かう。(寺光)

□シルヴイオ・ペリコ著・石川湧譯『獄中記』

シルヴイオ・ペリコの名は我が國では餘り知られてゐない。フラマリオン版の序文——本書は佛譯からの重譯である——によれば、原著は『あらゆる國語に譯され、恰も全人類の共通財産の如きもの』であるといふ。この貴重な共通財産が遲蒔きながら我が國に齎らされたことを譯者と共に喜びたい。ペリコはイタリア獨立のための祕密結社ギゾルメント黨に加入した廉で一八二〇年墺國專制政府の手に捕へられ、死刑の宣告を受けたが後に十五年の重禁錮に減刑された。豫審中の二年間をヴエニスの「鉛の監獄」に繫れその後スピールベルグの城砦監獄に移された。皇帝の赦免に遇つて出獄したのは彼の四十歳の夏——一八三〇年のことであつた。本書はこの捕はれの約十年間の痛苦の記錄である。ペリコの「獄中記」は行刑の視點を離れても、深切な人間記錄として特殊な文學領域を拓いてゐる。この謙虛な感動にみちた體驗記は、文學としても決して第二流のものではない。しかし一度これを行刑の立場から眺めれば、問題と示唆にみちた豐饒な鑛脈のやうなものがある。それは先づ本書が囚人の手に成る體驗記であり(前々號編輯餘錄參照)次にペリコは疑ひもなく政治犯人——政治的決定動機に因る確信犯人であつたからであり、また監獄改良の光を浴びぬ暗黑行刑の眞相が露呈されてゐるからであらう。しかも以上は「鑛脈」のほんの一斑にすぎない。それはともかくとして、當時の監獄制度は極めて非人道的であつた。ベッカリーアが(「犯罪と刑罰」の出版はペリコの時代の約半世紀以前であるが…)『最も慘酷な科刑によつて益々增加せしめられる牢獄の蒼白と恐怖』と呼んだものゝ具現であつた。ペリコは幸ひ極めて溫情な刑吏に出會つたのであるが、それは偶然の幸運として制度自體とは切離して

考へねばなるまい。獄制の苛烈さに關してベリコは意識して控へ目に述べてゐるが、それでも食品、病囚の處遇、野蠻な足枷等々について正當な憤激を洩らしてゐる。

次に興味をひかれたのは、ベリコは出獄後同志の熱心な勸誘にも拘らず一切の政治運動から身を引き隱者にちかい生活を終つたことだ。勿論彼は獄中で「罪の意識」に惱されることはなかつた。却つて自らの政治思想の正しさを誇つてゐる箇所さへ見受けられる。しかも結果に於て彼は奧國政府にとつて無害の人物と化し去つた。彼を消極的轉向に導いたものは、本書の記述によれば、宗教と家族への堪へ難い思慕と、刑吏の溫情であつたと思はれる。殊に宗教と十年の痛苦にして無爲な拘禁生活は彼を騙つて形而上の世界に沒入させた。政治運動に向けられた情熱の一切が內に向つて注がれ、そこに形而上的な自己完成が希求されたかに見える。本書全體がこゝに至る詳密な心理圖であると考へられぬことはない。とすれば、ベリコは今日の轉向者の一つのタイプを代表してゐるのではあるまいか。知識人の强さと弱さが、こゝに裸のまゝ投げ出されてゐる。確信犯の改善可能、不能の問題をめぐつて本書が何等かの暗示を與へるものとすれば、恐らく右のやうな視點からであらうと思はれる。（本文三八五頁、春秋社版、一圓五十錢）（青木）

□**河村只雄編『思想問題年表』**

大正元年から昭和十一年二月末日に至る四半世紀を一區劃とし、その間の左右兩翼の思想的、社會的動きと、これに關聯する社會情勢の推移を年表式記錄として集錄せるもの。各頁の上欄に日附があり、下段に「世界の動き」「國內の動き」「學生の動き」の三欄をとり、一目して綜合的な動向を捉らへるに便利である。各事項は二、三行の文字で極めて要領よく記述してある。編者は國民精神文化研究所員であり、且つ『三・一五事件以來思想問題に直接間接に關係して居る』專門家であるから、本書の資料は信賴するに足るものであらう。思想犯保護觀察法實施の今日、司法關係者にとつても本書の利用價値は少ないものではない。附錄として小學校教員、中等學校生徒、青少年團及び青年訓練所關係の思想の動向を聚錄してゐる。殊に「學生の動き」は一學校內の微細な動きや組織關係まで、いち〳〵明細に取り上げてある。本書の記述が學校關係に厚く工場農村に薄いことは、編者の職分と學校職員を讀者層として考慮した結果であらうが、他方我が國の思想運動の偏向を示すものとして興味が深い。しかしながら特に左翼運動の眞の消長が工場農村の動向に現はれるものとすれば、組合運動のみに止らず重要な勞働・小作爭議について今少し頁を割いてほしかつたと思ふ。（二六六頁、青年教育普及會版、一圓八十錢）（青木）

東京刑務武道會 第四回劍道大會

横濱刑務所

菊花薫る十一月二十九日、惠れたる絶好の快晴の日に當つて、東京刑務武道大會第四回劍道大會は橫濱刑務所演武場に於て開催せられた。

午前九時開會を宣し次に前回優勝せる府中刑務所より優勝旗を返還、範士高野審判員の注意終つて直に仕合を開始した。當日の仕合狀況は洵に近年に見ざる各刑務所對抗の白熱戰を演じ、接戰に次ぐ接戰俄にその優劣を逆賭し難かつたが、遂に最後の榮冠は豐多摩刑務所の獲得するところとなり滿堂拍手裡に榮譽ある優勝旗を授與された。終に東會長閉會の挨拶を述べ、優勝刑務所選士の記念撮影後、午後四時極めて盛會裡に散會した。當日の成績左記の通り

第一回戰

	橫濱	氏名	府中	氏名
○	錬	菊榮	錬	高野
	錬	西坂	○三	太田
○四	石井		三	小宅
	三	高橋	○三	遠藤
○三	仲丸		三	中里見
	二	荒井	○三	吉田
	二	堀籠	○二	笠井
○二	木村(道)		二	初見
○二	菊地		二	渡邊
	二	木村(長)	○二	明才地
一級	後藤		○二	松本

得點五　得點六

○三	紺野		二	笠井
○三	宮崎		二	初見
○三	村田		二	渡邊
○三	江村		二	明才地
	二	坂本	○	初松本
得點	六		得點	五

第二回戰

	市谷	氏名	小菅	氏名
錬	市川		○四	增子
○三	白井		四	小野
三	相原		○三	伊藤
三	三科		○三	押切
○三	錦織		三	山崎
○二	服部		三	高橋
二	大濱		○三	菊地
二	杉山		○三	佐藤
○二	黒川		三	川村
初	伊藤		○二	福田
○初	長谷川		二	高野
得點	五		得點	六

第三回戰

	豐多摩	氏名	府中	氏名
錬	飯野		○	錬高野
錬	加山		○三	太田
四	吉野		○三	小宅
四	櫻井		○三	遠藤
○三	川島		三	中里見
○三	石川		三	吉田

第四回戰

	橫濱	氏名	市谷	氏名
○	錬菊榮		錬	市川
○	錬西坂		三	白井
○四	石井		三	相原
○三	高橋		三	三科
	三	仲丸	○三	錦織
	二	荒井	○二	服部
○二	堀籠		二	大濱
○二	木村(道)		二	杉山
	二	菊地	○二	黒川
○二	木村(長)		初	伊藤
一級	後藤		初	長谷川
得點	八		得點	三

第五回戰

	小菅	氏名	豐多摩	氏名
○四	增子		錬	飯野

四 小野 ○錬 加山　初 長谷川 ○初 松本
○三 伊藤 四 吉野　得點 四　得點 七
三 押切 ○四 櫻井
第七回戰
三 山崎 ○三 川島　横濱 氏名 豐多摩 氏名
三 高橋 ○三 石川　○錬 菊樂 錬 飯野
○三 菊地 三 紺野　錬 西坂 ○錬 加山
三 佐藤 ○三 宮崎　四 石井 ○四 吉野
○三 川村 三 村田　○三 高橋 四 櫻井
二 福田 ○三 江村　○三 仲丸 三 川島
二 高野 ○二 坂本　二 荒井 ○三 石川
得點 四　得點 七　○二 堀籠 三 紺野
第六回戰
市谷 氏名 府中 氏名　二 木村(遠) ○三 宮崎
錬 市川 ○錬 高野　○二 菊地 三 村田
○三 白井 三 太田　二 木村(長) ○三 江村
三 相原 ○三 小宅　一錄 後藤 ○二 坂本
○三 三科 三 遠藤　得點 五　得點 六
○三 錦織 三 中里見　第八回戰
二 服部 ○三 吉田　小菅 氏名 府中 氏名
二 大濱 ○二 笠井　○四 增子 錬 高野
二 杉山 ○二 初見　四 小野 ○三 太田
○二 黒川 二 渡邊　○三 伊藤 三 小宅
初 伊藤 ○二 明才地　三 押切 ○三 遠藤
三 高橋 ○三 吉田　三 山崎 三 中里見
三 菊地 ○二 笠井　錬 菊樂 ○四 增子
三 佐藤 ○二 初見　○錬 西坂 四 小野
二 高野 ○初 松本　○四 石井 三 伊藤
得點 三　得點 八　○三 仲丸 三 山崎
第九回戰　○二 荒井 三 高橋
市谷 氏名 豐多摩 氏名　○二 堀籠 三 菊地
錬 市川 ○錬 飯野　○二 木村(遠) 三 佐藤
○三 白井 錬 加山　○二 菊地 三 川村
三 相原 四 吉野　○二 木村(長) 二 福田
三 三科 ○四 櫻井　一錄 後藤 ○二 高野
三 錦織 ○三 川島　得點 九　得點 二
二 服部 ○三 石川　順位
二 大濱 ○三 紺野　(一) 豐多摩 (二八點)
二 杉山 ○三 宮崎　(二) 横濱 (二七點)
二 黒川 ○三 村田　(三) 府中
初 伊藤 ○三 江村　(二六點)　(四) 小菅 (一五點)
初 長谷川 ○二 坂本　(五) 市谷 (一四點)
得點 二　得點 九
第十回戰
横濱 氏名 小菅 氏名

刑務所便り

大阪刑務所對三重刑務所野球戰

十月十七日神嘗祭天高く絶好のスポーツ日和であつた。此の日三重刑務所野球軍は關西の豪雄大阪刑務所野球軍と一戰を交ゆ可く、一行十五名早曉勇を皷して出發す。

午前十時三十分廣大なる堺中學校球場に於て觀衆拍手裡に試合開始の幕は切り落された。猛擊猛打好守好防火を吐くの熱戰實に七合彼我共に全力を傾注して未曾有の好試合を演じたが、勝負は遂に三重軍の辛勝する處となり午後零時二十分、兩軍感激の極致に達して閉戰す。

それより岡部所長及幹部職員御一同の歡待を受け懇談數刻、再會を約して和氣讓々裡に別る。試合經過左の如し。

大阪軍	(先)	0	0	0	0	0	0	2	2
三重軍		0	3	0	0	0	0	A	3A

三重軍

田西 津井 田丸 橋川 下本
(三)竹大今西 森中 高宮 木山
(遊)(捕)(投)(中)(二)(左)(右)(右)(一)

大阪軍

藤達貫 崎田見 濃越 上畑尾 部
(遊)安伊高岩 福高 美名 井小 丸
(中右)(捕投)(投)(左)(三)捕(二)(PH)(一)
(捕投)

一回【大阪軍】安藤二倒、伊達三振高貫竹田投倒大西三倒失に生キ二盜今津三振西井打者ノ時大西三盜成リ打者四球ヲ選ビタルモ森田投倒二回【大阪軍】福田三振高見三邪飛美濃部一二壘間ヲ抜ク安打ニ出シモ名越遊飛【三重軍】中丸三振高橋左翼越三壘打宮川三振捕手落球ニ生キタル時三壘走者三本間ニ挾撃サレシモ、捕失ニ生還其間宮川三進センントシタル時投手ヨリノ投球三壘手後逸シ宮川生還山本三振竹田三壘强襲安打大西三遊間安打ニ亦モ一、二壘トナリ今津打者ノ時竹田大西ノ重盜ナリ捕手逸球ニ竹田生還大西三進今津三振此ノ回三重軍敵失ニ乘ジ三點先取

三回【大阪軍】井上四球ヲ選ビ二盜ニ刺サル丸尾三振安藤四球伊達三飛【三重軍】（大阪軍高貫退キ福田投手岩崎捕手）西井四球次打者ノ時二三盜成リ森田四球ヲ得テ二盜好機ト思ハレタガ敵投手ノ快腕ニ三者三振

四回【大阪軍】岩崎投倒福田バンドアウト高見三倒【三重軍】大阪軍（名越捕手高見右翼へ岩崎退ク）山本捕邪飛竹田四球大西投倒ニ竹田二封大西二三盜今津投倒

五回【大阪軍】美濃部投倒名越三振井上三振【三重軍】西井投飛森田投倒中丸三振

六回【大阪軍】（三重軍宮川退キ木下右翼へ）丸尾捕邪飛安藤投倒伊達三飛【三重軍】高橋投倒木下投倒山本振三

七回【大阪軍】高貫遊撃頭上ヲ抜クカト思ハレル快打モ大西遊撃手ノ美技ニ終リ福田左飛野手球落ニ生キ二三盗高見遊撃野手悪投ニ生キ其ノ間福田生還高見二盗美濃部二塁名越三越安打ニ高見生還其ノ差一點トナル名越二三盗二死後ト雖モ尚好機ト思ハレタガ惜シクモ丸尾三飛ニ止ム

第二回集團散歩施行狀況

秋田刑務所

一、施行年月日　昭和十一年十一月三日午後零時より同三時迄

二、參加受刑者　第一級者三十四名

三、參加職員　看守長、教誨師、看守部長、看守　十六名

四、目的地及刑務所よりの粁程　秋田縣南秋田郡寺内町八橋公園　八幡神社、刑務所より二・二五粁

五、施行狀況　午後零時第一級者參拾四名を三班に分ち、各班毎に看守長一名看守部長一名、看守三名の引率の下に各班約五十分の間隔にて順路八橋公園に向け出發し、約三十分にして同公園に到着、先づ八幡神社に參拜、教誨師より神社の由來に付說明を聞く。此處は慶長三年秋田城下商家の鎭守であり祭神として大山昨命、譽田分命を祀る。建築精巧を極め秋田の日光廟とも稱せらるる所である。斯る由緒深き處にて敬神崇祖の思念を鼓吹し社會生活に於ける精神的生活の緊要なるを訓諭するところあり、終つて境内の散歩を許す。老樹古木、森嚴の氣あたりに漲る、古を偲ぶ自然の姿を眼の當りに見る時、自由人たりとも此の大自然の偉力に感謝の念を强うするものがある。まして身の拘束を受け居る受刑者の感銘は一入深いものがあつたと思はれる。斯くて暫時小憩の後、和氣靄々裡に午後一時二十分第一班を先頭に同樣約五十分の間隔を保ち午後三時第三班を最後に歸所した。

六、社會人心に及ぼしたる影響　絕對秘密を保持し、受刑者の敎化本位とし、職員も同一の服裝なるため、社會人より職工の視察位にしか見られず、從つて社會人心に影響を及ぼせるを認めず。

七、受刑者の心境に及ぼしたる影響　別紙感想錄寫の如く處遇の緩和と社會生活への實感によりて感謝の念を强からしめ、現實生活を深く反省悔悟し以て更生の意氣旺ならしめた。

收容者の感想

十一月三日は明治節の佳節であり私共第一級者の集團散歩でありました。累進法による最高級たる第一級者の集團散歩に心から感謝し、同時に自分の今日の重い責任ある身を心深く思ひ、一級者の模範となり自ら不心得のない樣注意して第一級者としての責任を重んじて行かなければならんと深く決心致しました。拘束の身でありながら斯る處遇の恩典に浴し、文化の進展と共に變り行く世相を觀察し實生活に適し得る樣致して下さる國

の御恩は忘るゝことは出來ません。

この報恩の意義を全うせしむる樣將來再び社會の落伍者たらぬ樣努力せねばならぬと深く考へられました。

防空防衞訓練演習

京都刑務所

京都防空防衞訓練演習は十一月七、八兩日擧行された、我刑務所も之に參加し諸般の訓練を行うた。七日は防空思想普及の講演會と映畫の會を催し、本演習は八日の晝間午前七時四十分から午後の二時まで施行された。此の演習は年々の行事となつてゐるが毒瓦斯に對する知識は未だ充分とは云へぬ。單に晒粉を路上に散布するだけでは演習の意義をなさぬので、先づ職員一般に瓦斯の性質と防毒の方法を能く知らしめ實演すべきであると決し、此の旨師團司令部へ交涉すると、軍部も大に賛意を表されて十一月五日午後四時三十分島村大尉を派遣され、本所、中京區支所職員へ講演、瓦斯の實驗、防毒衣、防毒面着裝の實演をせられ、又收容者に對しては十一月一日免業教誨後戒護課長をして防火防毒避難に就き講話せしめ、防空知識の普及徹底に努め斯くて愈々演習日の到來を待つた。

八日午前七時四十分警戒警報發令「警戒警報を聞知したるときは召集令狀に接することなく直に登廳すべし」の訓示に從ひ幹部職員、官舍居住者は時を移さず登廳、官舍外居住者も徒歩に自轉車に速時登廳、と同時に山科警察署より巡査部長以下三名、地區防護分團警護班長以下二十二名馳付け、職員と緊密なる連絡の下に、構外周圍の警護に備へ、臨時登廳者をして、警報、警護、防火、防毒、救護、避難者管理、配給、連絡の部署を定めた。是より前十六師團司令部は高射機關銃隊を、刑務所に急派し廳舍四階屋上を警裝して機關銃を備へ空襲防衞の陣全く整ひ、今は只敵機の襲來を待つばかりであつた。

午前八時五十分空襲警報發令

南空に三機編隊の敵機現れ忽ち我上空を飛翔、機關銃は照準を定めて射擊し銃聲轟々、所の內外の警備愈々堅く各員緊張命令一下を待つ。

「一舍、六舍燒夷彈投下さる直に開房すべし」受持看守は直に解錠開房に着手す。其成績左の如し。

一舍階上二十二房（空房）一分二十秒
一舍階下二十二房（同　）一分十五秒
六舍階上五十二房（同　）二分十秒
六舍階下十三房　（同　）三十九秒

「一、二工場附近に瓦斯彈投下さる速に避難せしむべし」避難命令に接したる工場擔當は豫て擔任せしめたる受刑者をして窓の閉鎖、電氣遮斷、火仕舞、手拭浸し用水の準備を命じ、其間人員點檢を行ひ濡れ手拭にて鼻口を覆はしめ、防毒室（敎誨堂の窓を閉鎖し入口に黑布を三重に垂れ瓦斯の浸入を防ぐ如く設備す）に避難せしむ。

一工場七二名
二工場一一二名　｝發令より全部防毒室へ避難を了する迄五分三十秒

「八工場附近燒夷彈落下火災の虞あり」
火災避難所たる運動場に全員を引率し集合點檢を行ふ。
八工場一七六名　所要時間一分七秒
避難演習は職員の沈着機敏の活動と、收容者の眞面目なる行動により豫想外の好成績、敵機は地上防護の嚴重に目的を達せざるか、機影を南空に沒す。時に午前九時五十分、空襲警報解除は統監部より發せられた。
午前十時五十分空襲警報發令
三機退却して一時間捲土重來の勢を以て、十八機翼を列ねて我上空を襲ふ。屋上の機關銃は連續射擊し、都市防護の高射砲殷殷轟々戰機愈々酣である。
「廳舍前に燒夷彈投下防火班出動すべし」
命や遲しと、待機の防火班、ガソリン喞筒の威力を示すは此のときと、防火用水池に吸水管を下すも遲しと、管鎗を火災目標に向ければ、エンヂンの活動も活發に龍水中天高く猛火忽ち鎭火、敵機は旋廻して或は高く或は低く遂に機影を沒す。時に正午空襲警報解除
配給班は演習部員に分つべく晝食の準備を急ぎ握り飯に澤庵漬を配付した。平素の食事よりも美味で併も實戰を想はしむるものがある。食事中も警報の傳達と敵機の襲來を忽にしなかつた。
午後十二時五十五分空襲警報發令
敵機舊市街上空を旋廻するも我上空に來らず、斯て午後二時空襲警報解除、次で警戒警報解除に依る演習終了、伊江所長から軍隊、警察官、地區防護分團員へ鄭重なる謝辭、職員へは戒護課長をして講評せしめ、全員記念撮影の後解散した。
午後十二時五十五分空襲警報解除は統監部より發せられた。
午前十時五十分空襲警報發令
三機退却して一時間捲土重來の勢を以て、十八機翼を列ねて我上空を襲ふ。屋上の機關銃は連續射擊し、都市防護の高射砲殷殷轟々戰機愈々酣である。
「廳舍前に燒夷彈投下防火班出動すべし」
命や遲しと、待機の防火班、ガソリン喞筒の威力を示すは此のときと、防火用水池に吸水管を下すも遲しと、管鎗を火災目標に向ければ、エンヂンの活動も活發に龍水中天高く猛火忽ち鎭火、敵機は

因に演習とは云へ銃砲聲殷々轟々、非常時國民の緊張せる雰圍氣は收容者も能く味ひ、各工場舍房の靜肅、作業の緊張振りは國民精神を發揮せるものゝ如く、其避難演習に於ける工場内の火氣取締等注意周到、機敏なる動作は精神訓練上有益であつた。

貴族院議員一行の視察

浦賀少年刑務支所

浦賀少年刑務支所に又一つの喜ぶべきことが生じた。それは菊薫る十一月十二日に司法省參與官子爵秋月種英閣下民事局長大森洪太閣下行刑局長岩松玄十閣下の案内にて貴族院議員子爵加藤泰通閣下他十六議員の名士が當所を視察せられたことである。

當所が世界にも稀な海上特殊設備であることゝ、其れに加ふるに作業そのものが又特殊な漁撈作業を施行してゐる點に於いて、各方面から注目せられてゐた處、本年八月に竣工した遠洋漁船少年報國丸は着々と其の精能を發揮して十一月十日迄僅々三ヶ月間に一萬數千圓の調定額を示して居り、本年末には二萬圓を突破する事は容易なりとの見込を着け得るに至つたのである。僅か八十數名の收容人員を以て、斯の如き收入額を擧ぐる事は、如何に漁撈作業の中でも遠洋漁撈が有效適切であるかを立證するもので、當局に於ても既に驚嘆せらるゝところであり、從つて之が貴族院に迄聞こゆる事になつたのであらうと思はれるのである。

當所に於いては斯の如き諸名士の視察を仰ぐと云ふ事は幾度もある可きことでなく、行刑の眞價を社會に知らしむるに最適の機會なので當日の來るのを待ち兼ねたのである。

幸ひなるかな、當日は前日の暴風雨も嘘の樣にカラリと晴れて、却つて海上の秋色を一入深められた。少年報國丸も期せずして其前日に秋刀魚を山と積んで歸港し、共に此の光榮を待つたのである。

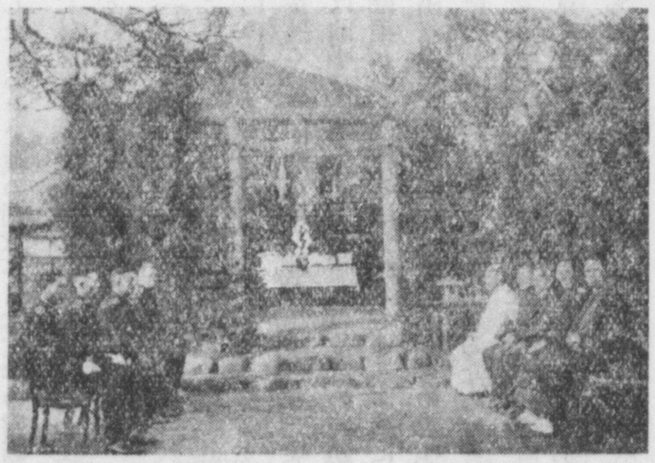
一行は、午後零時二分に横須賀驛着、香椎小田原本所長、英保當支所長は之を出仰へ、午後零時三十分當所着、上甲板に少憩の後敎誨堂に於いて簡單な午饗をなし、支所長により漁撈作業の概略を說明し、艦内に奉安せる大和神社及東鄕元帥の御眞影竝に軍艦旗、佛前等に其れぞれ敬意を表された後、所内を隈なく見學し、それより上甲板で記念撮影を爲し、直に所屬近海漁船第三昭龍丸に便乘、少年收容者の近海網作業を親しく見學、一行中には始めてのことゝて物珍らし氣に網にハネ上る鰡、黒鯛等を手に取つて見られる士もあつた。かくて一行は更に少年報國丸に便乘して風光明媚の東京灣を觀音崎より久里濱に航行、ペルリ上陸記念碑を遠望して海上の秋色を滿喫し、四時半大滿悦裡に交々海上行刑の意義重大なるを認識されつつ、横須賀を經由歸京せられた。尚當日視察せられた議員一行の芳名は左記の如し。

貴族院議員子爵今城定政　橋本辰三郎
子爵西尾忠方　同富小路隆直　川村鐵太郎　子爵加藤泰通　米倉昌達　立見鑓九郎　高木正得　久保市三郎　山田英夫
子爵松平忠壽　同增山正興　同米田國臣　同京極高修　同高倉篤麿

遙拜所設置竝に修祓式狀況

長野刑務所

一般收容者の敬神崇祖の觀念を涵養し國體の尊嚴と日本精神の高貴を自覺せしめ併せて收容者の精神訓練に資するため、當所では遙拜所設置に決定、敎誨堂正面伊勢大神宮の方向に當る淸淨の地を選び去る九月二十三日縣社妻科神社宮司を聘し地鎭祭を執行、これを假遙拜所として九月二十三日及び十月十七日の大



祭日に收容者一同の遙拜式を行ひ、一同深き感銘の中に式を終了した。

越えて十月十五日工事に着手、淨域（前口四間半、奥行約七間、總坪約三十坪）の周圍に玉石を積み重ね地上三尺の地盛を施し淨砂を敷きつめ、高さ九尺の白木の鳥居を建て、杉、松、檜の立木四十數株を移植して神域に森嚴の風趣を添える處があつた。十一月二十三日新嘗祭を卜し修祓式をかね遙拜式を擧行したが、當日は前夜來の驟雨も名殘なく晴れ、一點の雲もない日本晴の好天氣に惠まれ、敬虔嚴肅裡に執行、收容者敎化上資するところ多かつたと思料された。

遙拜所新營

豐多摩刑務所

當所では收容者の精神敎化のため新らたに遙拜所を設けたが、その工事概況左の如し。

祭壇は正面一二尺　側面一五尺　高さ地盤上四尺八寸で、祭壇を圍んで東西八間　南北六間　高さ三尺の盛土を行ひ、背面は土留壁を施して芝土手作り植込みなし、前面及左右に急傾斜を配して方八十尺の芝地を設け、躑躅、伊吹木等の小物植込みを行ひ前面及左右に參道を取りて砂利敷きとす。祭壇前面に方二十尺の拜壇を設け小砂利を敷込む、芝留石を以て外玉垣とし外側に檜葉其の他にて植樹を施す。祭壇周圍より一尺八寸上りの石垣を積上げ盛土をなし、淡路石玉砂利を敷込む。石垣を繞らし前面階段を上りて鳥居を建て、左右對榊を前にして正面に高さ約十尺の大榊を樹て遙に伊勢大廟を拜す。（口繪寫眞參照）

作業のしをり

我國の書籍は、天の餘白を廣くとり地の餘白を狹くとるのが常例であるが、最近發行された小泉信三氏著『學窓雜記』では、從來の慣例を破つて、地を廣く天を狹くとつて成功を收めてゐる。これは世界一の美書製作者として有名なケルムスコット・プレスの主宰者ウキリアム・モリスが美書製作の一大要令として指示したもので、彼の創意が日本文字の書籍にも效果を擧げたものとして注目されてゐる。モリスに依れば『書籍の單位を一ページとせず、左右二ページを合致してこれを一體と見做し、天前小口、地の餘白の差を各二〇パーセントとし、天を一番狹く、次に前小口、地の順序とし、喉は前小口の半分とする。この位置の問題は美しい本を作る場合決してゆるがせに出來ぬ重大な要素で、若しこれらの事項に對し、十分な注意が拂はれるならば、ごく普通の活字で印刷した書物ですら、見た目には少くとも上品で、且愉快である』と述べてゐる。

× ×
×



讀者の頁

執行停止の一情景

米子刑務支所　M生

中國山脈を背に、日本海より襲ひ來る秒速三十の北風は、遠からず、山陰一帶を雪國たしめるのだ。風は枝を鳴らす、電信柱は灰色の空に映じ、萬物一齊に銀世界と化して了ふ。

山陰道の山には、木々が紅葉して、晩秋の陽は西山に沒し薄暮のとばりが立籠める。慌しい年末を控へた小暗な事務室、柱にかゝるカレンダーは殘り少くなつて、昭和十一年十一月×日を示してゐる。「去り逝く日は早し」と、誰かゞ謂ふた樣に、永い樣で短かつた二五九六年である。思ひ出多い一ケ年として、餘りに懷かしい。

交通の中心地、一小都市を去る、約二哩の地點。田園の中に廣壯なる建築物と、高いコンクリートの城壁が今靜かに夕暗の彼方に吸込まれる樣に消えて行くのであつた。丁度此の頃、二十歳前後と思はれる若き男女二人連で、夫婦にしては男の方が若くて溫順しそうに見え、姉弟とも思はれない樣な二人であるが、今時此の刑務所を訪づれて來た事には、誰もが不思議に思つたのだつた。若い男は簡單な洋服姿で至つて落ついて門前に立ち、女の方は中肉中背のじみな羽織を着たどこか淑やかな姿が、夕闇を透して、くつきり見えるのであつた。

女は受付の窓口に立つて、頻りに受付子を求めてゐる樣子である。暫くして小使が現れた。そして何事か要件を筆記始めた。只今迄火鉢をかき廻してゐた、宿直のMは斯うした人達の訪づれに聊か不審の面持で、表門擔當に何事であるかを問ふたのだつた。

面談の主—〇〇は工場で作業中、突然病氣になり、數日前より病室に呻吟し、今日明日をも分からぬ重態であつた。一見して優しさうな圓顏の目元の太い容貌の彼の心の奥底にも、人生の荒潮を辿つて來ただけに、取分け自分の悲慘なる姿に涙をのんだことであらう。

聞くところに依れば、彼女達は父危篤の報に接し、遙々東京から永い汽車の旅路を急ぎ、二人の子供として、肉親の父の不吉な豫感に打たれゝ心を抱いて、や

つて來た人達であつた。

大都會の生活から馴れぬ、異鄕の父に會ふ二人の心はもどかしく、緊張そのものであつた。澄んだ空には無數の星が輝いて明日の日和を約するかの如く冷えてゆく時、日勤者引揚の鐘が響いた。

あたりは文字通り、すつかり暗くなつて、全く夜の帳りが垂れ罩てゐた。

贅して、病室から案內の職員の後に付いて出て來る二人の偲び泣く聲が、堪らなく氣の毒であつた。思慕の情に一目會つた親と子、少しでも父のそばにゐたかつたらう。餘りに變つた父の姿に驚愕したのか、或は旅の疲勞が出た事でもあらうか、全く筆にも言葉にも盡しがたい情景であつた。やがて表門の重たい扉が開かれて、出て行く二人の姿は闇に消えて行くのが見えた。後は又深海の樣な靜けさとなる。

明くれば森羅萬象悉く迎春氣分に滿ち溢れて、なごやかな朝である。二人連は今日も又宿を出でて訪づれたのだ。

執行停止となつた彼は我が子に抱かれながら夢の樣な心で自動車の人となつて、門を去つて行つたのであつた。

（をはり）

延長作業を終りて

名古屋　梅村春汀

還房、點檢、報告、夜間延長作業勤務を滯りなく終つて事務室を出たが午後十時近く。流石に初秋だ。身を一歩舍外に出すとヒヤリと頰にあたる凉風、殘暑の油照りに三十四五度を上下した日中の暑さ、パタリと風が死んで煎られるやうな蒸暑さを覺へた宵の口、工場の中は釜の中のやうに暑い、ネットリと油染む汗が額に浮び背に流れて制服は汗で斑點をつくる其程の日中から宵へかけての暑さも今は忘れたやう。汗で濕つた襦袢が膚に觸れてつめたい。汗ばんだ額に夜風がとても爽凉だ。房舍の外の芝生ではこほろぎが盛んに鳴いてゐる。いゝ心地だ延長の疲れも何も一べんにけし飛んで仕舞つて新らしい元氣が盛り上る。他の人より餘分に勤勞したのだ。一時間でも餘分に時を生かしたのだ、否奉公したのだといふやうな一種云ひ知れぬ勤勞の快味とでも云つたやうな愉悅感がヒシヒシと湧いて自ら一種の昂奮が起る。これつばかし働らくだけではまだ疲れない。もつと〳〵盛んに働いて見度いと云ふやうな發剌とした元氣が出る。表門で同僚と別れる。郊外に近いこのあたりの街通りはもう人通りがまばらだ。見上ぐる空は星、鋪道に流れる街の灯を踏む靴音は輕快だ。何か斯う愉快な夜、十日近い連續の延長居殘りに心身が相當に疲れてゐる筈であるのにこの發剌とした心持。湧き上つてくるこの愉悅感は何故だらう。

意氣の統一と云ふか氣魄が凝ると云ふか緊張した意氣込みが働らく者の誰しもの面上に漲つて仕事が生きてくる。一心不亂に傍目もふらず、ミシンを踏む針を運ぶ見てゐても氣持のいゝ張り切つた精進振だ。この空氣だこのキリリとした空氣が私に今夜のこの愉悅感を生ませた原因だ。そしてこの緊張した空氣に職員と收容者とのピタリと融合した氣分から釀成せられたものであるだけに尙更氣持がいゝ。延長時間中の殆んどを折からの蒸暑さに額に滲む汗を拭はれもせず役席から役席へと激勵の言葉を掛け廻られるA看守長殿B部長殿、作業督勵に戒護の萬全に熱誠そのものゝような受持擔當や應援の戒護者。それらの人々の活氣に滿ちた勤務振が彼等就業者の精神に反映して工場內は生々と活動の氣分に充たされた。能率はグント揚る、邪念を起す暇もないから反則もない。働らくことに愉快を覺へる。職員の張り切つた氣持が彼等の胸の中へ泌みこんでゆく『折角時間を延ばしてやるんだ、ウンと能率を揚げなければ濟まない』と云ふ氣持が誰彼の胸にも湧くらしい。斯うした雰圍氣の中に居るから戒護の立場の私達も疲れない。そして其の結果は教化の上からも萬全に近い成績を擧げ得る。人の和だ、結合の魂だ。今私は延長作業を終つてこの樂しい氣持に就て痛感する。

受刑者も疲れないが戒護も將又作業も單なる外部的の強壓では効果がない。要は彼等の內心へ精神的に喰込んでゆく所謂生きた教化を施すことに歸着する。教育刑に於ける教化とは彼等の善なる心を引出すことだ。働らかうとする修めやうとする打克たうとする心を彼等の眠つてゐる胸の中から引出すことだ。この心の引出しは力で引出すよりも矢つ張り私達の氣持や態度、即ち私達の魂の發露によつて彼等の心の鉤をしつかり握つて引出さねば仲々引出せるものでない。修養せねばならぬ働らかねばならぬ否修養せずには居れぬ働かずには居れぬ、と心の中から自發心が湧き起る境地に迄彼等を導くのは唯私達の強き意氣による誘導より外に途はない。

曲つた定規では正しい線は引けぬ。力の足らぬエンジンでは活潑な機械の運轉は出來ない。私達は被教育者たる受刑者を正しい軌道に乘らして活動せしむべく、力と正義と氣魄の模範を自ら示さねばならぬ。私達がこの力強い氣魄に生きるとき彼等は期せずして眼醒めてくるものである。といふことを延長作業の緊張した空氣の中に殊更に強く感じた私は、これを日常の總ての行動の上に生かして其の成果を期し度いとの念願に燃へつゝ此の記を今日の日記に代へる。

本號扉カットは加藤榮三氏の「薄暮」（文部大臣賞）

練習生見學記

府中刑務所見學記

藤山勘平

豫ねて寫眞により或は先輩の見學談により近代行刑施設の粹を網羅せる刑務所として紹介に接したる府中刑務所……本日期待と翹望久しかりし此の府中刑務所の見學を了し此處に其の概要を記さんとす。

十一月七日此の日雲空を覆ひて低く晩秋の氣肌に冷やかなり。京玉電車の和やかなる警笛を聞きつゝ久方振りに見る豊穰の稻田深綠の桑葉に故郷の秋を偲ぶ事四十分にして府中驛に着く。此の頃に至りて秋雨の軒より雫する程度に降る中をひた走りに走る事約十分、此處武藏野原頭の一角に建つクリーム色の大建築を見る。これ卽ち府中刑務所なり。

先づ事務所正面に建てられたる「樹德殿」なる扁額を掲ぐる恰も大寺を想はしむる武道場に入る。未だ木の香も失せやらぬ道場正面には武神を祭り、功績を物語る第一區刑務所武道大會優勝の證額縁に納められてあり。道場に續きて建てられたる倶樂部に於て中食、ハイシライスに食後の果物と言へるが如き至れり盡せりの歡待に預り、出でゝ長く屋根を突出したる廳舍の玄關を入り、三〇糎角位の檜鹽地等の板を以て縱橫交互に張り詰められたる廊下を過ぎ三階なる講堂へ通る。足下より天井迄通しの窓は採光殊の外よく、恰も兵舍の如き感ある官房、工場或は其の間に點在する綠樹を眼下に望むを得たり。參觀者の休憩及毎月一回職員及家族慰安の活動寫眞映寫等に使用する旨の說明あり。

此處にて椎名所長殿より豫備智識として左の御說明を受けたり。收容者は十年以下の累犯者にして收容定員二千四百八十八名、敷地總坪數八千五百坪、建築所要總工費二百四十六萬圓……。

先づ說明の徹底を期する爲三班に別れ第一に病舍に入る。廊下の右側は診察室にてレントゲン室、手術室、齒科室あり、田舍の病院等にては到底見得られざる充實したる設備なり。左側に窓越しに見る廣き病室には數十臺の寢臺の並べられ病囚の臥せるあり、坐りたるあり。未だ任地にある頃見し海軍病院を想はしめたり。更に離れて精神病房三房あり。房内は特に板壁を以てし一ヶ房は黃色、二ヶ房は靑色のペンキ塗なり。病質により收容を區分すべしと。之に隣して小さき浴場あり興奮狀態にある精神病者を溫浴せしめ以て鎭靜せしむるの用に供せり。之より右折左折する事數回にして獨居房に出ず。房數六百十六廊下の幅員廣く天窓より投入れらるゝ光線は眞白き房壁に反射して舊刑務所特有の狹隘にして陰慘、身自ら壓せらるゝを覺ゆる煉瓦建築に比し心氣殊に和らぎ、自ら淸澄の氣滿つ。居房内には卓子腰掛の設備あり。蝶番を使用したる卓子の天板を上ぐれば

下に洗面臺あり。同じく蝶番使用の腰掛の臺板を上ぐれば水洗式の便器ありて完全なる防臭裝置を施したり。洗面臺、便器共列車内のそれに彷彿たり。此の明朗なる居房の廊下を遮ぎりたる觀音開きの硝子戸を境にして累進處遇上級者專用の敎誨堂あり。此處より地下道を通じて外に出づれば外塀に近く二棟の倉庫を見る。同所の作業は遞信省よりの註文にて大部分を占むる爲め、特に同省の手により製素品格納用として建てられ、尙塀外より通じて同倉庫の前を通れる鐵道線路は省線を引込みたるものにして作業素品の搬入に便したり。之を以てしても如何に同所の作業の大規模なるやを知るを得べし。タワシ工、印刷工、木工、洋裁縫工、の各工場を拔け陸軍の註文にかゝる彈藥箱を兩側に山積したる廊下を通り浴場に出ず。此處は浴場と脫衣場を板塀を以て區劃し、脫衣場は更に入口、出口を區分し之が境界を兼ねて酒造場の大槽に似たる圓形の臺を立て、之が側面半周に各二十四個の服掛金具を附し、入口にて脫ぎたる衣類は臺を回轉せしむる事により出口に廻り、以て出入の繁を避けたり。雜居房に歩を移せば收容定員九名の二百八房盡く氣積、面積、採光面積等を記入したるセルロイド製の小札を掲げ、建築に當り改善の基調を爲せる健康保持に最善の注意の拂はれたるを示せり。中央圓形の廊下を中心として放射形となりたる此の雜居房の側なる一般敎誨堂には紅葉したる蔦繁り、正面の泉水には有名なる將軍の孫の像あり。後部を高く傾斜せしめ聽聞に便ならしめたる堂内には壹千貳百脚の椅子佛壇を圍むが如く半圓を畫きて整然と並べられ、天井は採光と音聲の反響を防止する爲獨特の構造を爲したり。

巢鴨建築場との通信に使用すべき往復傳書鳩數十羽を飼育せる炊事場を通り、揚水場を見る。東京を隔つる事八里の同所は市の水道を使用せず地下水を使用せる貯水タンクは貯水量減少の場合は自動的に揚水作用を開始する設備なり。最後に見たる接見室には兩者心情の融和を仲介するが如く一鉢の菊花美しく咲けり。

一巡斯くの如くにして講堂に戻りしが各工場には中央を縱貫する線路ありて、食事兼作業製素品運搬用のトロッコを通じ以て作業能率の向上と利便を計り、數鉢の菊花を備へて情操の助長に資し、潤澤にとられたる芝生の庭には各所に常綠木の絲滴りて淸新の氣を生ぜしめたり。

時計二時を示せ共雨尙は止まざるを折よく豊多摩刑務所より出張したる護送用自動車により府中驛へ向ひしが、車中遠ざかり行く大時計の塔を眺めつゝ二千五百名の受刑者の上に思ひを致せしは一諸君よ世には父無きが故に處世の指針を求むるに苦しみ、子無きが故にやるせなき寂寥を感ずる人の如何に數多き事ならんに、諸君の父母は、妻子は諸君あるが爲に父無く子無き之等の人々に比し如何に廣き世を狹まく憂き多き日々を送り居る事か。然るに今や世に叛き家を顧らざり

し諸君にさへ、諸君の爲に諸君を善化せんとして國家は亙萬の富を費して此の完備せる施設の下に日夜たゆまざる努力を續けたり。反省せよ。而して悔悟して歸れ善良なる父として子として。『靈置かぬ方もありけり夕立の空より廣き武藏野の原』此の廣漠たる平野に漲る新鮮の大氣を吸ひて雄々しく更生の一歩を踏める諸君は、搖籃の地武藏野の如く大いなる度量と清新なる心情を以て健かに育てよと」。

多摩御陵參拜
多摩少年院見學記

成田重春

美事な秋晴れの朝冷を衝いて、吾等の一團七十名を乘せた電鐵は、武藏野の平原を快く疾驅する。一路聖域多摩御陵を目指すのである。此の朝、十一月十四日危ぶまれた空模様は、カラリと高く紺碧に澄んで、一點の浮雲さへない。七時半新宿京王電停前に集合、八時勇躍出發となつたのである。漸く都心を離れ行くにつれ、武藏野特有の雜木林、逐年都塵にやつれたりとは云へ、而してその觸手にも似た赤い屋根瓦、所在に散見するとは云へ、流石に秋色を淡彩に織り交へて、往時、薄命の詩人獨歩を抱き、その傷心を慰めたるの俤を髣髴し得ざるに非ず。世に破れたる天才が、「瞑想し、思索し沈吟し、默禱」したるの林は、此處か、彼處か、など指呼する間に、車はひたすらによく走る。濛溪たる多摩の清流を越へる頃より、左遙かに秩父に連るのであろう緩るい丘稜線が、進むに從つて、そして益々鮮やかに、地上には收穫にいの傾斜を加へ、漸次吾等に迫つてくる。やがて、ト見る秩父連峰の彼方、中天に浮いて秀麗なる白扇富士の容姿を見る。車窓暫し讃歎の聲に色めきたつたのは、蓋し云ふ迄もあるまい。丘陵次第に觸接し來り、極まりなき滿山紅葉の麗美、そしむ乙女等の素朴なる點綴あり。たくまずして成せる牧歌的風致、眞に一幅の畫、一連の詩である。一代の文豪蘆花が、愛惜おかざりし地、而して、麗しき田園詩「みゝずのたわごと」を成せるは、確かに此の邊りに違ひない。乘る事時餘、事を捨てゝ多摩御陵前驛に降り立つ。

車中より開放された一同の視線は直前に廣々と延びたる壯絶の風景に奪はれ、改めて眼を刮るのであつた。武藏野に聳立する名山高尾は、陽に映へて眉に近く、それに重疊する幾多の連山は、その裾を朝靄に暈かして搖曳し、遙かに霞んで眼界を去る。澄み切つた山氣に、色樣々の秋色は、この山、又彼の峰を眼に沁みる鮮明さに於て、とりどりに彩り浮かして來る。誠、自然美の大觀とは、この樣をこそ形容するものに違ひない。しばし心を打たれる儘、呆然とこの壯嚴にただずむのであつた。

やがて列を整へ、驛前より直ちに續く御陵參道を行く。足に踏む玉砂利の音も清淨に、兩側に蟠々と茂る常綠樹の欝蒼たる蔭も、自ら森嚴である。かくして緩やかな傾斜を登り行く事少時、間もなく御陵の御前に到る。手洗所の清洌に身を淨め、一同鳥居前に肅然と列を正す。山腹を限つて造營せられたる圓型の御陵は尊嚴そのものゝ如く吾等が前に在り。一同愼しみて仰ぎ、恭しく額づく。底知れぬ靜寂天地をこめて、落葉の言さへ聽えず。畏くも、大正の聖代をしろしめされたる大帝、こゝに神鎭まりますかを思へば、心魂に徹する敬虔の念ひに、身の戰くものあるを覺える。尊王の志、報國の一念、誰人かよく新に感慨せざる者あるべき。默禱暫時、靜かに神前を拜辭す。ひそやかに順路歸途に就く。途次記念品を購ふ者、スタンプを乞ふ人。

午前十時、御陵前驛を發し、逆行二驛山田に下車、多摩少年院見學に向ふ。軟い畦道を約三丁路、少年院に達す。からたちの垣根を周圍にめぐらした所、コンクリ塀に馴れた吾等の目には新鮮であり、好ましい感觸である。垣根越しに、

土を掘り返してゐる少年達を見た。入口玄關の印象、高燥の地を擇んで建てられた別莊の趣である。案内せられて講堂に席を占める。お茶の接待に預り、待つ間暫し、院長殿の御挨拶と、事業の概觀についての御說明を聽く。

「本院は少年法の規定によつて、少年審判所から送致された者と、民法第八百八十二條の規定によつて、入院の許可せられたる者を收容し、嚴格な規律の下に教養を施し、其の性格を矯正し、社會生活に必要な實業を練習せしめるを目的とす。」

多摩少年院要覽に綴られて居る、本日の在院者數百四十名。私は本院を訪ねるに當り、本院には刑務所に於て見るを得ざるもの、卽ち明朗なる活力の橫溢あるべきを確實に期待して來たのであるが、全收容者の四五十パーセントは、所謂低能兒、精神耗弱者である事を聞き、最初の衝擊を受けないでは居られなかつた。低能兒でなくば、總て醫學的變質者であると知つては、完全に期待を打ちひしがれた計りでなく、竦々暗然と沈み行く氣持を何うする事も出來なかつたのである。續いて院長殿は云はれる。「最も敎化至難とされる者は、實に常習スリの少年である。從來はこれ等少年に對して、課するに農事、園藝の類を以てし、手指の感覺を荒廢耗磨せしめる事によつて、消極的にスリ不能を來たさしめる方策を採つて居た。しかし、これ等少年の特長は、その手先の器用さにある。故に私は、神の少年等に賜へるこの器用さを、滅却せしめる事の甚だ不自然なるを思ひ、その器用さを積極的に生かして行く事に心を致し、洋裁その他の手藝を敎へ試みたる所、その進步誠に著しきものあり、又彼等自らも趣味を覺えるに至り、出院後その仕事につき、今日易々社會に生計して居る者が、可成りの數に上つて居る。」と。少年敎化に對する一家の御見識であり、その得意や又讃へらるべきものに違ひない。

職員の方に案內せられて院內を巡覽す

る。先づ居室に至る。全員勞務に出拂つて居るので、全部空室である。一寸狹隘の憾みあるも、寄宿舍のそれと一般、居房の感は些かもない。机の上に載つて居る一冊の本を取つて見たら、アンデルセンの童話集だつた。和やいだ微笑を禁じ得ない。工場は、一棟を區切つて、木工印刷工、縫裁工の三部に分けられて居る。その規模の如き、勿論問題とせらるべき筋ではない。カーキ色の作業服を着けた少年達は默々と働いて居た。工場を出て、農事園藝場に赴く。可成り急な坂道を降りなければならない。その坂道を降り乍ら、ここでも又、八王子市街を直下にする展望を恣しいままにした。「西方には遙かに富嶽の靈姿を仰ぎ、東方には近く多摩川の清流を臨み、附近には多摩御陵を始めとし、名勝史蹟に富み、土地は高燥な高臺であつて保健に適し、環境自ら俗塵を脫して——」と、要覽の「位置」の所に記されて居る。それは文字通り絶佳な位置環境に相違ないのであ

る。

園藝場では、やがて晝食に近いからであらう、既に仕事ををさめ、全少年等は一所に整列して居る所だつた。養豚、養鷄の各舍を見る。規模大ならざるも、よく整頓されたただずまひ、見る眼に甚だ快い。豚舍の一つには、親豚を圍んで、七八匹の子豚が、新しい藁の上に、平和に戲れて居た。菊が咲いて居り、盆栽が無數に並んで居た。少年等の土にいそしむ樣を、直接視るを得なかつた事を、一寸心殘りに思ひ乍ら、三々五々、又急坂を登つてユルヽ〳〵玄關までの道を戻る。坂の途中、近くに鳴る鐘の音を聞いた。それは、修道院のそれの如き、印象的な響きを傳へ、心の底に沈潛し行く或る感傷を齎す種類のものだつた。

少年院の任務は、蓋し吾等の想像以上に重大であらねばならない事を思ふ。百四十名の少年等は誠に、人生の十字路に立つ迷へる子等に違ひないからである。少年等の前にあるものは、實に、光明へ、そして暗黑へ、の二筋道以外ではない。そして彼等の將來は永く又遙かである。彼等の多くは、生れ乍らの純眞を失ひ、或ひは蝕ばまれたる魂の所有者となつて居るのかも知れない。しかし吾等は、ささやかな螢火の影をでも、少年等の魂の內に見出し得る限り、斷じて希望を失つてはいけない。希望を失つた所、斷じて少年等の救ひと敎化は、そして、云ふ迄もなく吾等の行刑はあり得ないからである。

「——しかし私は信念を失はなかつた、私は眞暗な井戶の緣に倚つて、いつかは中で捕へて吳れるだらうと云ふ希望を懷いて、賴りなく綱を振つて居る人間に似た感じだつた」。アンドレ・ジイドの言葉である。

吾等は甘んじてこの綱を振つて居る人間にならねばならない。不斷の希望と信念とをもつて、この綱を振つて行かねばならない。勿論それは荊棘の途に違ひない。しかし、そこに何人も氣付かない高貴な生活と、人生の云ひ知れぬ滋味とのある事を、誰人がよく否定する事が出來ようぞ！。

心中に去來するモロ〳〵の感懷を抱いて、辭して外に出た。秋つ陽は、愈々サン〳〵と降り注いで居た。フト、今見た少年等の憔悴した顏色を思ひ出した。

強過ぎる秋の陽のせゐだつたのだらうか。

八王子少年刑務所見學記

瀨川翠山

多摩少年院に別れを告げ渺茫たる武藏野原に珍らしい小春日和の晚秋の陽を浴びて練習生一同長蛇の列をなし桑畑の畔道を傳つて八王子少年刑務所に向ふ。靜かなる農村にサーベル珍客の訪れに草も木も一驚を喫したか、心なくもざわめいて居るかに思はれた。この朗かなる行程約二十分、正午を過ぐること五分同所に着いた。

此處は又帝都各刑務所の堂々、華やかなるに反し遠く都塵を離れて大平原、桑園の眞中に木造平家造り板壁を巡らしてあることを思はせる。親切なる職員の方々に迎へられ直ちに休憩所に入る。そこには吾々練習生一行を特に待ち設くる爲に、紅白の幕を張り巡らし卓子に純白の布を覆ひ盆栽を配する等、そのお心盡しの程を深く感謝しつつ茶菓の饗應を受け、續いて晝食を採り玄關先にて記念撮影をなし、金澤所長殿より御懇篤なる御講話を拜聽す。

同所は元市谷刑務所、八王子支所と稱し女囚を收容したのであつたが、關東大震災の厄に遇ひ女囚を栃木に移して復舊工事に着手し、大正十三年改築竣功し、爾來女囚を廢して吾國最初の試みとして刑法第三十九條の所謂心身耗弱の少年受刑者を集禁し此の種の犯罪者敎化に當ることとなり、昭和二年二月七日獨立して八王子少年刑務所と改稱し今日に至つたものである。

收容區分は西は名古屋控訴院管內より、東は東北地方を原則とするも其他全國各地の少年受刑者中、心身耗弱者と認められ特別處遇を必要とする者は司法大臣の認可を經て當所に收容されることになつて居る。從つて其の處遇は監獄法のみにては足らず、司法大臣の訓令等に基き最善と考へられる制度及方法を種後考究し、昭和八年以來、新入者を約二ケ月間獨居拘禁に附し、心理考査並智能測定法により七分、五分、三分の三段階に分類し、各其の負擔すべき責任の程度を區別し、所謂個別處遇の適正を期し敎化に努めたる結果、年を追うて其の成績良好にして敎化の跡見る可きものありと。

今や社會は文明の一犧牲とも謂ふべき精神病者の數は生活の急迫度が高まるに伴れて近年著しく增加の傾向にある。玆に於て之等の精神異狀者を敎化し犯罪を防遏し、社會の公安を保持する爲には保

安處分よりも之等の者に不定期刑を以てのぞみ特殊施設を擴張し、特別なる教化手段により絶對的の隔離と改善をなすことが最も緊要且つ適切なことではないかと思考するとは金澤所長殿の私見であるが、一同も同感であつた。お話し終つて所内の見學に移る。

敷地二千五百餘坪、舍房は三棟にて雜居房三八、獨居房三〇なりと。本日收容人員は二一六名でこの中、被告一〇名、勞役二名、成年受刑者二六名、（經理作業に使用）で之等を除き殘り一七八名が所謂精神異狀者であつて、裁判所に於て心身耗弱者として處斷された者と、服役後に於て精神病となり刑務所に於て認定したる者との兩者である。

先づ舍房より案内される。被拘禁者が上述の如く異狀者なる爲に獨居房は勿論、雜居房に於ても窓硝子の破壞、房扉の損傷又は壁を傷つけ、柱をかぢる等、發作的行動に依つて非常に痛められ、其の痕跡歷然たるものあり、之によつて見るも如何に此の種受刑者の狂暴にして其の處遇の至難なるかを窺知することが出來る。と同時に其の智能の程度も亦測り知るに難くない。又當所には持續風呂と言ふ異名の風呂があつて、之は溫い湯を以て發作的の精神昂奮者をこれに入れて制縛し置き、自然に鎭靜せしめる裝置で、他所では見られない設備である。

次いで教誨堂に入る。此處には收容者の教化資料や、其の他製作品が陳列されて居た。幼稚園を思はせる樣な立派な彩色の教育用具や、頭から直ちに足の生へて居る圖畫、其他を見て吹き出しつつ工場に導かれる。作業は殆んど見るべきものなく風船張り麻繩位のもので、一同が巡視して行くと突然頓狂な聲で今日は今日は、と挨拶をするのも、他では見られぬ狀景であり、可愛らしく又憐れでもあつた。

運動場には丁度二十數名の少年が運動中であつたがそれでも秩序は整然と保たれて、一かどに野球をやつて居る者、嬉れしさうに側から見て居る者等々。實に狂暴な精神異狀者とは思はれない程和やかであつた。教室に並んで嬉樂室がある。ピンポン臺や將棋盤其他種々の娛樂用具も並べられて居る。最後に心理精神考査室に入る。此處には各種の智能測定器を手にして測定方法を教へられ、自分を檢査して悅に入る者、記憶力がよいとて悅ぶ者、手先が器用と言ふ者等々、各自測定方法を實驗して見學を終る。お蔭で僕も非常に見聞を擴めて研學上並實務上に得たる智識は甚だ多かつた。

この見學に於て一同の深く感銘したることは、同所が少年受刑者のための特殊設備なる關係上、其の處遇につき同所職員の拂はれる人知れざる勞苦の程であつた。終りに臨み金澤所長殿を始め各職員の方々の御厚遇を感謝し、併せて斯界の爲に御一同樣の御健在を祈つて此の見學記を結ぶ。

切抜帖より

司法省新規要求承認費目

昭和十二年度豫算案は十一月二十七日の豫算閣議で決定されたが、豫算總額三十億四千百萬圓の中、新規要求承認額は十一億八千萬圓で要求總額十六億四百五十萬圓に對しその七割が認められた譯である。司法省の新規要求承認額は六百三十一萬五千圓で、その主要な費目は左の通りである。（單位千圓）

一、刑務所職員增員費（看守長三五人看守四〇〇人）……三三四
一、刑務作業統制費……六
一、市谷刑務所新築廳舍器具設備費……四
一、刑務所收容費の增加……一、三七
一、水戸刑務所移築費（總額六〇九、一九六圓三ヶ年繼續）…一五一
七、八二二圓五ヶ年繼續）…一二〇
一、北區刑務支所移築費（總額五一
一、判檢事その他職員充實費（七四
一）一、判檢事その他職員待遇是正
費（二五七）一、人事刷新のため整
理費（二〇〇）一、法規整備の施設
費（八〇）一、少年審判所增設費
（福岡）（三四）一、矯正院及同出張
所增設費（福岡）（四九）一、指紋
掛職員增員費（四）一、刑事局職員
增員費（七）一、保護課職員增員費
（一）一、控訴院檢事局監督書記昇
格費（一一）一、區裁判所出張所（二
〇ヶ所）設置費（四九）一、函館地
方裁判所廳舍新築費（一七）一、一
ヶ年限度新營及修繕費（一一九）
一、商法改正法律實施準備費（五）

外に大藏省所管に計上を要するもの左の如し。

一、市谷刑務所附屬留置場その他新營費（五〇）一、東京刑事地方裁判所檢事局廳舍その他新營費（二一〇）一、區裁判所廳舍その他新營費（二四二）一、裁判所假廳舍その他新營費（五〇）一、福岡矯正院廳舍その他新營費（一九〇）

斷種法案議會提出に決定

惡質民族根絶、犯罪防遏の一手段として日本民族衞生協會（理事長東大醫學部長永井潛博士）を中心に多年各方面の權威を網羅して研究されつゝある斷種法は、十二月二日の最後的委員會（委員永井博士、三宅鑛一博士、正木亮控訴院檢事、吉益脩夫東大講師、市立廣尾病院長加用信憲氏、橫濱高工教授齋藤輝次氏、代議士八木逸郎氏、同荒川五郎氏）で漸く草案を脫稿、愈々今議會に提出されることとなつた。

草案は十三ヶ條より成り、既にこれを實施してゐる米國、スヰス、ドイツ、カナダ、デンマーク、メキシコ、瑞典、諾威、フインランドの九ヶ國の法文、實情を參酌した上、各專門家が細かい技術上の問題を研究し、これに正木檢事が立法的基礎を加へて完成されたもので、主なる特徴は斷種の制定を裁判によらず委員會の判定に任せた點と非强制的である點にあると云はれてゐる。草案の條文は大略左の如くである。

第一條　本法ハ精神薄弱者、癲癇者、精神乖離症者、躁鬱病者、强度ノ病的人格者、盲者、聾者又ハ强度ナル身體畸形者ニシテコレラ劣等ナル素質ヲ遺傳スル虞レ顯著ナル者ニ對シ斷種ヲ行フコトヲ以テ目的トス

第二條　前條ニ揭グル斷種トハ男子ニ對シテハ輸精管ヲ切斷シ女子ニ對シテハ輸卵管ヲ切斷スル手術ヲ謂フ

第三條　斷種ハ本人ノ申請ニ基キ又ハ左ニ揭グル者ノ申ヨリ申請アリタル場合ニ限リコレヲ行フコトヲ得

1　戶主　2　法定代理人又ハ保佐人　3　官公立ノ精神病院、監獄、矯正院又ハ教護院ノ長

第四條　前條ノ申請ハ命令ノ定ムル所ニヨリ之ヲ地方長官ニ申報スルコトヲ要ス

第五條　前條各號ニ揭グル者ノ申請ニハ本人ノ同意ヲ要ス、但シ本人意志能力ナキトキハ其ノ配偶者、法定代理人又ハ保佐人ノ同意ヲ以テ足ル

第六條　斷種ノ適否ヲ判定スルタメ斷種委員會ヲ置ク、斷種委員會ハ判事檢事各々一名及ビ醫師二名ヲ以テ組織ス（第七條、第八條省略）

第九條　斷種委員會ハ附議ヲ受ケタル日ヨリ三ヶ月以內ニ斷種ノ適否ニ關スル協議ヲナシ、ソノ結果ヲ內務大臣ニ具申スベシ

第十條　內務大臣斷種ヲ適當トスル旨ノ具申ヲ受ケタルトキハ三十日以內ニ斷種ノ手術ヲ爲スベキコトヲ命ズベシ

第十一條　斷種ノ手術ヲ爲シタル醫師ハソノ手術後三十日以內ニ命令ノ定ムルトコロニ依リ手術ノ結果及ビ手術後ノ經過ヲ內務大臣及ビ斷種委員會ニ報告スルコトヲ要ス

第十二條　斷種ニ關與シタル者ハ斷種ヲ受ケタル者ノ住所、姓名及ビ之ニ關スル斷種ノ狀況ニ付キ祕密ヲ守ル義務ヲ有ス

第十三條　前條ノ義務ニ違反シタル者ハ六ヶ月以內ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

行政處分に執行猶豫を採用

富山縣警察部の行政處分は昭和十年度は一七二件、昭和十一年度は既に十月末現在まで一〇九件を數へてゐるがその中九割までは交通事故による自動車運轉手の免許取消、停止處分が占めてゐる現狀である。以上に鑑み多年交通事故防止に頭を惱ましてゐる保安課では、行政處分が運轉手を訓戒し事故防止の一助となることは認めてゐるが嚴重に失すると徒らに關係者を畏怖させるうへ、運轉手には罰金、就業休止と二重の負擔を課せられることになり再就業の際オーヴアー・ワークから却つて事故の種となり易く、一方處分の緩和は當事者の自戒心を稀薄ならしめる懼れありと苦慮した結果、全國で最初の「行政處分の執行猶豫」を實施することに決定した。すなはち、從來の二處分の他に猶豫處分が附加され、一年乃至二年間處分の執行を猶豫し期間中無事故ならば處分を取消すといふ司法裁判上の執行猶豫制度に做つたものである。ごく輕微な事件、情狀酌量に値ひする事故、當事者に誠意の認められる事故等々に適用すれば處分の嚴正を期すると共に、その運用も事情によつて屈伸自在の妙を加味し得るので一石二鳥の妙案であると云はれてゐる。

活潑な民間の防犯組織

「檢擧よりも防犯へ」をモットーに內務省防犯課が各府縣警察部を通じて奬勵につとめてゐる民間の防犯組織は治警組合、刑事協會、防犯組合、保安協會等の種々樣々の名稱で全國市町村に續々設けられ、犯罪防遏の爲めの强力な組織網が全國に張りめぐらされんとする氣運にある。例へば秋田縣の如きは部落を單位とせるもの三百六十一、市町村を單位とするもの八、縣聯合會一、計三百七十といふ發達をみ、新潟縣でも殆んど全縣下に設けられてゐるといふ狀態である。これらの組織ものの特徴は

豫防を主とする純然たる自警組合
二、警察法令の智識の普及、警察の事務援助、刑事功勞者の表彰を主とするもの
三、以上の二つを兼ねたもの
四、組合員の風紀を改善して組合員間から犯罪者を出さぬやうにする

等に大別することが出來る。勿論これらの組織はその土地の特殊性を多分に採入れたもので、千葉縣下の某村の如きは一村を擧げて賭博に耽る惡習があつたので賭博防止會の名によつて呼ばれてゐる位である。一方東京市目黑署管內の安全組合では近隣五戶乃至二十戶を一グループにし組長の下に輪番があつて警戒に當るといふ隣保共助組織の精神を濃厚に漂はせてゐる。

これに類似する實例はその他にもみられるが、これ等は何れも德川時代に主として普及した所謂「五人組制度」の精神を新らしい形で現代に生かし、比隣警察、隣保共助精神を呼び返へさうと努めたもので、內務省防犯課では民間防犯組織の豫想外の好成績と、それが實際に迫り始めたこの新らしい傾向に大いに勢を得て全國の優秀な民間防犯組織の調査表を作成、この程各府縣警察部に配布して特に注意を促すところがあつた。

海外異聞錄

◇演說をサボつた罪

ヒットラーならでは夜も日も明けぬといふのがドイツ國の現狀だが、最近もヒットラーの演說のラヂオ放送を聞かなかつたばかりに監獄行きとなつた笑へぬ話。シュツツガルトの町に堂々たる店舖を構へたパン屋さんルードウイツヒ・シヨツプ氏は過般ニユルンベルグ黨大會でヒットラー總統が大童の演說をやつてゐる最中、つひうつかりして、ラヂオのスヰツチを切つたままにしてゐた所、これが何處からともなく祕密警察ゲシユタポの耳に入り、忽ち御用といふことになつた。ショップ君は別に惡氣でやつたことではないので陳辯これ努めたが、祕密警察の方ではいつかな聞き入れようとせず營業停止を命じた上、一々つまらぬ事まで數へあげて「叛逆罪」の廉でナチス裁判所に起訴してしまつたのである。

◇靴代をバナナで支拂ふ

スペイン革命軍總帥フランコ將軍は、資金の缺乏から靴代にバナヽを受取つてくれとチエコスロヴアキアのバタ製靴會社に申込んだ。この會社はモロッコに澤山な支店を持ち、內亂勃發以來革命軍に多數の軍隊靴を賣込み、二百萬チエコ・クローネ（一クローネは十片）を支拂はれる筈だが、革命軍はその占領地帶では一切外國の負債を支拂はぬ事となつてゐる。處がこの製靴會社は度々靴代の請求をするので、フランコ將軍はバナヽで支拂ふと申込み、會社側でも仕方がないのでこれを受取る事となつたのである。

◇醉つ拂ひ鑑定法

酒氣を帶びて自動車を運轉することは米國で嚴禁されて居るが、さて果してアルコール分を體內に吸收してゐるか否か、一見判別出來ぬ樣な手强い酒豪連轉手もあるので、此の仕事は警官隊も手古摺つてゐる。そこで種々その方法が講じられてゐるが、その中で妙策を紹介すれば、警官は常にポケットに先端にゴムの附いた棒と懷中電氣を忍ばせて歩く、怪しいと睨むと直ちに下車を命じ、先づ棒で手足をコツコツ叩いて見て反應の有無を檢査する、次いで懷中電氣で眼がはれてゐるかどうかを見る、以上で大抵は參つてしまふが、それでも一向見當が付かぬ場合には片足で立つて眞直に歩かして見る、最後には眼を閉ぢ膝を交叉して直立させる。これだけやれば嘘見は必定だとのこと。

◇變つた邪敎征代

最近ローマ郊外で「ブルブル敎」といふ奇妙な宗敎が當局の槍玉にあがつて禁遏された。「ブルブル敎」とはイタリー語で「トレモランチ」（身體をふるはす人）といふのだ、がその信者が一座に會すると呪文を唱へながら、文字通り身體全體をブル〳〵震はせ、ヒステリーの樣な恰好をする。摘發された原因は此の宗敎には何等神聖なものがなく、全くインチキなものだといふにあるが、最近は政府の眼をかすめて信者が次第に增加し、ローマ郊外の本部には每日信者が殺到してゐた。警官に引張られた信者一同、この時こそ祈る時とばかりに頻りにブルブルやるので、流石のファシストの猛者連も辟易してゐるといふ。

◇大統領宛小包に大騷ぎ

最近のこと、シンシナチ郵便局で小包をえり分けてゐると、今を時めくルーズヴエルト大統領宛に怪し氣な小包があつた。爆彈と見てとつた郵便局は大騷ぎ、早速祕密探偵局へ、その旨を急報したので、探偵局も時節柄重大と見てとり、早速刑事を派遣してその小包を取寄せ、一同緊張の裡に小包をあけたら一ポンド鑵と一通の手紙が出て來た。手紙の文面には簡單に「これは失業救濟ロース・ビーフです、御試食を願ひます」とある、探偵局のものが念のために鑵をあけると肉が出て來て、試食したといふ譯。

◇五つ兒は宇宙線の仕業

太陽の黑點や宇宙線が景氣變動の原因だとは數年前によく唱へられたところだが、最近ニユーヨークのアマチユア天文學協會長オリーエルウ博士は、動物の畸形も凡て此の宇宙線と黑點の作用に因るものであるといふ學說を發表した。同博士の理論によれば、宇宙線の微粒子は一分間百個の割合で人體を透通するが、それがたとへば、動物の胎兒に打つかると細胞の變化を起すのださうである。博士は五つ兒なども、凡て此の宇宙線の惹起した現象だと稱してゐる。

◇閻錫山とひげ剃り

山西省にモンロー主義を唱へて一大勢力を張る支那の閻錫山もなか〳〵苦勞が多く、ひげそり一つにも大した苦心を要する、といふのはまづ理髮師を官吏に任命して幾年間かの自分の腹心にしておく、いよ〳〵忠實な官吏だとわかると初めてひげを剃らせる。しかしかみそりを持つてゐることであるし、いつ反閻錫山派の者から金をもらつて閻をかみそりでぐさりと暗殺するやもはかられない危險がある。そこでひげそりの際には四人の護衞がピストルをもつて、かみそりの理髮師の頭に突きつけて、かみそりのすべるのを監視する物々しさだ。そこで理髮師はかみそりのすべりよりもピストルの引金がいつすべつて自分の頭をやられるかと心配で、ろくにかみそりがつかへず、閻錫山の顏はすべ〳〵したひげそりのあとをみせたことがないといふ。

◇英國ラヂオにお祈りの時間

ラヂオの普及と共に、英米では「お祈りの時間」といふのが盛に行はれてゐるが、英國では「お祈りの時間」のために「お祈り集ひ」といふものを新しく作つた。これは「每朝新しく」と銘打たれてゐるが、過去千七百年間に出來たお祈り文句の代表的なものを選擇してあるほか、最近出來たものも收錄してある。例へば中には「音樂家の祈り」「新聞記者の祈り」から「店員の祈り」等があるがこゝに「運轉手の祈り」といふのを紹介すると「主よ、我等道路を使用する總ての者に禮儀と好意と、自制と注意の精神を與へ給へ、我等の同胞への顧慮により、我等をして一切の不必要な危險と不慮の死から免れしめ給へ」といふのである。

矯正図書館

敍任辭令

十一月十六日

正七　看守長　枇杷橋喜一

十一月二十日

川越少年　玉島支長岡山兼務看守長　宮本秀人（玉島）

玉島支長岡山兼務看守長（德島）　看守長　妹尾孝太郎（德島）

願免（東京保護觀察所保護司）　看守　植田鹿治（高知）

願免（大阪同）　教誨師　藤井惠照（市谷）

同（仙臺同）　同　寺西教專（水戸）　看守長（西大門）

同（札幌同）　同　藤原教圓（京城）　看守長（光州）

同（東京同）　同　瓜生義淳（札幌）　京城

　　看守長　藤岡均一（川越少）　咸興

十一月二十七日　　釜山

教誨師（千葉）十級　囑託　安達本識（千葉）　休職

盛岡少九級　教誨師　上野慧空（小菅）　依願免本官（特賞略）

川越少同　同　高田義襄（廣島）　看守長（西大門）十級

釧路支十一級　同　竹津眞一（府中）　看守長（光州）十級

大阪十一級　同　岡玄慶（大阪）　京城

市谷　同　田中秀寶（神戸）　咸興

神戸　同　本多瀧馬（姬路）　釜山

（滿洲國）

九月十五日

兼司法部屬　三等　典獄佐　前間英六

派司法部總務司辦事　司法部屬　前間英六

十月一日

調在復州監獄辦事　典獄佐　松田次郎七（濱江）

（朝鮮）

十一月十二日

（看守長兼通譯生）　金一龍（咸興）

看守長　呂仁出（京城）

看守　木村正俊（西大門）

看守　牟田樫男（西大門）

看守長　西村渡（釜山）

（看守長兼通譯生）　鄭三龍（西大門）

看守長　兒玉憲三（光州）

姬路少　同　楠顯逸（大阪）

宮城　同　楠原堯照（長野）

長野　同　箕浦良緣（盛岡少）

水戸　同　小玉賢道（川越少）

札幌　同　脇坂澄晃（函館）

函館　同　濱田大嚴（網走）

網走　同　兒玉義蘊（釧路支）

『刑政』五十卷
刑務協會新築

記念懸賞論文募集

市谷刑務所長　谷內庄太郎　　小菅刑務所長　柳原鎭平

橫濱刑務所長　東邦彥　　東京控訴院檢事　正木亮

一、趣旨　刑務協會は今昭和十二年を以て創立五十周年に當り且つ協會發行の雜誌『刑政』も五十卷を重ねることゝなつた。當協會は光輝ある五十年の歷史と新會館落成とを併せ記念する爲め、廣く會員各位より懸賞論說・隨筆を募り多年に亙る各位の熱誠なる御支持に酬いると共に、刑政の大道を天下に闡明せんと期する次第である。

二、課題

第一部「累犯防遏を論ず」（論說）

第二部「刑務所の一日」（隨筆）

三、審査員

第一部委員長　刑務協會長　岩松玄十

第二部委員長　東京控訴院檢事長　金山季逸

委員

東京刑事地方裁判所長　鬼頭豐隆　同檢事正　猪俣治六

東京控訴院刑事上席部長　杉浦忠雄　同次席檢事　松阪廣政　大審院檢事　秋山要　同　黑川涉　同　池田克

東京區裁判所檢事　長谷川瀏　司法書記官　岡五朗

同　吉江知養　同　中尾文策　司法省衞生官　芥川信

府中刑務所長　椎名通藏　豐多摩刑務所長　吉田律

四、應募規定

一、應募資格　刑務協會員　二、文體　口語體平假名

三、枚數　第一部——四百字詰原稿用紙五十枚以內　第二部——同上二十枚以內　四、締切　昭和十二年三月末日　五、應募原稿提出先　各支部長の手許に提出のこと。但し提出原稿は返還せず。

五、賞　第一部

一等　壹百圓……一名　二等　五拾圓……二名

三等　拾圓……五名　選外佳作　五圓……若干名

第二部

一等　三拾圓……一名　二等　拾圓……五名　三等　五圓……十名　選外佳作　……若干名

（右の他入賞者には入賞メダルを加賞す）

刑務協會

矯正図書館

訓令通牒

◇課長主任氏名報告様式改正ノ件

司法省行刑局（行秘甲第二〇三號昭和十一年十二月二十八日）

本年八月二十一日行秘甲第一五三號ヲ以テ標記ノ件通牒致置候處其ノ様式ヲ別紙ノ通リ改正致候條可然御取計相成度候

（様式）

發送番號

課長、主任氏名調書　昭和　年　月　日現在

一、本所　何々刑務所長　氏名　印

課長	主任	係員	俸給	官職	氏名
庶務				典獄補	何某
	會計				
	文書				
	領置				
	用度				
戒護				看守長	

		管區長		同	
作業				作業技師	
	分任			看守長	
教務				作業技手	
				教誨師	
醫務				教誨師	
				保健技師	
				教師	
				保健技手	

備考　本年八月二十一日行秘甲第一五三號備考參照

二、何々支所

支所長ノ官職氏名

主任	係員	俸給	官職	氏名

備考　本年八月二十一日行秘甲第一五三號備考參照

◇司法省告示第八十六號

昭和四年司法省告示第四十二號中左ノ通改正シ昭和十一年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年十一月二十六日

司法大臣　林　頼三郎

岐阜刑務所ノ項御嵩刑務支所ノ前ニ左ノ項ヲ加フ

鷹見町刑務支所	岐阜市鷹見町

（參照）

昭和四年十二月二十七日司法省告示第四十二號ハ分監ノ名稱及位置ノ件ナリ

◇保健技師、技手ヲ配置セザル刑務支所ニ於ケル醫務衛生事務囑託ノ勤務方法並ニ衛生材料整備等ニ關スル件

依命通牒ニ依ル刑務支所指定ノ件中改正ノ件

司法省行刑局（行甲第一四四四號昭和十一年十二月一日）

本年十一月六日行甲第一三四八號ノ二ヲ以テ標記刑務支所指定ノ件通牒致置候處今般左ノ如ク改正相成候條御了知相成度候

記

一、第二項該當刑務支所ノ項中

「高山刑務支所」ヲ削リ「鷹見町刑務支所」ヲ加フ

一、第三項該當刑務支所ノ項中

「七尾刑務支所」ノ前ニ「高山刑務支所一ヲ加フ

◇治安維持法違反受刑者ノ假釋放上申書記載方ニ關スル件

司法省行刑局（行秘甲第二〇八號昭和十一年十二月一日）

標記受刑者ノ假釋放上申ノ場合ニ於テ昭和十一年司法省令第三十五號假出獄思想犯處遇規程第二條ニ依リ通知スベキ保護觀察所ハ爾後之ヲ上申書中保護關係其ノ他ノ參考事項欄ニ適宜記載相成度候

◇朝鮮總督府令第百六號

不明治四十三年朝鮮總督府令第十一號

（監獄及監獄分監ノ名稱、位置）中左ノ通改正ス

昭和十一年十月十五日

不別表朝鮮總督府監獄及分監ノ名稱、位置表欄中「高陽郡龍江面一ヲ「京城府一ニ「富川郡文鶴面一ヲ「仁川府一ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◇指紋事務取扱規程及指紋原紙取扱心得改正ニ關スル件

民政部　第二九〇號

蒙政部訓令第四一〇號

司法部　第七八三號

康德三年九月二十一日

既往ニ於ケル本邦指紋事務ノ實驗ニ徴シ之ガ擴充ト事務處理上ノ改善ヲ策シ今回全國ニ指紋事務取扱官署ヲ增設シ其ノ擔當區域ヲ變更スルト共ニ事務取扱ノ實際ヲ考慮シ玆ニ指紋事務取扱規程及指紋原紙取扱心得ヲ改正シタルニ付各（省、廳、校、隊、署）ハ之ヲ所屬機關ニ轉令シ　指紋ノ整備活用ニ一段ノ努力ヲ期セラルベシ

（指紋原紙取扱心得ハ登載略ス）

刑政第50巻第1号
矯正図書館

昭和十二年一月一日發行　第三十六卷第一號　壹冊金五拾錢　郵稅一錢半　半年分郵稅共金參圓　一年分郵稅共金六圓
發行所　京都帝國大學法學會
發賣所　東京　有斐閣

法學論叢

論說・資料

動產抵當の法的承認……田島順
客觀的處罰條件……佐伯千仭
維新前に於ける議會制度の移入について…小早川欣吾
商法改正法案を評す(二)……鳥賀陽然良

批評と紹介

今中次麿教授著『日本政治史大綱』……小早川欣吾
田中耕太郎博士『手形小切手法概論』……大橋光雄
ジコス『コンツエルン法の諸問題』……吉田諒吉

判例研究

〔民事法〕相續開始一年前の贈與と遺留分……近藤英吉
權利者に對する害意……大橋光雄
商標法第十五條に依る取消……齋藤常三郎
破產債權表と破產債權確定の訴……宮本英脩
〔刑事法〕辯護の範圍に制限を付したる辯護人の選任……土地所有權移轉と耕地整理に關する權利義務承繼……大西芳雄
〔公法〕

法曹會雜誌

第十五卷　昭和十一年一月一日發行　第一號　定價金五十錢
司法省構內　法曹會
振替口座東京一五六七〇番

○保證人の代位辨濟と其の登記の要否……大審院部長　前田直之助
○罪となるべき事實(一)—有罪判決書の必要的記載事項として—……松江地方裁判所判事　島方武夫
○思想犯罪と日本精神(二)……東京區裁判所檢事　宮本彦仙
○瘖啞者の刑事責任能力……横濱地方裁判所司法官試補　植松正
○土耳其國の司法制度概略
○法曹會決議
○司法省訓令通牒回答
○大審院判例要旨
○雜報

法學新報

中央大學法學部門機關
第四十七卷　第一號　昭和十二年一月
居所の觀念を論ず……教授　岩田新
永小作權沿革小史……講師　戒能通孝
扶養義務……講師　和田于一
本邦上古刑事訴訟法考……講師　佐々波與佐次郎
養子法の近代的性格……講師　青山道夫
フオン・シユウエリン「ゲルマン法の發展」……武藤智雄

刑事判例研究

事實の默秘と詐欺罪……講師　草野豹一郎
背任罪の成立……講師　吉田常次郎
民事判例研究(二四)……民事判例研究會
先取特權者の競賣申立(梶田年)—親子關係確認の訴(高橋靜一)—債權履行の引受と第三者の爲にする契約(島保)—和議申立人の債務者と相殺(黒川眞前)—準備手續と審理更新(前野順一)

海外法律事情

英國失業保險法要綱(下)一野喜三郎
近着外國雜誌法律論題要目

警察研究

昭和十二年一月五日發行　第八卷第一號　一冊四十錢　一年四圓五十錢
發行所　良書普及會
東京市小石川區江戸川町一五
振替東京六四四九番

法律における經濟人と社會人…東京帝大教授　牧野英一
國策と情報宣傳……内閣情報委員會幹事　横溝光暉
最近出版界の動向一斑(上)……内務事務官　久山秀雄
阿片及び麻藥問題概說(其の一)拓務書記官　赤木朝之
農村社會生活と國民健康保險…社會局書記官　川村秀文
交通警察上に於ける警察力運用論(下)……警視廳交通課長　吉江勝保
警察官と捕繩術(三)……警察講習所講師　清武玄
議院法逐條示解(十一)……警察講習所教授　有松昇

資料

新法令の研究—訓令通牒—警察關係判例—
—質疑應答……擔當者(内務屬　種村一男／内務屬　松尾英敏)

編輯餘錄

□ 愈〻尨大なる豫算が通過して恐らく近き將來に於て又又全國の囚人をして作業上に蹶起せしめねばならぬことゝなるであらう。然しその際に於て最もいましむべきは能率主義に墮して精神的敎化作用を閑却することである。

□ われわれはかやうな場合に於て特に受刑者たちに忠君愛國の精神を喚起することに全力を致すのではあるが、しかし、世の中は動もすれば之を以て囚人勞働の搾取なりとして之を批難する場合が尠くないのである。

□ 幸にして作業官制も認められたことであるからその制度組織の上からも亦運用の點からもかやうな誤解を惹起することなしに作業報國の結果の得られることを切望して止まない。

□ 刑政が愈〻第五十卷の春を迎へた。想起すれば赤表紙青表紙の對立時代より監獄協會雜誌時代を經て刑政の今日に至るまでの歷史はわが監獄發展史と共に貴重な思ひ出ではあるがその發達に力を致された故佐野尙氏、故小河滋次郎博士、谷田三郎博士に對しては特に深甚なる敬意を捧げねばならぬ。

□ 監獄は文化の衣裳である。時代の進むにつれて進まねばならぬがその文化の紹介役として刑政五十年は實に大きな足跡を殘したものとして誇るべきものがあると思ふ。

□ 刑務協會が威容堂々と完成した。われら協會員の中央部はここになつた。之から更にその中味を築き上げねばならぬ。中味とは協會內のデコレーションではない。卽ち刑務協會より叫び出すその一言が現代行刑を動かすに足るその力を意味する。

□ 衣食足つて禮節を知るのであるからもちろん財政や機構の充實に力をそそぐのも必要ではあるが此の際に特に理事者に要望するものは其の行刑指導的迫力を養ふことにある。

□ ハワード・リーグ協會のクラーブン女史が行刑論を、ベンシルヴェニヤのフレーザーが行刑指導原理を何れも筆にして居るがそんな主張の出來る協會にして行くことが之からの協會の行衞でなくてはならぬ。

—昭和十一年十二月十一日—あき緖—

定價表		廣告料	
一冊（稅共）	金二十五錢	一頁	金五十圓
六冊（稅共）	金一圓五十錢	二等一頁	金四十圓
十二冊（稅共）	金三圓	普通一頁	金三十圓

注文支規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十一年十二月二十八日印刷納本
昭和十二年一月一日發行
東京市麴町區西日比谷町一番地
編輯兼發行人 伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町二二八四番地
印刷人 大河內恭三郎
東京市葛飾區小菅町二二八四番地
印刷所 刑務協會印刷所
東京市麴町區西日比谷町一番地
發行所 刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座 東京二五〇五九番

京都帝國大學敎授法學博士 石田文次郎著

擔保物權法論

上・下兩卷愈々完成!!

好評

本書は斯學の權威石田博士が多年の精研に成る擔保物權法の體系的解說書にして、曩に公刊せる學界定評の好著「投資抵當權の研究」の姉妹篇であり同時に「物權法論」の續篇である。昨年上卷（第一章總論・第二章抵當權）の發賣さるゝや、好評噴々、之に對する學徒、實際家、學生、受驗者共の他の力强き支持は忽ち群書を壓倒した。之と同時に下卷の完成を翹望する聲は陸續各方面より來つたが、爾來著者は銳意筆陣を進めて續稿の完成に努められ今や江湖の久しき渴望を充さる。下卷は（第三章質權・第四章賣渡擔保・第五章留置權・第六章先取特權）の四章を收むると共に、卷末には上下兩卷を通ずる條文索引を附し研學上の便宜をも周到に用意せらる。難解なる斯法の眞髓に關する著者の蘊蓄は、玆に博士獨自の整然たる體系と簡明な敍述によつて、其の全貌を窺ふことを得るに至つた。敢て大方の座右に薦む。

物權法論 菊判總布裝 總頁六四二 定價金四圓 送料廿二錢

投資抵當權 菊判背革裝 總頁三三二 定價二圓八十錢

東京 神田 神保町

有斐閣

振替東京三七〇番

刑政第50巻第1号

矯正図書館

50e Année N° 1 Janvier 1937

KEISEI

Revue pénitentiare du Japon

dirigée par
G. Iwamatsu
Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

S. Aoki, professeur assistant à l'Université impériale de Tokio. —— De l'exécution de la peine du point de vue de la sociabilité humaine.

T. Teramitsu, magistrat. —— Le système progressif de l'exécution de la peine en Allemagne national-socialiste.

Movement des idées à l'étranger.

KEIMU-KYOKWAI
(Société des Prisons du Japon)
près le Ministère de la Justice